

平成 26 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月
鎌倉女子大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	6
基準 1 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
基準 2 学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
基準 3 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	47
基準 4 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・	63
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・	68
基準 A 女子短期大学としての『女子教育』・・・・・・・・	68
V. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・	72
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・	73

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

鎌倉女子大学は、学祖・松本生太によって京浜女子家政理学専門学校として昭和18(1943)年横浜市に創設された。戦時下でありながら、家庭においても社会においても女性の役割が重視される今日の時代の到来を見通し、それ以来一貫してわが国の女子教育の普及・向上に邁進してきた。

戦災で灰燼に帰した学園の再建のため、創設者は、第2代学長である学父・松本尚と共に本拠地を古都鎌倉に移した。この地において本学は、本格的に教育内容並びに教育環境を整備・拡充し、その校名も昭和時代の京浜女子大学、そして平成元(1989)年鎌倉女子大学と変更を重ね、幼稚部・初等部・中等部・高等部・短期大学部・大学・大学院の一貫教育を行うことができる総合学園として完成、現在に至っている。

本学の建学の精神は、教育の理念・教育の目標・教育の姿勢・教育の方法・教育の体系の5つの教育的課題を包含すると同時に、これらが構造的に配置されているところに、その特徴をもつ。

本学の教育の理念は、「感謝と奉仕に生きる人づくり」におかれている。人間は、自然との、家族との、社会との、歴史との、文化との、更には人間性を超える絶対者との関わりの中で、一個の自分を支えもつ存在である。この動かし難い事実と真摯に耳を澄まし、思いを馳せる人こそ、自ずとすべての存在に対する感謝と奉仕に生きる人といえよう。こうした教育の理念は、ベネディクトゥスの「祈りかつ働け」(ora et labora)以来、ルネサンスを経て、現代に至るまでの西洋の歴史に一貫して受け継がれてきている教育の理念に合致し、人類普遍の教育の理念を喝破したものといって良い。内に向かつては清らかな感謝の心を醸成し、外に向かつては逞しい奉仕の活動を促す、これこそが、教育が求める永遠の理念に他ならない。

本学の教育の目標は、「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」におかれている。人間は、家庭生活を営む上でも社会生活を営む上でも、知識を獲得し、技術を修得し、道義を涵養することを必要とする。殊に学校の役割は、専門職による高い知識の提供、高い技術の伝達、高い道義の開発にあり、人間は、こうした知の圏域に他者と共に生きることによって、頑是ない赤子から、自らの個性を発見しつつ、成熟した人格へと成長することができる。また、学校は、知的資源を蓄積することによって、人々の生涯学習過程に貢献することができる。そのために、学校は、教育内容を保証する研究にまた注力しなければならない。しかし、教育も研究も、理念を欠いては、その意味や価値を失うものであり、それ故理念こそ、学校の活動を方向づけ、根拠づける導きの糸なのである。

本学の教育の姿勢は、「人・物・時を大切に」におかれている。教育者は教育者として、被教育者は被教育者として、互いに邂逅し、共に教育の場を形成し、相互に人・物・時を大切にす精神として切磋琢磨しなければならない。人間の知への根源的な欲求と師弟同行こそ、実際に教育を推進し、理念に導かれつつ目標を達成する具体的力なのである。

本学の教育の方法は、「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」におかれている。ぞうきんとは、身体的な学び方を、辞書とは頭腦的な知り方を意味している。実践と理論、体験と知識、生活と学問を統合した学び方・知り方を緊張と調和の関係におき、これらを相互に補

完し、両者を統合するところに、人間は、真実をリアルに掴み取ることができる。

本学の教育の体系は、「徳育・知育・体育の調和」におかれている。教育は、人間が潜在させる知情意の可能性すべてにかかわる知育・徳育・体育の三位一体によって構成される必要がある。己を磨く勾玉・己を写す鏡・己を鍛える剣が生命を生み育む緑の天地を背景に配置されている校章のモチーフは、こうした教育の体系を具象化したものである。

さて、21世紀は、新しい知識・情報・技術・価値が登場すると同時に、これまで培ってきたそれらすべてのものが揺らぎ、あるいは崩れる可能性を孕んだ世紀になろう。生産と消費が瞬く間に繰り返される時代にあって、時として教育が理念や目標を見失い、教育者が自覚や自信を喪失する不安に晒される時代になろう。その不安は、将来に対して未決定状態におかれ、選択肢が多様であるがゆえに、却ってまた悩みも深い青少年ほど著しいものがある。

そうであればこそ、教育は、生きる手掛かりとなる価値をモデルとして示す必要がある。本学にあっては、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に、だれもが「一礼の姿勢」をとる慣わしになっている。また、『論語』の「吾日に三たび吾が身を省みる」の教えに倣い、朝・昼・夕べ、日に3度鳴り響く「修養の鐘」の音に合わせて黙想する慣わしになっている。幼児期の幼子の心から青年期の多感な心まで時機に応じて、しかし一貫して行われる形を整えることによって心を整える教育こそ、本学が創立以来実践してきたものであり、あらゆる価値が液状化し、若人が生きることに手探り状態に陥りつつある今日こそ、最も必要とされる教育の形式と考える。

鎌倉女子大学の教育研究の責務はまた、新しい世紀に向けてますます重要であることを確信する。

をとめらを 教ふという 大ききさ
命をかけて なさしめたまへ

松本千枝子（学園の母・学祖松本生太夫人）の歌

……国民の一半を占める女性の教養如何は国家の消長に関する事洵に
大なるものあり 即ち 国家は偉大なる母によりてつくられ 正しき国民
は正しき母により生まれる

偉大なる母 正しき女性は 子女の教育に俟つものなり 特に科学教育
の必要なる今日に於いては母としての女性の科学的教養の必要 亦一層切
なるものあり

……科学教育の普及と向上とを図り 以て 日本固有の優雅なる性情を
涵養するとともに毅然たる日本婦人の本領を發揮せしめ指導的婦人を養成
する

京浜女子家政理学専門学校・設立趣意書

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和18(1943)年4月	京浜女子家政理学専門学校設置認可
昭和20(1945)年5月	戦災により校舎・施設等が全焼、焼け残った学寮などを利用し、教育を継続
昭和21(1946)年1月	京浜女子家政理学専門学校を現在の鎌倉市岩瀬の地に再建
昭和23(1948)年4月	京浜女子家政理学専門学校附属中学校設置
昭和25(1950)年4月	学制改革に伴い京浜女子短期大学（家政科・保健科）設置 京浜女子短期大学附属高等学校設置 京浜女子短期大学附属中学校と名称変更 京浜女子短期大学附属幼稚園設置
昭和26(1951)年4月	京浜女子短期大学附属小学校設置
昭和29(1954)年4月	京浜女子短期大学幼稚園教員養成所設置
昭和32(1957)年4月	京浜女子短期大学に初等教育科を増設、保健科を家政科に統合
昭和34(1959)年4月	京浜女子大学家政学部家政学科設置 上記設置に伴い、各併設校の名称を変更（京浜女子大学短期大学部、京浜女子大学高等部、同中等部、同初等部、同幼稚部、京浜女子大学幼稚園教員養成所）
昭和36(1961)年5月	神奈川県教育委員会の委託により、現職の小学校教諭のための聴講生課程を開設。（昭和59(1984)年度まで）
昭和37(1962)年4月	京浜女子大学短期大学部に初等教育科第2部を設置
昭和39(1964)年4月	京浜女子大学家政学部に児童学科を設置
昭和41(1966)年4月	京浜女子大学家政学部家政学科を家政学専攻と管理栄養士専攻の二専攻に分離
昭和43(1968)年4月	京浜女子大学家政学部に食物栄養学科を増設
昭和43(1968)年5月	神奈川県教育委員会の委託により、現職の小学校講師のための研修生課程を開設。（昭和56(1981)年度まで）
昭和54(1979)年3月	京浜女子大学幼稚園教員養成所を募集停止
昭和60(1985)年3月	京浜女子大学家政学部食物栄養学科を募集停止
平成元(1989)年4月	京浜女子大学を鎌倉女子大学に名称変更 （鎌倉女子大学、 同短期大学部 、同高等部、同中等部、同初等部、同幼稚部、同幼稚園教員養成所）
平成 7(1995)年2月	二階堂学舎を開設（鎌倉市二階堂）
平成 9(1997)年1月	山ノ内学舎を取得（鎌倉市山ノ内）
平成11(1999)年3月	鎌倉女子大学幼稚園教員養成所を廃止
平成12(2000)年3月	鎌倉女子大学家政学部食物栄養学科を廃止
平成12(2000)年4月	鎌倉女子大学に学術研究所、生涯学習センターを設置
平成13(2001)年4月	鎌倉女子大学短期大学部に専攻科（家政専攻、初等教育専攻）を設置
平成14(2002)年3月	鎌倉女子大学家政学部児童学科を募集停止
平成14(2002)年4月	鎌倉女子大学児童学部児童学科、子ども心理学科を設置

鎌倉女子大学短期大学部

平成15(2003)年3月	鎌倉女子大学家政学部家政学科を募集停止 鎌倉女子大学短期大学部家政科を募集停止
平成15(2003)年4月	大船キャンパスを開設、鎌倉女子大学、同短期大学部が移転 鎌倉女子大学家政学部家政学科、管理栄養学科を設置
平成17(2005)年3月	鎌倉女子大学短期大学部家政科を廃止 鎌倉女子大学家政学部家政学科を募集停止 鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第2部を募集停止
平成17(2005)年4月	鎌倉女子大学家政学部家政保健学科を設置 鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第1部を同短期大学部初等教育学科に名称変更
平成18(2006)年3月	鎌倉女子大学短期大学部専攻科家政専攻を廃止
平成18(2006)年4月	鎌倉女子大学大学院児童学研究科を設置
平成19(2007)年3月	鎌倉女子大学家政学部児童学科を廃止 鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第2部を廃止
平成19(2007)年4月	鎌倉女子大学児童学部に教育学科を設置
平成21(2009)年3月	鎌倉女子大学家政学部家政学科を廃止
平成21(2009)年4月	鎌倉女子大学教育学部教育学科を設置
平成22(2010)年3月	鎌倉女子大学児童学部教育学科を募集停止
平成24(2012)年7月	鎌倉女子大学学術研究棟を竣工
平成26(2014)年3月	鎌倉女子大学児童学部教育学科を廃止

2. 本学の現況

- ・ **短期大学名** 鎌倉女子大学短期大学部

- ・ **所在地** 大船キャンパス 神奈川県鎌倉市大船6-1-3
 岩瀬キャンパス 神奈川県鎌倉市岩瀬1420
 二階堂学舎 神奈川県鎌倉市二階堂890-1
 山ノ内学舎 神奈川県鎌倉市山ノ内1301

- ・ **学科・専攻科の構成**
 初等教育学科
 専攻科初等教育専攻

・ 学生数（平成26年5月1日現在）

学科名	1年	2年
初等教育学科	288	280

専攻科	1年
専攻科初等教育専攻	4

・ 教員数（平成26年5月1日現在）

学科名	教授	准教授	講師	助教	助手
初等教育学科	7	5	6	0	0

・ 職員数（平成26年5月1日現在）

所属名	専任職員	常勤 嘱託職員	臨時職員	派遣職員
大学	57	11	8	8
短期大学部	13	0	3	0
併設校	12	6	1	0
合計	82	17	12	8

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

・使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。

本学の使命・目的は、「鎌倉女子大学短期大学部学則（以下短期大学部学則）」第1条第1項に、次のとおり定められている。「鎌倉女子大学短期大学部は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である『感謝と奉仕に生きる人づくり』を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。」

また、使命・目的を踏まえ、初等教育学科と専攻科の教育目的については、【表1-1-1】のとおり「短期大学部学則」に明記している。

【表1-1-1】学科・専攻科の教育目的（短期大学部）

初等教育学科	初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、豊かな人間性と高い倫理性及び知見をもった人材を養成し、健全で幸福な社会の発展に寄与することを目的とする。（「短期大学部学則」第1条第2項）
専攻科	初等教育学科に関する専門科目についての短期大学の基礎の上に精深な専門の学芸を教授し、その研究を深めることを目的とする。（「短期大学部学則」第51条）

以上のとおり、「短期大学部学則」に掲げる短期大学部の使命・目的及び学科、専攻科の教育目的の意味、内容は具体的かつ明確に示されている。

1-1-② 簡潔な文章化

・使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

短期大学部の使命・目的及び学科、専攻科の教育目的は、「短期大学部学則」に簡潔に明示されている。また、「大学案内」と「ホームページ」には、「建学の精神」のページが設けられ、短期大学部の使命・目的について簡潔に明示されている。

以上のとおり、短期大学部の使命・目的及び学科、専攻科の教育目的は、簡潔に明示されている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、短期大学部の使命・目的及び学科、専攻科の教育目的について、意味・内容の具体性と明確性を維持していくとともに、「大学案内」や「ホームページ」などを通じて社会に明快に表明していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

・使命・目的及び教育目的に短期大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の建学の精神は、教育の理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」・教育の目標「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」・教育の姿勢「人・物・時を大切に」・教育の方法「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」・教育の体系「徳育（仁）・知育（知）・体育（勇）の調和」の5つの教育的課題を包含すると同時に、これらが構造的に配置されているところに、その特徴をもつ。この建学の精神に基づく個性・特色は、次のとおりである。

「建学の精神」は、すべての科目の基礎科目であり、建学の精神の修得を基礎とした種々の専門力（教育学・児童学・心理学・保育学・表現学・教養学等々）の形成は、そのまま、知情意兼ね備えた学生一人ひとりが善き社会人、善き職業人として活躍する上で必要となる総合的な人間力となっている。

特に、その具体化としての体験学習を中核とした「建学の精神実践講座」や、女子大学ならではの「女性と文化」、「女性と健康」などの開講は、企業・役所・病院・施設・学校・団体・機関・家庭等々、いかなる社会に生きることになっても汎用的に必要とされることになる、女子の社会人基礎力を培うところにある。

また、創設以来、本学の教育研究の特徴は、実学の伝統にあり、知識や情報、学問や理論の伝達を容易にする現代の情報メディアのますますの発達、却ってこれらをどのように血肉化させていくことができるかどうかという、大学教育のあるべき課題を顕在化させるものであって、むしろ体験や行為、生活や実践こそ、これらの修得にリアリティーを与えるものとなる。

教育・保育といった分野で活躍する専門職を目指す学生が学修する「免許・資格プログラム」と、一般企業で活躍しようとする学生が修得する「企業学習プログラム」の、本学独自の複合的なカリキュラムの編成も、その達成のための一助である。これにより、学生

一人ひとり、自分のデマンドに応じた就学過程を歩むことができ、この複線型のカリキュラムは、幅広い選択肢に対応できるため、変化の激しい21世紀にあって、たとえ学生の抱える関心と目指す初期の方向性が途中で変わっていったとしても、新しい課題に柔軟に対応できると同時に、それぞれの学修にとってもまた、オルタナティブな視点で当該の学修を振り返る有益な糧を提供してくれるものになっている。

これらの本学の個性・特色は、短期大学部の使命・目的において「鎌倉女子大学の教育の理念である『感謝と奉仕に生きる人づくり』を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与する」と表現し、反映させている。

1-2-② 法令への適合

・学校教育法第108条に照らして、短期大学として適切な目的を掲げているか。

本学の目的は、「短期大学部学則」第1条第1項に定めており、これは学校教育法第108条に規定される短期大学の目的に適合している。また、学科・専攻科の教育研究上の目的は、短期大学設置基準第2条に則り、「短期大学部学則」第1条第2項、第51条に定められている。短期大学等の名称については、短期大学設置基準第33条の4に適合している。

以上のことから、本学の目的等は法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

・社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っているか。

「短期大学部学則」第1条の2の第1項には「前条の目的を達成し、教育活動の向上を促進するために教育活動の状況について、自ら自己点検及び評価を行なうものとする。」と定められており、「自己点検・評価委員会」において、理事長・学長が委員長となりリーダーシップを発揮し、委員全員により、使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかを適宜点検している。

また、「短期大学部教務委員会」、「短期大学部学部長会議」、「短期大学部教授会」、「学科会」においては、次年度開講科目決定の折に、学生・社会のニーズに照らして教育内容の検討を行っており、その際併せて学科・専攻科の教育目的を確認している。

以上のとおり、学科・専攻科の教育目的の見直しを行うことで、本学は社会情勢の変化に対応しているものと自己評価する。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も建学の精神を踏まえ、継続して使命・目的及び教育目的に、本学の個性・特色を反映していく。

引き続き、使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価活動において確認し、法令への適合を確保しつつ、社会情勢や社会的要請などに対応し、必要に応じて見直しを図っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

・使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

短期大学の使命・目的及び学科・専攻科の教育目的は、「短期大学部学則」に明記されている。「短期大学部学則」の制定・改定は「短期大学部教授会」等の承認を経て定められ、教職員の理解と支持を得ている。また、「短期大学部教授会」では、教育課程、学校行事等、本学の教育の具体的施策に関する教育活動の重要事項全般が、常に短期大学の使命・目的及び学科・専攻科の教育目的を踏まえながら審議・決定されている。

さらに、「短期大学部学則」の改定に関する事項は、「理事会」に諮られ、承認を得ることになっており、役員理解と支持を得ている。また、「理事会」では、予算審議時に事業計画の教育内容・方法が使命・目的及び教育目的に照らし適切であるか、また、決算時には事業実績の報告を受けて諸施策の使命・目的及び教育目的の具現化として妥当かが評価されている。

また、教職員に対しては、毎年4月に全教職員が出席する「全学教職員の集い」において、理事長・学長が建学の精神及び大学の使命・目的、また適宜必要とみなされる現状分析について説明を行っている。さらに、教職員の主体的な参画意識・責任を高めるため、必要に応じ、「短期大学部教授会」等においても意見交換が行われている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の理解と支持は十分に得られている。

1-3-② 学内外への周知

・使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

短期大学の使命・目的及び学科・専攻科の教育目的は、「大学案内」、「ホームページ」に掲載され、周知徹底を図っている。「短期大学部学則」については、「履修の手引」に掲載し、学生、教職員が確認できるようにするとともに、「ホームページ」上の「情報公開」ページにも掲載し、学内外に周知している。

また、学生には、入学式・卒業式での学長式辞や、学科1年次の必修科目「建学の精神」の学長講義により、周知徹底されている。教職員に対しては、毎年4月に全教職員が出席する「全学教職員の集い」において、建学の精神及び短期大学の使命・目的に基づく運営方針、また現状分析が理事長・学長から伝えられている。保護者に対しては、入学式・卒業式での学長式辞のほか、広報紙「学園だより」を通じて伝えている。特に、理事長・学長が執筆している巻頭言については、「ホームページ」に「学園だより 巻頭言」を設けている。

社会一般に対しては、「大学案内」、「ホームページ」、広報紙「学園だより」、機関誌「緑苑」、「求人のご案内—磨きあう知と心—」（就職センター発行）、「求人のご案内—人間力あふれる教育・保育者を求める皆さまへ—」（教職センター発行）等を通じて、情報発信されている。また、入学希望者のための進学説明会や、高等学校教員対象の進学懇談会では学長が、高校訪問では事務職員が、直接、短期大学部の使命・目的を伝えている。

なお、平成20(2008)年には、学長の執筆による本学の建学の精神を詳細かつ平易に解説した『知と心の教育—鎌倉女子大学「建学の精神」の話』（北樹出版）が出版された。

以上のことから、使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

・使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

本学では、建学の精神や使命・目的を踏まえ、自己点検・評価結果を反映し「中期計画（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）」を策定した。この計画は、9つの項目（教育、学生の受け入れ、学生支援、キャリア支援、研究、社会貢献、管理運営、財務、特色ある取り組み）を設定し、それぞれ目標と課題、具体的な年度計画を掲げている。

以上のことから、中期計画は、使命・目的及び教育目的を反映していると判断する。

・使命・目的及び教育目的をディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映しているか。

平成24(2012)年度より、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを策定し、アドミッションポリシーの見直しを行った。

短期大学部のディプロマポリシーでは、「本学固有の教育理念であると同時に、古今にわたる普遍の教育理念である「感謝と奉仕に生きる」を常に目途としながら、本学固有の教育目標である「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、以て自らの職能・職域を通じて健全な生活世界の活動及び形成に参与し、自らの未来を力強く切り拓く」こと、カリキュラムポリシーでは、「短期大学士を修得する」こと、アドミッションポリシーでは、「ディプロマポリシーに謳われた学修の到達目標を実現できる潜在力をもった学生に門戸を開く」ことが謳われ、これらは本学の使命・目的を反映している。

以上のことから、3つの方針は、使命・目的及び教育目的を反映していると判断する。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

・使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。

短期大学部の使命・目的を達成するために、教育研究組織として、短期大学部「初等教育学科」「専攻科」をはじめ、附属機関として「図書館」「学術研究所」「生涯学習センター」を設置している。

初等教育学科は、昭和32(1957)年4月に初等教育科を設置した。昭和37(1962)年4月には初等教育科第2部を設置した。平成17(2005)年3月に初等教育科第2部を募集停止し、4月に初等教育科第1部を初等教育学科に名称変更した。専攻科は平成13(2001)年4月に専攻科を設置した。

附属機関である「図書館」は、教育研究及び学修上必要な図書等を収集、整理、保存し、学生や教職員の利用に供することを目的として設置している。「学術研究所」は、教育研究活動を充実・発展させるため、これに適った学術・文化の諸領域にわたる専門的・

学術的・総合的研究活動を推進することを目的として設置している。「生涯学習センター」は、教育の補完・発展、付加価値の補充・向上・拡張を図るとともに、地域コミュニティとの連携を深め、生涯学習社会を構築するための学習の増進に貢献することを目的として設置している。

以上のとおり、学科、専攻科及び附属機関等の教育研究組織は、本学の使命・目的との整合性がとれた構成になっている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も「理事会」、「短期大学部教授会」等を通じて、使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の周知を図っていく。社会に向けた広範な周知ができるよう、学外に対する様々な広報の機会を活用して、使命・目的及び教育目的に対する認識の向上を図るよう、更に努力していく。

また、使命・目的及び教育目的を反映した「中期計画（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）」に設定した目標と課題の達成に向け、具体的な年度計画を実行していく。年度計画の実施状況を使命・目的及び教育目的をもとに自己点検・評価し、その結果を翌年度の年度計画に反映していく。自己点検・評価する際には、使命・目的及び教育目的とディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとの整合性についても見直しを行っていく。

使命・目的及び教育目的に基づく教育研究を遂行するために、教育研究組織が十分機能しているか、常にその状況を見直し、必要に応じた改革を行っていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神を踏まえた短期大学部の使命・目的、初等教育学科と専攻科の教育目的は学則に定められ、意味、内容は具体的かつ明確に示されている。また、本学の個性・特色が反映されており、法令にも適合している。建学の精神、使命・目的、教育目的は様々な方法で、学内外に周知している。特に、学生には、1年次の必修科目「建学の精神」の学長講義により、周知徹底されている。また学長の執筆による『知と心の教育－鎌倉女子大学「建学の精神」の話』は、本学の建学の精神を詳細かつ平易に解説したものであり、建学の精神の理解を深めるものになっている。

建学の精神、使命・目的、教育目的は、中期計画や3つの方針に反映されており、教職員はこの中期計画や3つの方針に基づいた教育活動を行っている。建学の精神、短期大学部の使命・目的及び初等教育学科と専攻科の教育目的は、短期大学経営全体の基本軸となっている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」の基準に満たしていると自己評価する。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

- ・アドミッションポリシーを明示しているか。

本学のアドミッションポリシーは【表2-1-1】のとおりである。現行のアドミッションポリシーは、平成25(2013)年度の3ポリシー確定に際し、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの整合性に重点を置きながら見直しを行い、平成26(2014)年度（平成27(2015)年度入試）から改定したものである。短期大学部全体のアドミッションポリシー、募集単位である初等教育学科、専攻科のアドミッションポリシーがそれぞれ明確に定められている。

短期大学部及び初等教育学科のアドミッションポリシーについては、「学生募集要項」をはじめ、「入試ガイド」、「ホームページ」に明示されている。また、オープンキャンパス（進学説明会・キャンパス体験会等）、高等学校教員を対象とした進学懇談会、学外進学相談会、高等学校校内ガイダンス、高校訪問、随時受け付けている学校見学、入試相談など、様々な機会を利用して受験生やその保護者、高等学校教員に周知を図っている。特にオープンキャンパスにおける「入試説明」や学外進学相談会など、受験生に直接説明する機会においては、建学の精神の解説に加える形でアドミッションポリシーを位置づけて説明しており、本学を志願する受験生のアドミッションポリシーへの理解は深いものとなっている。

専攻科のアドミッションポリシーについては、「学生募集要項」、「ホームページ」に明示されており、オープンキャンパス（進学説明会、キャンパス体験会等）、随時受け付けている学校見学、入試相談など、様々な機会を利用して周知を図っている。学内においても、在学生に対して「専攻科説明会」を開催し、その特色・教育内容を広報するとともに、アドミッションポリシーの周知を図っている。

【表2-1-1】アドミッションポリシー（短期大学部）

鎌倉女子大学短期大学部アドミッションポリシー

鎌倉女子大学短期大学部は、ディプロマポリシーに謳われた学修の到達目標を実現できる潜在能力をもった学生に門戸を開くため、以下の入学選抜の方針を定める。

また、多様な能力及び個性をもった学生を受け入れ、短期大学教育を活性化させ、多様な社会の活動に貢献するために、それにふさわしい人材を得るための多様な入試方法を定める。

1. 高等学校までの学修課程を通じて身につけなければならない基礎的な学力及び倫理性を備えている人。
2. 建学の精神と教育の伝統を尊重し、学修課程を通じてこれを身につける努力を惜しまない人。
3. 教職員の指導を遵守し、本学が行う教育活動に積極的に参加し、これにふさわしい力を身につける努力を惜しまない人
4. 上記の学生に門戸を開くため、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、A0入試、社会人特別選抜入試の各種入試方法を設定する。

初等教育学科のアドミッションポリシー

初等教育学科は、本学科のディプロマポリシーを理解し、修学意欲のある下記のような学生を求める。

1. 明確な目標をもち、その実現に向かってひたむきな努力を惜しまず、最後までやり遂げる人。
2. 人とかかわることが好きで、将来、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等、社会に貢献することを目指している人。
3. 教育・保育に必要な文章力、表現力、身体能力、コミュニケーション能力を身につけている人。

専攻科のアドミッションポリシー

専攻科は、本科のディプロマポリシーを理解し、修学意欲のある下記のような学生を求める。

1. 保育・教育及び幼児の身体活動に関わる分野に関心があり、積極的に学修に取り組む意欲のある人。
2. 保育・教育に必要な知識や技能を修得して、保育・教育現場における実践力を身につけることを目指している人。
3. 将来、保育・教育・児童福祉に携わる保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等として、社会に貢献しようとする人。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

・アドミッションポリシーに沿って、公正かつ妥当な独自の入学者選抜方法により、適切な体制のもとに運用しているか。

初等教育学科の入試制度として、併設校推薦入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、A0入試（プレゼンテーション型）、A0入試（自己推薦型）、一般入試、センター試験利用入試、社会人特別選抜入試を設置しており、多様な学生の募集が可能となっている。

併設校推薦入試については、本学が併設校高等部に示した推薦基準に基づき併設校内で選抜した受験生を対象に、学部長と学科長が二人一組になって面接を行っている。併設校推薦入試の受験生は、建学の精神への理解が深いことに加え、進路指導行事の一環として行われている「キャンパス見学会」、学科説明や高大連携プログラムなどの機会を通して志望学科に対する具体的ビジョンを持っていることから、面接の内容も志望動機の確認といった着眼点をもって行われている。

指定校推薦入試については、ここ数年、志願者が増加したことで、新規の指定校の選定を行わないことはもとより、推薦基準の見直しを行っている。現在、指定している高等学校はすべて本学への進学又は出願実績のある学校であり、本学のアドミッションポリシーについて一定の理解があるといえる。特に指定校の3割を占める県内の多くの学校については、高等学校教員対象の「進学懇談会」への参加実績があり、教員はアドミッションポリシーをはじめとした本学の入試情報を積極的に入手し、自校の生徒への周知も行って

いる。推薦基準は、第一に「本学の建学の精神に賛同する者」であることを条件に定め、更に評定基準を定めている。選抜方法は、面接と調査票による書類審査で行われ、面接は出願時に提出された「自己申告書」を面接資料として実施されている。面接の観点は、アドミッションポリシーを踏まえ、「本学の学生としてふさわしい人物か」「学科として入学させるにふさわしい人物か」を中心に据えている。

公募推薦入試については、推薦基準として「本学の建学の精神に賛同する者」であることを第一の条件にしており、面接も指定校推薦入試と同様の観点で実施されている。ただし、実施方法については、指定校推薦入試が教員2名による1回の面接であるのに対し、教員2名による面接を2回実施し、1回目の面接の観点を「本学の学生としてふさわしい人物か」に中心におき、2回目の面接の観点を「学科として入学させるにふさわしい人物か」に置いている。

A0入試（プレゼンテーション型）については、原則として、エントリー前に事前相談を受けることとしており、その時点で建学の精神、アドミッションポリシー及び入試の実施内容等への理解を深めることとしている。入試の流れは、事前相談後、エントリー（エントリー書類の提出）、書類審査を行い、出願許可後に出願し、試験（1日目：プレゼンテーション、2日目：小論文・面接）、合否判定、合格発表となっている。詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な選考を行っている。また、評価項目が多岐にわたるため、合否判定における評価配分も受験生に明示している。

一般入試については、アドミッションポリシーで「教育・保育に必要な文章力、表現力、身体能力、コミュニケーション能力を身につけている人」を求めていることを踏まえ、「国語」と「外国語（英語）」の2教科から1教科を選択することとしている。また、一般入試Ⅰ期A日程では、遠方の受験生に配慮するために本学会場を含め5会場で地区入試を実施するとともに、成績優秀者に対し最大2年間の学費減免（1年次は学費全額免除、2年次は学費半額免除）を行うスカラシップ入試を導入している。

センター試験利用入試については、一般入試同様、アドミッションポリシーを踏まえて「国語」（近代以降の文章）と英語（リスニング除く）の2科目から1科目を選択することとしている。出願時には調査書の提出も求めており、大学入試センター試験の得点と調査書の内容を総合的に審査することで選抜している。

社会人特別選抜入試については、社会活動経験（専業主婦を含む）を有し、勉学意欲の旺盛な者に対して広く入学の機会を提供することを趣旨としているため、学力検定試験を免除し、アドミッションポリシーを踏まえた面接及び小論文による選考を行っている。

本学独自の特色ある入試選抜方法としては、「A0入試（自己推薦型）」が挙げられる。この入試で求める人材を「幼稚園教諭または保育士として活躍しようとする強い意志を持ち、真にその適性があると認められる人」と明示し、短期大学の目的である職業人養成を基軸にした入試制度として実施している。アドミッションポリシーを具現化し、キャリアルートを明確に示したことから、幼稚園教諭や保育士の基礎的技能である音楽・図画工作・体育の能力を有していることを前提としている。そのため、出願資格として、高等学校の「保健体育」「芸術」のいずれか一つの教科の評定平均値が3.2以上の者であることを条件の一つとしている。また、アドミッションポリシーでも明示されている文章力をみるために小論文を課し、幼児教育や保育を取り巻く諸問題から出題し、文章力を評価して

いる。入試の流れは、事前相談後、エントリー（エントリー書類の提出）、一次審査としての書類審査を行い、書類審査通過について通知する。その後、小論文・面接による二次審査を実施し、出願許可について通知する。その後、出願、最終審査としての合否判定、合格発表となっており、エントリー開始から合格発表まで約50日の期間をかけて実施している。審査も書類審査（一次審査）、小論文・面接による審査（二次審査）、合否判定（最終審査）の三回行っており、十分な時間をかけて幼稚園教諭や保育士としての適性をみている。受験生に対しては、合否判定における評価配分も明示しており、よりわかりやすい入試情報の提供に努めている。

また、入試実施体制については、「鎌倉女子大学短期大学部 入試委員会規程」に基づき、「短期大学部入試委員会」による管理運営体制のもと、適切に実施している。入学試験の実施計画等については、入試・広報センターで作成した原案に基づき、学長を委員長とする「短期大学部入試委員会」で実施計画の立案を行っている。指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試の試験日当日の運営は、「短期大学部入試委員会」委員で構成された入試実施本部を設置して運営の総括を行っている。また、選抜にあたっては「鎌倉女子大学短期大学部 入試委員会規程」及び「鎌倉女子大学短期大学部 入学者選抜規則」に基づき、「短期大学部入試委員会（入試判定会議）」において、委員の合意を経て、学長が合否を決定し、その結果を「短期大学部教授会」に報告している。入試判定に関する委員会の議事録は入試・広報センターで作成・保管している。なお、大学入試センター試験の実施については、横浜市立大学との共同実施を行っており、横浜市立大学と協議の上、試験会場となっている横浜市立大学に、「鎌倉女子大学短期大学部 大学入試センター試験実施委員会規程」に基づき、「大学入試センター試験実施委員会」が選定した入試本部員及び試験監督者等を派遣している。

一般入試の試験教科・科目、配点基準については、「入試ガイド」、「学生募集要項」、「ホームページ」や各種受験雑誌、大学検索サイト等を通じて公表しており、一般入試の過去問題や、AO入試、社会人特別選抜入試で実施している小論文は入学試験問題集として、毎年、入試・広報センターで発行し公表している。入試結果については、「大学案内」、「入試ガイド」、「ホームページ」をはじめ、各種受験雑誌等への情報提供も積極的に行っている。

専攻科の入試としては、Ⅰ期を12月、Ⅱ期を2月に2日程で実施している。選考方法は面接のみとし、学科の幹部教員2名が10分間の面接にあたっている。出願書類の「志望動機及び学習計画書」を面接資料として、アドミッションポリシーに基づき適切に行われている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

初等教育学科の入学者の状況は、【表2-1-2】のとおりである。平成26(2014)年度入試(平成25(2013)年度実施)の結果における入学定員超過率は、1.44倍であった。

志願者数は、平成20(2008)年度入試(平成19(2007)年度実施)から平成26(2014)年度入試(平成25(2013)年度実施)まで6年連続志願者増を達成している。平成22(2010)年度入試(平成21(2009)年度実施)と平成26(2014)年度入試(平成25(2013)年度実施)の総志願者数を比較すると165%と大幅に増加しており、なかでも指定校推薦入試を同年比でみ

ると指定校数を凍結している状況下でも162%も増加し、入学定員超過率を押し上げた主要因となった。指定校推薦入試は、指定校との信頼関係のもと、本学では合格を前提とした面接試験を行っており、他の入試種別で募集人員に基づく厳正な絞り込みを行っても、定員超過を避けることができなかった。

【表2-1-2】入学者の状況（短期大学部）

入学年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入学定員	200	200	200	200	200	200	200
志願者	219	220	260	325	332	408	428
合格者	214	210	243	253	251	311	307
入学者	205	204	218	226	231	286	288
入学定員超過率	1.03	1.02	1.09	1.13	1.16	1.43	1.44

平成26(2014)年5月1日現在の収容定員超過率は、1.42倍であることから、平成25(2013)年度及び平成26(2014)年度においてクラス数を増加させる等の措置を講じ、1クラス48名程度で授業運営を行うことで教育の質を維持している。施設・設備面での余裕もあるため、この収容定員超過の現状をもって教育の質を低下させることは全くなかった。

専攻科の入学者の状況は、エビデンス集データ編【表2-3】のとおりである。平成26(2014)年度の入学及び定員充足率は20%で、例年、同様な入学者数で推移している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの整合性に配慮しながら、今後、カリキュラム改定や入試改定があればそれに伴ってアドミッションポリシーも点検していく。

初等教育学科においては、今後の18歳人口の減少も意識しながら、特に推薦入試における志願者の絞り込みに重点を置いて適切な定員管理を行う。具体的な改善・向上方策としては、平成26(2014)年度入試においては、A0入試（自己推薦型）の入試日程を3日程から2日程に縮小し、減少分の募集人員5名を推薦入試に振り分けた。さらに、平成27(2015)年度入試においては、A0入試（自己推薦型）について、入試日程を1日程のみとし、募集人員も平成26(2014)年度入試の50名から30名に削減して、20名を推薦入試に振り分けた。また、指定校推薦及び併設校推薦の推薦基準を見直し、適正な定員管理ができるように入試改定を繰り返している。また、定員超過による教育環境の低下が生じないように引き続き適切な教育環境の維持に努めたい。

専攻科においては、定員充足状況が低調な状況にある。経年経過を分析した上で、定員減を含む措置を検討する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

・教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しているか。

短期大学部及び学科、専攻科の教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーを【表2-2-1】のとおり設定している。これらのカリキュラムポリシーは「ホームページ」、「履修の手引」に明記されている。

【表2-2-1】カリキュラムポリシー（短期大学部）

鎌倉女子大学短期大学部カリキュラムポリシー

鎌倉女子大学短期大学部は、学修者が学部・学科に所属することを通じて短期大学士を修得するために、以下の教育課程を編成し、学修成果を図るための方途を定める。

1. カリキュラムの枠組みは、「建学の精神」、「精神と文化」、「社会と産業」、「生命と自然」、「生活と技術」、「健康とスポーツ」、「情報科学」、「外国語」の8分野からなる「総合教育科目」及び学部・学科固有の「専門教育科目」によって構成される。
2. 学修課程の体系性及び順序性と学修者の志向性及び選択性を尊重し、各科目を以下のような重層的・複合的構造の中に配置する。
 - ①基礎的学力、教養的知性、倫理性、身体性を培う「リベラルアーツスタディーズ」と学部・学科の専門力を養う「プロフェッショナルスタディーズ」の組み合わせを縦軸としたカリキュラム構造。
 - ②将来の職能・職域の選択肢を多様に確保するため、各種免許・資格の取得に向けての「免許・資格プログラム」と免許・資格に限定されない一般社会で広く活躍できる資質を養う「企業学習プログラム」の組み合わせを横軸としたカリキュラム構造。
3. 各種講義、演習、実習、実験、実技に至る、多様な教授内容と教授方法に基づく授業を設置する。
4. 各科目担当者は、自らの授業を通じて、当該の授業内容のみならず、学修者の汎用的能力の育成及び主体的な学びを促進するために貢献できるシラバスを自覚的に作成し、授業を遂行するよう心がける。
5. クラスアドバイザー等は、学修者が着実な学修課程を歩むことができるよう、学修・生活全般にわたる定期的な面接指導等を行う。

初等教育学科のカリキュラムポリシー

初等教育学科の専門教育科目は、以下の諸点に注力しながら、カリキュラムを編成している。

1. 初等教育、保育・児童福祉に基づく子ども理解を中心に、初等教育、保育・児童福祉に関わる実践的指導能力を身につけた専門家を育成するカリキュラムの編成。
2. 「総合教育科目」を通して幅広い分野に触れ、人間教育を基礎とした品位ある教養を身につけた女性を育成するカリキュラムの編成。
3. 初等教育、保育・児童福祉の本質及び目的の理解を深める科目とともに、実践的能力を育成する実技科目を設け、「専門教育科目」を通して子どもの理解と指導の専門性を高めるカリキュラムの編成。
4. 実習を核とした各授業科目の学修内容を有機的に関連させて学修効果を高め、自らの課題解決能力、コミュニケーション能力、表現力などの実践的能力を育成するカリキュラムの編成。
5. 「免許・資格プログラム」として、小学校教諭2種免許状、幼稚園教諭2種免許状、保育士、児童厚生2級指導員、レクリエーション・インストラクター、秘書士の課程を設置する。

専攻科のカリキュラムポリシー
<p>専攻科の専門教育科目は、以下の諸点に注力しながら、カリキュラムを編成している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育・教育・児童福祉に基づく子ども理解を深め、子どもの健やかな発達、社会的な課題やニーズに応えられる保育・教育の理論と実践に関する専門科目を編成する。 2. 保育・教育実務研修及びインターシップと関わる授業との往還によって、保育・教育のスペシャリストとして、実践的能力を育成することのできる科目群（幼児教育・子育て支援、幼児体育・子ども野外活動、その他の関連科目）を設置する。 3. 認定ムーブメント教育・療法中級指導者、キャンプインストラクター、CONE（自然体験活動）リーダー、SAJ（全日本スキー連盟）公認スキーバジジテストの資格取得に必要な科目群を設置する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
 ・教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。

初等教育学科では、平成25(2013)年度の教育課程においては、「教養教育科目」、「総合教育科目」、「専門教育科目」の3つの科目群を設定していたが、平成26(2014)年度より「総合教育科目」、「専門教育科目」の2つの科目群へと改善した。これは、教養概念の変質はもとより、開設科目の全科目を通して、包括的かつ総合的な視点に立って、学士力を形成していくことを徹底するためである。これらの考えをもとに、本学独自の学士力として、全科目に「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」を掲げている。これは【表2-2-2】に示すように、「知識と理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」の3つに大別され、それぞれに小項目が計20項目挙げられ、学士力を形成するための指標としている。これらは「シラバス」に明示されている。

【表2-2-2】建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献

1 知識と理解 knowledge and understanding	2 汎用的技能 generic skills	3 態度・志向性 personal qualities
1-1 人間に対する知識と理解 for human being	2-1 コミュニケーション・スキル communication skill	3-1 自己管理能力 self-management
1-2 社会に対する知識と理解 for society	2-2 数量的スキル mathematical skill	3-2 チームワークとリーダーシップ teamwork and leadership
1-3 文化に対する知識と理解 for culture	2-3 情報リテラシー information literacy	3-3 道徳の感覚 ethical sensibility
1-4 歴史に対する知識と理解 for history	2-4 外国語運用能力 proficiency in foreign language	3-4 社会的責任 social responsibility
1-5 自然に対する知識と理解 for nature	2-5 論理的思考力 logical thinking	3-5 審美的なものに自己を差し向けること aesthetic engagement
1-6 健康に対する知識と理解 for health	2-6 課題-解決力 problem-solving	3-6 生涯学習力 life-long learning
1-7 生活に対する知識と理解 for living		3-7 健康推進 health promotion

体系的な教育課程を編成するため、「リベラルアーツスタディーズ」と「プロフェッショナルスタディーズ」に対応させカリキュラムを編成している。同時に、取得可能な「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」を編成し、カリキュラムとともに提示することで教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを具現化している。また、

体系的に学修するためにも各科目に開講学年を設定しており、指定された学年未満では履修できないようにしている。このことにより、学生の学修状況が均整化され、理解度も深まっている。

「専門教育科目」では、初等教育学科の教育目的に即して科目を開設し、専門的知識の基礎となる科目を必修科目とし、専門性をより高めるための科目を選択科目としている。1年次では教育者や保育者などにとって重要な基礎的な力を養うための科目を配置している。2年次では1年次で培った基礎力をもとに、演習科目や実習科目を通して実践力をつけるための科目を配置している。

「免許・資格プログラム」においては、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生二級指導員資格、レクリエーション・インストラクター、秘書士資格に関する科目を配置している。「企業学習プログラム」としては、企業で求められる基本的なマナーを身に付けることができるよう、専門教育科目内の「国語」、「臨床心理学」、「家庭支援論」、「地域福祉論」、「秘書学概論」、「秘書実務」の6科目を配置している。

専攻科では、専門性と実践力を養成するための「幼児教育・子育て支援科目群」「幼児体育・子ども野外活動科目群」の科目、「基礎技能を高める科目」、「実践力を高める科目」が配置されている。教育内容においても、短期大学2年間の積み上げを基本とし、理論と実技の均衡の取れたカリキュラム内容であり、各領域に関する講義のほか、インターンシップや各演習・実習によって、より学生自身の専門性・テーマ設定（課題意識）・実務能力の向上を図っている。したがって、専攻科は短期大学2年間の教育課程にも沿う形で、基礎・専門、より実践的な科目が設定・配置されており、学生の適性や職業選択を見極められ、将来の視野を広げるためのコース関連科目によって構成されている。

・授業内容・方法等に工夫をしているか。

初等教育学科では、演習・実習等の科目においては教育効果を高めるため少人数で授業を行っている（少人数制の詳細については2-9-②に記述）。また、学生の実践的な能力の向上と主体的な学びの確立に向けて、体験・実験・実習・演習を重視した授業を展開し、アクティブラーニングの導入等に努めている。例えば、「保育内容演習表現」では、歌を題材にしたオリジナルの絵本制作、ピアノ伴奏、発表を通じた人前で演じる経験を通じて、表現指導の方法を実践的な形で身に付けている。「幼児指導」では、子どもたちや保育者との関わりに関するディスカッション、幼児役と保育者役でのロールプレイ、現場の保育事例を読み理解を深めるという3つの学修形態で授業を行っている。また、2年間のカリキュラムマップ（履修系統図）を作成し、学生が入学時から卒業へ向けて、授業と保育・教育現場フィールドを往還しながら学修を深めていけるよう工夫を行っている。1年次には、春semesterオリエンテーションにおいて、学修の動機付けを目的とし、併設校幼稚部を見学し、「保育原理」の科目への導入としている。1年次の夏休みには、正課外のプログラムとして、「夏休み社会体験プログラム」を実施している。学生は、実習とは異なる形で保育・教育現場を体験し、報告書を作成するなかで、自己の課題や今後取り組むべき学修を明確にしている。保育・教育実習を経て、2年次では、「保育・教職実践演習（幼・小）」の授業において保育現場の見学、その振り返りを行い、教員・保育者としての自覚や使命を自覚させている。さらに、「シラバス作成の手引」に示した授業方法の表記例や、

「ICT活用ツール一覧」を参考にしながら、各教員は授業方法を工夫している。

専攻科では、どの授業も、専門性や実践力を高めるために、少人数教育を行っている。また、「インターンシップ」では、学生が研修生として実務を体験し、自己の適性や将来の職業選択の幅を広げることができる。さらに、実践的指導力やマネジメント力を高めるために、正課外の取り組みとして、神奈川県委託による「放課後児童健全育成事業指導員研修会」の運営を行っている。研修会のお知らせの作成を通じた広報活動、参加者の募集、講師との打ち合わせ、当日の研修会の準備、受付、司会進行、研修会後のアンケートの整理などの一連の活動を通じて実践力を養っている。

・教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

教授方法の改善を進めるための全学的な組織は、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 キャリア教育・FD委員会規程」に基づき、「キャリア教育・FD委員会」を設置している。当委員会では、教授方法の改善方法について検討し、1年間のFD活動の計画を策定し提示している。主な取り組みとして、「授業改善アンケート」、「ピアレビュー」による授業の相互改善を実施している（取り組み内容の詳細については2-8-②に記述）。

・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

単位制度の実質を保つための工夫として、1単位を修得するために必要な学修量及びそれを満たすための予習・復習時間を「履修の手引」に明示している。さらに、「シラバス」において、全授業科目の「授業計画」を示し、週ごとに授業の「内容・方法」と「準備学習・発展学習」という項目を設けている。授業時間外の学修方法を示し、学修時間を確保できるようにしている。

短期大学部においては、CAP制を導入していない。理由としては、短大固有の社会的使命にもとづき、例えば幼保など、2年間で複数の免許・資格を取得する必要があることから、学生の免許・資格取得状況によって履修単位数が異なってくるからである。本学科で取得できる免許・資格は2つの免許「幼稚園教諭二種免許状」、「小学校教諭二種免許状」と、4つの資格「保育士」、「児童厚生二級指導員」、「レクリエーション・インストラクター」、「秘書士」である。なお、履修にあたっては、オリエンテーション時のガイダンス及びクラスアドバイザーとの面談時において、学生の実力、希望進路等を見通した上で履修の指導を行っている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の編成方針については、平成25(2013)年度にカリキュラムポリシーを作成し、教育課程の内容・方法の方針を明文化した。カリキュラムポリシーは、平成26(2014)年度入学生対象の「履修の手引」に掲載し、学生へ周知している。また、「ホームページ」においても、「3つのポリシー」として、カリキュラムポリシーを公表している。しかし、平成25(2013)年度以前の初等教育学科の入学生への周知は、履修オリエンテーション時のカリキュラムの概要の説明にとどまっている。今後、履修オリエンテーション時にカリキュラムポリシーを示しながら、学生全員へのポリシーの理解を図っていく。

初等教育学科の教育課程においては、カリキュラムポリシーに即し、体系的な履修に資するために、履修学年を設定しているが、今後は、現在検討中のナンバリングを完成させ、学修成果及び教育目的の達成に向けた順次性、体系化を目指す教育課程の編成に努め

ていく。教育課程の特徴は、「免許・資格取得」志向の強さであるが、そのような実践力とともに幅広い教養を身に付けた人材を求める社会の要請にも応えることができるところにある。2年間という短い修学期間で、自己の人生を深く思惟しようとする短期大学部学生の志向に、当該科目が応えていくために、基礎領域での学びが充実できるように科目間の連携を行い、初年次教育を充実させ、保育・教育現場で求められている実践的指導力を育成するための体験学習や社会体験プログラムを重視し、実習・実践をコアとした学びの構築を図りたい。保育・教育者として必要な専門性を身に付けるため、カリキュラムは「理論」、「実技・技能」、「演習」を3本柱とし、これらをバランス良く往還的に学んでいく。

専攻科の教育課程は、カリキュラムポリシーに即し、体系的に編成されており、大きな問題点は見当たらないが、1年間という短い修学期間を考えると、コース分けで学ぶのみではなく、ユニット学修という観点から自己の基礎と専門を固め発展領域に進むところにより多くの時間が必要であると考えられる。専門教育科目においては、演習やインターシップでの実践内容が、自主性や積極性、適確な表現力、批判的なものの見方等を養成するのに効果的であり、一定の成果を上げているといえる。初等教育に関して、社会的なニーズに適った力量形成、実務能力の育成、学生自身の専門領域の精深と幅広い知識・技能が得られる専攻科（1年間）としての教育課程編成を図っていく。また、専門性と実践力の向上を図るために設置している、2つのコース「幼児教育・子育て支援コース」、「幼児体育・子ども野外活動コース」については、社会のニーズや学生のニーズを的確に把握し、科目の構成を見直し、今後は更に病児保育等の新たな科目やコースの設置を検討していく。

初等教育学科の授業内容・方法等の工夫として、平成26(2014)年度からは各科目を一覧表にした「履修シート」を作成し、学科での初年次教育がどの科目でどのように行われているか、また、実習にかかわる科目でどのような内容を押さえているのかを教員間で共通理解するとともに、学生個人にもこのシートを活用し自己評価欄を設け、どのような状況かを把握し、学生の学修に対する意欲や成果に対応していく。特に、1年生については、第1回のモニタリングを5月連休明けに実施し、学生の個々の状況を把握するとともに、学修への取り組みの自己評価が低い学生には個別に対応し、学修に対するケアを行っていく。

専攻科においては、教育課程の充実と効果的な授業運営とのバランスをとり、いっそう効果的な学修が機能できるよう、科目担当者間による連絡・連携を密にし、授業方法を工夫し指導していく。また、学生の学修ニーズをくみ取りながら、より効果的な科目群の設置と、インターンシップのみならず、体験型やPBLなどを更に重視したきめ細かな学修内容の推進を検討していく。

教授方法の改善を進めるための組織体制としては、「授業改善アンケート」が教員・学生に定着してきている。組織的に授業改善について検討を実施しており、これらを継続していくことで多角的な視点からの教授方法の改善が可能であるが、「授業改善アンケート」の内容についても、「キャリア教育・FD委員会」において、結果を参考により良い質問項目を探ることを続けていく。

単位制の実質を保つための工夫として、学生が準備・発展学修をより容易に行えるよう、平成26(2014)年度シラバスにおいて、全科目について週ごとに具体的な授業外学修の

方法を示すよう改善を行った。今後も、各教員が毎回の授業内で、予習・復習の方法を説明し、学生が学修時間を確保できるよう支援していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

・教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学生への学修及び授業支援に関する方針・計画等については、「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」に基づき「短期大学部教務委員会」において整備・運営を行っている。構成員は、教務部長、教務課長、学務課長、免許・資格指導課長、学科長、専攻科長、学科教務担当教員、学科教務副担当教員、専攻科教務担当教員及び専攻科教務副担当教員であり、教務課長、学務課長、免許・資格指導課長については教務部職員として参加している。

また、免許・資格取得指導及び学外実習等の学生への学修及び授業支援に関する方針・計画等については、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 免許・資格指導委員会規程」に基づき「免許・資格指導委員会」において整備・運営を行っている。構成員は、教務部長、免許・資格指導課長、教職課長、各種免許・資格等担当教員及び各学科担当教員であり、免許・資格指導課長については教務部職員として、教職課長については教職センター職員として参加している。

履修、学外実習等に関する学修及び授業支援については、教務部及び教職センター職員と教員との協働による体制をとっている。

履修指導については、教務部教務課職員が、 Semester開始時に実施される履修オリエンテーションの資料作成、開催日程の調整等の運営を行い、教務部学務課職員が、オリエンテーションの際、学生に対して、履修に関する規程や履修登録方法等に関する説明を行っている。その後、教務担当教員が、免許・資格取得を中心とした履修モデルや履修方法、GPAの算出方法等を提示し、各学年で必要となる履修指導を細かく行っている。

免許・資格取得に必修の学外実習の指導については、教務部免許・資格指導課職員が、教員と連携しながら、実習オリエンテーションや実習報告会の運営を含め、学外実習全般に関する学生への学修支援にあたっている。また学外実習のうち、教育実習の指導につい

ては、教職センター職員も加わり、協働で支援を行っている。

以上のとおり、教職員協働による全学的な学修・授業支援体制となっている。

・オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワーとして、教員は週2回各90分を設定し、全学的に実施している。「学生生活の手引」において制度を明示するとともに、教務部掲示板に教員のオフィスアワー一覧表を掲示し、学生への周知を図っている。実際には、これ以外にも学生がアポイントメントをとり、教員は授業の空き時間に積極的に学生の相談に応じている。また、電子メールによる相談についても、各教員の許可を得た上で、メールアドレス一覧表を掲示し、学生が利用できるようにしている。

・教員の教育活動を支援するために、TA等を適切に活用しているか。

TAについては、「学校法人鎌倉女子大学 ティーチング・アシスタント規程」に基づき運用している。平成25(2013)年度から、初等教育学科の1年生を対象とする総合教育科目「女性と文化」の授業において、TAの活用を開始している。TAとして、鎌倉女子大学大学院児童学研究科に所属する大学院生2名が、初等教育学科の学生の学修支援に従事した。具体的な支援内容としては、①出席簿の管理、②座席表の作成、③リアクションペーパーの作成・配付・回収、④授業中の受講者の私語等の注意・見回り、⑤講義プリント等の資料配付、⑥講義前後の教室設営、⑦回収したリアクションペーパーの内容の整理、⑧第14回講義のパネル・ディスカッションに向けた準備である。全講義終了後、2名のTAは、TA報告書を作成し、実績報告を行った。TAの活用は、授業担当教員からの評価も高く、学部学生の学修効果を高めている。

TA以外の支援体制として、演習・実習を伴う授業において、事前準備、後片付け、授業における教員の補佐等を行う非常勤職員1名を配置し、適切に活用している。また、情報教育関連の授業を補助するインストラクター（派遣職員）を1名配置している。さらに、平成26(2014)年度には、新たに学習・実習指導員を1名配置することで、教員の教育活動の支援体制を強化した。学習・実習指導員は、担当教員の指示に基づき、学習・実習中における教員の補佐並びに学外実習先訪問及び実習先での実習生指導を担当している。

・中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。

中途退学者及び留年者への対応については、クラスアドバイザーを中心として学科単位で行っている。進路変更に関する各種の相談（中途退学・休学等）に対しては、クラスアドバイザー、教務担当教員、学科長・専攻科長等の複数教員で面談を重ね、更に必要な場合は保護者とも相談するなど、時間をかけて最良の結論を導き出すよう努めている。また、留年等の未然防止策として、クラスアドバイザーが、各科目の出席状況等を調査し、欠席の多い学生や成績不振の学生に連絡をとり、個別の面談や学修支援を行っている。これらの学生に関する情報は、「学科会」において各教員に共有され、実態の把握や原因分析、改善の検討を行うなど、学科全体で丁寧な対応に努めている。

教務部では、中途退学や休学を希望する学生には理由を明確にした申請書、担当クラスアドバイザーから経過報告書の提出を求めている。卒業可能な在学年数を超えた留年者については、「継続履修届」での申請手続きを行い、学籍を管理している。

以上のような対応策により、平成25(2013)年度の短期大学全体の退学者数は9名（エビデンス集データ編【表2-4】）、退学率は1.58%と少ない数値となっている。

・学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、主に「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」、クラスアドバイザーによる面談を活用している。「授業改善アンケート」においては、自由記述欄を設け、授業を中心とした学修に対する学生の意見をかみ上げている。それらの意見を担当教員にフィードバックし、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。「学生生活実態調査」についても、自由記述欄において学生生活全般に関する学生の意見をかみ上げ、学修支援につなげている。また、クラスアドバイザーは、個人面談を通して、学生の能力や目標を把握した上で個々の要望に答え、随時、学修支援方法の見直しを行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教職員協働による学生への学修及び授業支援については、今後も、学科の教員と事務職員の協働により、教職員相互の意見を集約しながら学修支援を行い、学生への対応をより充実させていく。

オフィスアワー制度については、教員のオフィスアワーの時間帯を学生に明示し、利用できるようになっており、制度について特に問題はない。電子メールによる学生相談について、現在でも多くの教員と連絡が可能であるが、今後、学生がより多くの教員と連絡を取れるよう整備を行っていく。

TA等の活用については、今後もきめ細かな授業展開を実施し、教員の教育活動を支援するため、開設科目の内容や履修者数等を考慮しながら人的補助体制の整備を行う。特にTAについては、より多くの授業を担当できるよう、大学院生の授業等との調整を検討していく。

中途退学者、停学者及び留年者への対応については、「学科会」で情報を共有し、クラスアドバイザー、教務担当教員、学科長、専攻科長が緊密に連携しながら、学生本人及び保護者と面談し、より良い解決ができるよう努めていく。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、今後も「授業改善アンケート」等を利用していく。「学生生活実態調査」については、平成26(2014)年度より「学修行動・環境調査」に変更し、従来の設問項目の精査を行い、学生への学修及び授業支援の体制改善に必要な意見等を有効に把握できるものにする。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

＜2-4の視点＞

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

・単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているか。

初等教育学科の単位認定については、「短期大学部学則」第26条に「授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える」と定めている。成績評価については、「短期大学部学則」第28条及び「鎌倉女子大学短期大学部 履修規程」第10条に「合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）」と定めている。評価及び評価の基準は【表2-4-1】のとおりである。成績評価要件については、「短期大学部学則」第29条に「各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない」と定めている。

【表2-4-1】成績評価（短期大学部）

可否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

評価方法に関しては、シラバスの「成績評価」欄において、授業科目ごとに成績評価の基準を明示している。各科目担当教員は、「シラバス作成の手引」に基づき、成績評価に3種類以上の手法を用いるように努めており、多角的な成績評価が可能となっている。また、科目の成績評価をもとに、客観的かつ総合的な成績状況を把握するため、GPA制度を取り入れている。各授業科目のGPA平均値を2.3～2.7とすることにより、科目間の成績評価の不均衡をなくし、成績評価の公正性を保っている。GPAの活用方法としては、「スカラシップ入試奨学金」の2年次の給付条件として最低基準値を設けている。

単位の互換については、「短期大学部学則」第13条第1項に「他短期大学又は他大学との協議に基づき、学生に当該他短期大学又は他大学の授業科目を履修させることができる」、同第2項に「修得した単位については、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる」と定めている。この規定に基づき「鎌倉女子大学、鎌倉女子大学短期大学部間の単位互換に係わる協定書」により併設の大学との単位互換を実施している。また、「短期大学部学則」第13条第3項に「学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる」と定めている。この規定に基づき、「鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部による鎌倉女子大学高等部からの単位互換履修生受入れに関する覚書」第8条第2項により8単位を超えない範囲で単位認定している。

進級については、要件を設けていない。

卒業の要件については、「短期大学部学則」第9条に、「本学に2年以上在学し、次の

各号に定める単位以上を修得した者は、卒業と認め、学位記を授与する」、同第1号に「総合教育科目は、選択科目を含めて19単位以上を履修しなければならない」、同第2号に「専門教育科目は、選択科目を含めて44単位以上を履修しなければならない」と定めている。初等教育学科（平成26(2014)年度入学生適用分）の卒業要件は【表2-4-2】のとおりである。

【表2-4-2】卒業要件単位（初等教育学科）

平成26年度入学生		総合教育科目	専門教育科目	合計
卒業要件	必修	5単位	14単位	19単位
	選択必修	13単位	0単位	13単位
	選択	1単位	30単位	31単位
	計	19単位	44単位	63単位

これらは、「履修の手引」においても「卒業要件単位」として、明示されている。学位授与の審議・判定については、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学位規程」第13条第1項に「学士及び短期大学士の学位の授与については、教務委員会及び学部長会議の審議を経て、短期大学部教授会において判定し、学長が決定する」と定めている。

また、専攻科については、「短期大学部学則」第54条に、「専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得した者に修了証書を授与する。」と定めている。これは、「履修の手引」において「修了要件単位」として、明示されている。

平成25(2013)年度における3ポリシーの確定にあたって、【表2-4-3】のとおり、短期大学部、初等教育学科、専攻科のディプロマポリシーを明確化し、平成26(2014)年度から「履修の手引」やホームページを通じて学内外に公表している。平成26(2014)年度には、ディプロマポリシーに基づいた学位審査体制の整備に着手する。

【表2-4-3】ディプロマポリシー（短期大学部）

鎌倉女子大学短期大学部のディプロマポリシー
<p>鎌倉女子大学短期大学部は、以下のように学位授与の要件を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学修者は、本学固有の教育理念であると同時に、古今にわたる普遍の教育理念である「感謝と奉仕に生きる」を常に目途としながら、本学固有の教育目標である「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、以て自らの職能・職域を通じて健全な生活世界の活動及び形成に参加し、自らの未来を力強く切り拓くため、所定の期間在籍し、基準となる単位数を修得しなければならない。 2. 短期大学部は、建学の精神を含む「総合教育科目」及び学科の設置目的に照らして編成された「専門教育科目」を共に修得していることを学位授与の基準とする。

初等教育学科のディプロマポリシー
<p>本学が掲げる教育理念と教育目標に基づき、豊かな教養、高い倫理性、健やかな身体性を培い、乳幼児及び児童についての専門的知識と保育・教育に関わる実践力を修得した学修者に、以下の諸点を基準としつつ、「短期大学士（教育学）」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児期及び児童期について深い関心を持ち、主体的に学び続け、その成果を社会に還元しようとする態度を備えている。 2. 専門分野での学修に必要な幅広い知識と技術を培い、保育・教育について総合的な視点に立って、保育・教育活動を実践できる能力を身につけている。 3. 責任感と倫理観を持ち、他者と協力して問題解決に努め、連携して仕事を遂行することのできる能力を

身につけている。

専攻科のディプロマポリシー

本学が掲げる教育理念と教育目標に基づき、豊かな教養、高い倫理性、健やかな身体性を培い、児童の保育・教育に関する専門的知識と技能を修得した学修者に、以下の諸点を基準としつつ、修了証書を授与する。

1. 保育・教育、幼児の身体活動に関する専門的知識と技能を活用できる能力を身につけている。
2. 保育・教育者としての責任感と倫理観をもち、保育・教育現場における援助及び指導法についての実践的能力を身につけている。
3. 保育・教育・福祉分野において、社会に積極的に貢献しようとする態度を備えている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

初等教育学科においては、単位制度の実質を保つ工夫はなされており、客観的な評価方法としてGPA制度を取り入れている。また、GPAを指標として学生に対しクラスアドバイザーが履修指導や学修支援を実施することにより教育の質保証も行われている。GPA制度については、現在、免許・資格の取得に必修である学外実習への参加条件として活用している。本学では多くの学生が何らかの免許・資格の取得を目指しているため、学外実習への参加という目標のもと、学修意欲を喚起する制度として有効に機能しており、今後も継続していく。さらに、今後は、進級判定や卒業認定へのGPAの活用等、厳格な成績評価の方法について検討していく。

専攻科においては、修了要件も定め、シラバスにおいて成績評価方法等も明記されており、特に問題はない。今後も、厳正な適用に努め、ディプロマポリシーに基づいた修了要件の審査体制の整備を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

・インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

初等教育学科の教育課程内におけるキャリア支援として、「免許・資格」と「企業学習」の2つのコースプログラムを設置している。多彩な免許・資格を複数取得することを

可能にする「免許・資格プログラム」と一般企業で役立つ知識やビジネスで求められる社会人基礎力を修得することを可能にする「企業学習プログラム」により、学生一人ひとりが主体的に自己の将来像を描き、それに合わせた科目履修を行うことが可能となっている。学生は、2年間のカリキュラムを通して、将来への目的意識を明確に持ちながら個々の授業にあたり、自身の描く将来像と授業の内容を結び付けながら学修していくことで、社会的・職業的自立に向けて必要な知識、技能、態度を自ら育んでいる。

また、キャリア形成に関連する科目として「建学の精神実践講座」、就業体験を行う科目として各種「学外実習」を実施し、学生のキャリア発達の支援や職業観の涵養を図っている。「建学の精神実践講座」は、総合教育科目において、卒業必修科目として、各学年に配当されている（「建学の精神実践講座①（1年次）」、「建学の精神実践講座②（2年次）」）。日本の伝統文化を理解し豊かな情感を育むこと、現代社会について自らのキャリアと結びつけながら主体的に学ぶこと、コミュニケーション・スキルを修得することの3点を目的として、各回にテーマを設定し授業を展開している。本科目が取り扱うテーマのなかには、「女性のライフデザイン」、「OG講演」など、キャリア形成に関連するものが多数含まれている。「学外実習」は、各種免許・資格の取得に必修とされており、自身の希望する職域におけるインターンシップとして機能している。学生は、将来のキャリアと関連した就業体験を行うことにより、自己の適性と進路を見極めるとともに、就業意識を養っている。

初等教育学科の教育課程外におけるキャリア教育の支援として、「夏休み社会体験プログラム」と題する特別講座を実施している。このプログラムは、1年次の学修の動機付けやプレ実習を目的としており、学生に夏季休業を利用して自身のキャリアに関連したボランティア活動へ参加するよう促している。学生は、保育所・幼稚園・小学校など自身のキャリアに関連する施設でボランティア活動を行い、終了後には報告書を作成し自己の体験の振り返りを行っている。保育・教育の現場を早い段階で経験させることで、その後のキャリアへの目的意識や実践力の向上を図っている。

また、その他のキャリア教育の支援として、就職センター、教職センターが学科との連携のもと様々な取り組みを行っている。

就職センターでは、1年次春 semester の「新入生就職ガイダンス」をキャリア形成支援のスタートとしている。入学当初の講座においては、将来を意識した学生生活2年間の目標や計画を立てる内容とし、1年次後半から就職を意識した講座へと内容を具体化しつつキャリア支援を進行している。就職活動準備としての支援は1年次7月の「就職総合ガイダンス」から本格化し、筆記試験対策講座、公務員講座、面接対策講座などの講座を実施している。また、「就職活動ガイドブック」を作成し、1年生全員に配付している。このガイドブックを基本とし、個々の講座やセミナーでは別途詳細な説明資料を毎回配付している。1年次には企業研究、応募書類作成、面接試験などの対策に力を入れ、2年次には、大学への直接求人企業の紹介、最終面接試験対策などの支援を行っている。初等教育学科では、一般企業への就職希望者は少数であるため、就職支援は、ほとんど個別支援体制で行っている。

教職センターでは、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生へのキャリア支援として、ガイダンス・講座等を多数企画し、学科や外部機関との連携のもとで実施してい

る。私立幼稚園・保育所への就職支援としては、2年次7月に「私立幼稚園・保育所就職活動直前ガイダンス」を実施し、本格的な就職活動時期に入る前に活動方法や試験対策を指導して積極的な就職活動を促している。また、民間幼稚園協会講師による「私立幼稚園特別ガイダンス」、本学2年次の学生による「就職内定者報告会」等を実施するほか、幼稚園、保育所に就職が決定した学生の報告書を教職資料コーナーでいつでも閲覧できるように配置している。公務員保育士・公立幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生に対しては、「教員採用試験対策講座」として、2年間の充実したカリキュラムを組み、それぞれの採用試験に合わせた個別対策に加え、採用試験を実施する自治体に即したきめ細かい指導を行っている。その他にも、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市教育委員会の教員採用担当者による「教員採用候補者選考試験説明会」、2年次の学生による「教員採用試験合格者報告会」等を実施している。

専攻科の教育課程内におけるキャリア支援として、「インターンシップ（幼稚園）」、「インターンシップ（保育所）」、「インターンシップ（児童厚生施設）」など、教育・保育現場において就業体験を行う科目を開設している。学生は、就職を希望する職種でインターンシップを行うことで、実践力を高めるとともに就業意識を養っている。教育課程外のキャリア支援として、「放課後児童健全育成事業指導員研修会」事業への参加が挙げられる。学生は、この研修会の企画・運営に携わることで、仕事に取り組む達成感・責任感を体得するとともに、保育・教育現場での企画力・事務的能力を修得している。

・就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

就職・進学に対する相談・助言体制としては、学科・専攻科のクラスアドバイザーと就職センター、教職センターとが連携をとり、きめ細かい支援を行っている。

学生の進路選択や就職活動に関する相談については、クラスアドバイザーが第一次的な指導・支援を行う体制をとっている。クラスアドバイザーは、定期的実施する個別面談やオフィスアワーなどの時間を利用して進路相談に対応し、面接や試験対策など、個々の学生の就職活動に対する具体的な支援を行っている。また、学科・専攻科の就職委員、教職委員が「就職委員会」及び「教職委員会」において就職センターや教職センターから提供された情報を、「学科会」を通じて他の教員と共有し、学科として必要な対応を協議している。このように学科・専攻科が、就職センターや教職センターと連携することにより、クラスアドバイザーが、学生の進路志望や就職状況の特色を勘案しながら、学生一人ひとりに具体的な助言・支援を行うことが可能となっている。

就職センターは、学生の就職や進学に対する支援全般を担当し、平成26(2014)年度は教職員10名（センター長、コーディネーター2名、キャリアカウンセラー2名、就職課長、就職課員4名）で構成されている。相談・助言体制としては、就職課員が、企業情報や業種・職種に関する質問への対応や、応募先に応じた面接指導や助言などを、学年を問わず、日常的に行っている。さらに、経験豊富なキャリアカウンセラーを配置し、就職相談コーナーや面談室において就職活動方法に関する相談や応募先企業や団体の研究、面接指導を行うなど、きめ細かい個別支援体制をとっている。

教職センターは、学生の教職への就職・進学に関する支援を担当し、平成26(2014)年度は教職員16名（センター長、副センター長、コーディネーター3名、運営担当2名、教職課長、教職課員3名、幼稚園・保育所就職アドバイザー5名）で構成されている。相談・助

言体制としては、保育士・教員への進路に関する相談への対応、保育士・教員採用試験に向けた小論文の添削、面接指導等を行っている。平成26(2014)年度には、新たに教職センター専用の面談室を確保し、相談・助言のための環境整備を図った。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

キャリア教育のための支援体制としては、初等教育学科では、より充実したキャリア支援に向けて、体系的なキャリア教育プログラムの構築、卒業生のキャリアネットワークの構築を中心とした取り組みを進めていく。体系的なキャリア教育プログラムの構築については、「キャリア教育・FD委員会」が中心となり、「建学の精神実践講座」内のキャリア教育プログラムの体系化を図る。「免許・資格プログラム」該当科目の担当教員に対して、教授内容と学生のキャリアとの関係性を意識した授業運営を積極的に行うよう、「学科会」等を通じて、周知していく。また、現在就職センターが教育課程外において実施している講座と学科の「企業学習プログラム」開設科目との連携を検討していく。卒業生のキャリアネットワークの構築については、学科と就職センター、教職センターが連携し、卒業生情報の共有、在学生との情報交流のためのネットワーク作りを推進し、在校生のキャリア支援につなげていく。

専攻科においては、すべての科目が選択科目であるため、「インターンシップ」への参加も学生の任意である。専攻科をキャリア教育の充実の場とするために、今後、学生の就職希望先を見定めた「インターンシップ」への参加を促し、支援していく。また、「放課後児童健全育成事業指導員研修会」事業への参加を通じて、学生は保育・教育現場における実践力を高めているが、具体的な活動目標、経験の効果などについては状況を見極めて精査していく。

就職・進学に対する相談・助言体制としては、初等教育学科・専攻科では、学生に対する第一次的な窓口であるクラスアドバイザーによる相談・助言体制の充実に向けて、現行の学生カルテの運用を拡充し個々の学生への対応をより円滑にしていく。また、現在の個人面談のほかに定期的な「クラスアドバイザーの時間」を設定し、クラスアドバイザーへの相談を勧めていく。また、就職センター・教職センターとの連携を強め、個々の学生に合わせた支援・助言ができる環境を整備していく。

就職センターでは、「就職委員会」等を通じた学科・専攻科との連携により、就職支援内容についての情報の共有を図るとともに、学生の進路や就職志望の内容や傾向について情報収集・分析を行い、更に採用傾向などの情報を反映させ、的確な情報を発信する体制作りを推進する。一般企業への就職を希望する短期大学部生は、入学直後から就職準備が始まる。採用選考試験への対策も早期から講じておく必要があるため、クラスアドバイザーとも連携し、希望する学生を早い段階で把握するよう努める。また、依然厳しい雇用状況のなか、就職支援が活気に満ちたきめ細かい内容であることも学生の就職意識向上につながっていくものと捉え、講座開催、就職相談、個別支援を展開していく。

教職センターでは、新たに設置した教職センター専用の面談室を有効活用し、教職就職希望の学生一人ひとりに応じた、きめ細かい相談・助言を行っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

・学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。

1) 「授業改善アンケート」による教育目的の達成状況の点検・評価

「キャリア教育・FD委員会」が実施している「授業改善アンケート」を通して、全専任教員が担当授業科目における学生の学修状況を把握している。このアンケートでは、授業運営方法に関する教員への評価だけでなく、学生の当該授業への取り組み方や理解度を測る質問項目も設定しており、学生が5段階評価の回答を選択する形式となっている。各教員は、アンケートの集計結果をもとに「自己評価シート」を作成することが義務づけられており、これを通じて、自身の授業運営方法に加え、学生の学修状況についての点検・評価を行っている。なお、平成26(2014)年度からは、専任教員の担当授業科目だけではなく、兼任教員の担当授業科目においてもアンケートを実施し、学生の学修状況をより広い範囲で把握し、教育目的の達成状況を点検・評価することとなった。

2) 「学生生活実態調査」による教育目的の達成状況の点検・評価

全学生を対象に毎年度実施している「学生生活実態調査」において、学生の「授業への取り組み方」、授業の予習・復習時間を含めた「1週間あたりの活動時間」、「入学後の能力や知識の変化」に関する項目等を設定し、学生の学修行動を調査している。調査結果については、集計・分析を行い、「学生生活実態調査報告書」を作成している。

3) ポートフォリオによる教育目的の達成状況の点検・評価

学科独自に作成したポートフォリオを導入している。学生自身が入学から卒業までの間に、授業や実習等を通じて学んだことを記録するものである。このポートフォリオを利用し、学生の個人面談を行い、学生の学修状況を把握し、教育目的の達成状況を点検・評価している。

4) 免許・資格取得状況の調査による教育目的の達成状況の点検・評価

本学では、教育課程に「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」の2つのコースプログラムを設置し、実際にほとんどの学生がこれらのプログラムに沿って科目履修を行っている。このため、2年間の教育目的の達成状況の点検・評価の指標として、これら免許・資格取得状況及び「企業学習プログラム」修了状況を活用している。免許・資格取得に関しては、入学後より毎年クラスアドバイザーが個別面談を行い、取得希望資格について、その変更の有無を含めて確認を行っている。最終的には、卒業判定時に、「短期

大学部教務委員会」、「短期大学部学部長会議」、「短期大学部教授会」において、卒業判定対象者の免許・資格取得状況及び「企業学習プログラム」修了状況を確認し、2年間の教育目的の達成状況を点検・評価している。

5) 就職状況の調査による教育目的の達成状況の点検・評価

就職状況の調査としては、就職センターが個別の進路状況、卒業直前に実施したアンケート結果、進路決定に至るまでの経過等、教職センターが教員採用試験の可否結果等を学科に報告している。これらの就職状況に関する情報をもとに、「学科会」において、学科の教育目的の達成状況を点検・評価している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

・点検・評価の結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

1) 「授業改善アンケート」による教育目的の達成状況の点検・評価

各教員は、「自己評価シート」の作成にあたって、今後の授業運営についての具体的な改善方策を記述することになっており、点検・評価の結果を授業改善に活用する体制が整備されている。平成25(2013)年度には、「授業改善アンケート」を1科目につき計2回実施したことで、該当科目の開講期間中における授業改善が可能となった。また、平成24(2012)年度のアンケート結果では、全体として、予習・復習に関する項目における学生の評価が他の項目と比べて低いことが明らかになった。これを受けて、平成26(2014)年度シラバスにおいて、各授業科目について週ごとに「準備学習・発展学習」の項目を設け、学生の自己学修の促進を図った。

2) 「学生生活実態調査」による教育目的の達成状況の点検・評価

「学生生活実態調査報告書」の内容は、「短期大学部教務委員会」、「短期大学部学部長会議」、「短期大学部教授会」において報告され、学生の学修行動の特性や問題点について全学で共通認識を持つよう努めている。さらに、「学科会」において、学科に所属する学生についての詳細な分析と改善点の抽出を行い、これを教育内容・方法及び学修指導の改善のために活用している。

3) ポートフォリオによる教育目的の達成状況の点検・評価

ポートフォリオによる学生の学修状況の把握と、教育目的の達成状況の点検・評価の結果については、学修成果として、学生が獲得すべき知識・スキル・態度を学科レベル・科目レベルごとに示し、達成できていない場合には、学生の個人的要因だけではなく、教員の指導上の問題についても、学科会で検討を行うことでカリキュラムや授業・指導を改善している。また、平成26(2014)年度からは、授業科目ごとに評価の指標と達成目標を示した「履修シート」を利用し、学生個人に達成状況を自己評価させ、その結果をもとに、教育内容・方法及び学修指導の改善を行っていく。

4) 免許・資格取得状況の調査による教育目的の達成状況の点検・評価

免許・資格取得状況及び「企業学習プログラム」修了状況については、「短期大学部教務委員会」等での確認後、「学科会」において報告され、資格取得者数の推移など詳細な分析を行い、学科の教育内容・方法や学修指導の改善に生かしている。

5) 就職状況の調査による教育目的の達成状況の点検・評価

「学科会」において、就職センターや教職センターによる就職状況の情報をもとに、学科の卒業生の就職率や職種などを中心に詳細な分析を行うことで、教育目的の達成状況

を点検・評価している。また、その点検・評価の結果を必要に応じて、次年度のキャリア支援等の改善に生かしている。初等教育学科では、平成25(2013)年度の卒業生の就職状況が、保育士49.2%、幼稚園教諭46.1%であり、学科で取得できる免許・資格に関連する職種へ卒業生の95.3%が就職するという実績から、学科の教育目的が達成されていると判断している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

今後も、「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」、免許・資格取得状況、「企業学習プログラム」修了状況、就職状況を利用し、教育目的の達成状況を点検・評価していく。アンケート等については、質問項目を見直し、教育目的の達成状況を的確に把握できるものにしていく。

平成26(2014)年度には、「学生生活実態調査」に代わる新たな調査として、「学修環境・行動調査」を設計していく。「短期大学部教務委員会」及び「学生生活委員会」が主導し、教育内容・方法の改善に資するような正確な結果分析を行うべく、統計的な手法を用いた調査を開発する。「短期大学部教務委員会」は、学部の教育課程や授業に関する事項等を審議する委員会であり、その「短期大学部教務委員会」が今後の「学修環境・行動調査」を主導することで、学生の学修状況の点検・評価及び教育内容・方法の改善に向けたフィードバックを機動的かつ効果的に行うことが可能となる。また、「学修環境・行動調査」への移行後も、「学科会」における詳細な分析と問題点の共有、それに基づく授業や学修指導の改善に向けたフィードバックを継続して行っていく。

ポートフォリオについては、これまでは紙媒体を使用し、学生は手書きで記入していたが、試行的にデジタル化し、教育の質の改善を支援するシステムを構築するとともに、学修成果をリアルタイムに記録・把握できるように工夫していく。

就職センターや教職センターからの情報をもとに、学科が卒業時の学生の就職状況について分析し、必要に応じて次年度の学科としてのキャリア支援の改善に生かしているが、今後、学科の就職状況に対する点検・評価の結果を確実にキャリア支援の改善につなげていくためにも、就職センターや教職センターと、学科間の情報共有をより徹底していく必要がある。そこで、学科の目指す人材養成と就職状況に対する学科としての評価、学生の進路決定に関するアンケート結果、企業や学校等からの卒業生に関する情報等を就職センター、教職センターで集約し、学科との情報共有や意見交換の機会を設け、今後の学科におけるキャリア教育、就職センター、教職センターにおける就職支援の方向性や支援内容など、短期大学部全体の就職支援計画に反映していく。また、企業開拓、学生への企業情報提供において、本学の学科の目指す人材養成、学生のニーズを踏まえた内容で展開していく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

・学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。

学生サービス、厚生補導のための事務組織として、学生センターを設置し、学生生活全般についての支援及び指導を行っている。学生センターでは、大学行事運営、課外活動（クラブ・ボランティア）、各委員会活動、奨学金、個人情報管理、実態調査実施等の業務を通じて、学生が安心して有意義な学生生活を送ることができるよう、支援にあたっている。また、事務組織とは別の支援体制として、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学生生活委員会規程」に基づき、「学生生活委員会」を置いている。「学生生活委員会」は学生センター長を委員長として、学生課長、学生係長、学生相談室長、学科担当教員2名及び危機管理対策担当2名の教員で構成され、クラブ活動、奨学金、学生相談等の学生生活全般の支援について審議を行っている。学生センター、「学生生活委員会」が中心になり、クラスアドバイザー、学生相談室、保健センターとの連携を図りながら組織的な学生支援を行うことができている。

・奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的な支援として、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学奨学金規程」に基づき、「鎌倉女子大学奨学金」を設置している。この奨学金は、社会に貢献する人材を育成することを目的として、学業優秀、品行方正な学生で、かつ経済的理由により修学が困難であると認められた学生に対し、学費の貸費又は給費を行うものである。平成25(2013)年度においては、短期大学部全体で3名の学生が支給の対象となった。また、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 スカラシップ入試奨学金規程」に基づく「スカラシップ入試奨学金」を設置している。この奨学金は、学業を奨励し本学の学力水準に寄与することを目的としている。平成25(2013)年度においては、短期大学部全体で2名の学生が支給の対象となった。さらに、平成23(2011)年3月の東日本大震災を受けて、新たに「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置規程」に基づき、「鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置」を設けた。自然災害その他の災害の突発的な理由により学費の納入が極めて困難になった者に対し減免措置を行い、修学の機会を保障している。平成25(2013)年度においては、短期大学部全体で2名の学生が支給の対象となった。平成26(2014)年の新入学生に対しても継続的に措置を講じている。

・学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

学生の課外活動への支援としては、クラブ活動及びボランティア活動に対するものを中心に行っている。クラブ活動においては、文化部17団体、体育部12団体、同好会6団体それぞれに対し、専任教員の部長と専任教職員のアドバイザーを置いている。学生センターは、活動場所の調整、発表機会の提供、部費の出納管理等を行い、活動を支援している。また、毎年度末に実施する学生主将との面談により活動状況とニーズを把握し、各団体へ

の支援を充実させている。クラブ活動を促進するための制度として、毎年度の学位記・修了証書授与式の際に「松本尚記念賞」「学友会活動賞」という名称で学生を表彰している。「松本尚記念賞」は、スポーツ、芸術、文化等の自主的活動にかかわる分野において、全国レベルで表彰されるなど、特に功績を挙げた者に対して表彰するものであり、「学友会活動賞」は、学友会に所属する団体又は個人で在学中に、特に優秀な成績若しくは功績を残した団体又は個人に対して表彰するものである。さらに、4月には「学友会WEEK」、各 Semester 終了時にはリーダーズミーティング、授業期間中の毎週木曜日には「コミュニティモールコンサート」を開催し、多数の学内行事によりクラブ活動の活性化を図っている。また、参加への契機となるよう新入学生に各団体を紹介するリーフレット「クラブインフォメーション」とクラブ紹介映像を制作している。ボランティア活動においては、学生にとって有意義で安全なボランティア活動を推進するための導入講座として「はじめてのボランティア」等の説明会を実施するほか、ボランティア募集ポスターの掲示や、閲覧用ファイルによる情報提供を行っている。また、「学生生活実態調査」、ボランティア活動報告書から活動状況の実態を把握したうえで支援の充実を図っている。本学では、教育・保育・福祉関係への就職を希望する学生が多いため、教育支援、保育援助、障害児支援等を活動内容とする受け入れ先との連携を行い、有意義な活動を支援している。学生は、活動を通じて講義で学んだ知識等を実際の現場で生かして、自身が学ぶことの意義や、学問・研究と社会との関わりを知る機会を得ている。平成24(2012)年8月には、鎌倉市及び鎌倉市社会福祉協議会との協働による東日本大震災復興支援ボランティア活動として、宮城県南三陸町において農業再生支援ボランティアを3泊4日の行程で実施した。また、キャンパスの清掃活動を行う有志団体「クリーンアップ隊」が通学路を中心とした近隣地域まで範囲を拡大して活動を行えるよう支援した。

・学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているか。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、保健センター、学生相談室、クラスアドバイザー、学生センター窓口が連携を図りながら対応する体制となっている。保健センターは、学生の健康の保持増進を図ることを目的とし、健康の自己管理とともに主体的に取り組める健康づくりへの支援を行っている。センター長（医師免許を有する専任教員）1名、看護師・保健師免許を有する専任職員1名及び看護師・保健師免許を有する兼任職員1名が、心身に係る健康相談への対応、けがや病気に対する救急処置、定期健康診断の実施、その他保健指導等を行っている。平成25(2013)年度における救急処置は、内科・外科合わせて102件、健康相談は、身体面・精神面合わせて36件であった。睡眠不足などの生活習慣が頭痛等の身体症状に影響することがあるため、生活面の指導を行っている。修業上又は学内生活を安全に送る上で、健康情報の共有が必要な場合は、本人の了解のもと、保健センターが担当教員や学生センターに連絡を行っている。また、心的な悩みを抱える学生に対しても、保健センターが学生相談室やクラスアドバイザー等と連携をとりながら対応し、専門医療機関への紹介も行っている。平成25(2013)年度における定期健康診断の受診率は98.8%であり、ほとんどの学生が受診している。胸部レントゲン以外の有所見者には当日のうちに受診勧奨及び保健指導を行っている。心疾患や感染症などで運動強度の確認が必要な場合は、主治医からの生活管理指導表や診断書を把握した上で随時面談を行い、安全に大学生活を送れるよう保健、生活指導を行った。肥満度及び健康調

査票で把握された月経異常、生活習慣病ハイリスクの学生には、摂食障害の確認及び女性として生涯健康であることを視点に保健指導を行った。その他の保健指導として、毎月、保健だよりを作成し、身近な健康情報を学生に届けると同時に、保健センター前の掲示板を利用して健康へのアドバイスをを行っている。感染症予防対策では、手指消毒用エタノールの設置・掲示物での周知を行い、MR（麻しん風しん混合ワクチン）接種の推進については、入学前から接種勧奨の通知をし、未接種者には入学直後に再度指導している。

学生相談室は、学生生活の様々な場面で精神的不安を抱える学生に対し、カウンセリングを通して精神的健康の回復や増進を図り、その人間的成長を援助することを目的としている。室長（専任教員）1名と臨床心理士の資格を持つカウンセラー（非常勤職員）2名が相談に応じている。平成25(2013)年度における相談件数は5件であった。平成26(2014)年度から、授業のため学生相談室を利用できないことのないよう、週4日のうち2日の開室時間を12時～17時を12時～19時に2時間延長した。

クラスアドバイザーは、担当クラスの学生の学修状況、クラブ活動、ボランティア活動、ゼミナール等について詳細を掌握している専任教員であり、学生生活における様々な相談に応じている。クラスアドバイザーは、教務担当教員、免許・資格担当教員、学科長・専攻科長と連携し、学生生活相談のほか、免許・資格取得に伴う精神的な相談等にも応じ、アドバイスをを行っている。

学生センター窓口では、学生生活全般についての相談に応じており、一人暮らしを希望する学生に向けた、大学周辺の住居に関する情報提供や相談等も行っている。

保健センター、学生相談室、クラスアドバイザー、学生センター窓口が情報共有を図りながら連携して相談に応じることで、より適切な対応が可能となっている。また、相談の窓口を多数置くことにより、学生が気軽に相談しやすい環境を整えている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

・学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。

学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げるシステムとしては、「学生生活実態調査」、各種行事実施後アンケート、クラブ主将面談等によって行っている。把握した学生のニーズについては、学生センター、「学生生活委員会」等において協議したうえで学生サービスの改善に反映している。また、学生センターでは、学生との日々のコミュニケーションから信頼関係を築き、意見・要望等を有効にくみ上げるように努めている。

平成24(2012)年度実施の「学生生活実態調査」で把握した要望をもとに、平成25(2013)年4月に、トイレの音姫の設置、アリーナの電波時計設置、アリーナ棟1階の冷水機設置、シャワールーム使用方法の簡易化等、設備等の改善を行った。また、休講等の学生連絡をWEBやメールで確認できるようにしてほしいとの要望も多数寄せられたことを受けて、「鎌倉女子大学ポータルサイト」を設置した。これにより、教務部及び学生センターからの連絡が学外から確認できるよう改善された。

なお、「学生生活実態調査」における、学生生活全般に関する学生の満足度（大学・短期大学部全体）は、平成24(2012)年度においては、9.5%が「とても満足」、35.7%が「満足」、42.3%が「普通」となっており、平成25(2013)年度結果においても、10.6%が「とても満足」、38.3%が「満足」、41.3%が「普通」となっており、満足度の高い結果

となっている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学生サービス、厚生補導のための組織として、学生センターの機能を充実させていく。学生支援の方策について、学生が他者（学生・教職員・地域社会）と協働する関係性の中から学士力である汎用的技能や態度・志向性を高めることが可能なコミュニティの形成に取り組む。平成25(2013)年4月に開設した鎌倉女子大学ポータルサイトについて、情報配信の充実を図り、学生にとって利便性の高いものとする。また、緊急時における学生危機管理対応力強化のため対応マニュアルを策定の上、より実践的な訓練を実施する。

経済的な支援としては、「鎌倉女子大学奨学金」の運用内容・方法等について、本学独自の奨学金制度としてより学生生活の実態を反映したものとなるよう見直しを行い、支援の充実を図る。

学生の課外活動への支援としては、建学の精神「感謝と奉仕に生きる」の理念を実践する学生の活動を支援するため、新たな学生支援プログラム「グリーンプロジェクト」を始動する。学生が地域社会等に奉仕する活動を通じて、建学の精神に基づいた感謝の心を養い、より豊かな人間性や価値観を身に付けることを支援する。

学生相談室の運営については、学生への教育的配慮のなかで必要な学内連携のあり方について検討を行い、教職員間で共通理解できるものとする。健康支援については、健康診断により健康に問題があるとされた学生から専門医への受診結果を把握するまでに時間を要するが、根気良くアプローチを継続していく。

毎年度実施している「学生生活実態調査」の集計結果から、学生生活の満足度が高い学生群が実際にどのような学生生活を過ごしているかについて詳細な分析を行う。また、現在の「学生生活実態調査」について、平成26(2014)年度以降「学修環境・行動調査」に変更し、従来の設問項目の見直しを図り、学生サービス改善に必要な意見を有効に把握できる内容とする。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

・学位の種類及び分野に応じて、必要な学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。

学位の種類及び分野に応じた専任教員の確保については、短期大学部は初等教育学科及び専攻科から成るが、専任教員数及び教授の数は、【表2-8-1】のとおり、短期大学設置基準上の必要人数を上回っている。また、専任教員の配置については、採用時に学科・専攻科の教育課程内の担当科目に関する教育研究能力について十分に審査し、保有する学位及び専門性と学科・専攻科が要請する人材との適合性を考慮している。

【表2-8-1】専任教員数（短期大学部）

	専任教員数	短期大学設置基準上 必要専任教員数	教授数	短期大学設置基準上 必要専任教授数
初等教育学科	18	11	7	4
短期大学部全体	18	15	7	6

・専任教員の年齢のバランスがとれているか。

短期大学部の専任教員の年齢構成については、30歳以下が0名（0.0%）、31歳～35歳が1名（5.6%）、36歳～40歳が3名（16.7%）、41歳～45歳が4名（22.2%）、46歳～50歳が1名（5.6%）、51歳～55歳が0名（0.0%）、56歳～60歳が6名（33.3%）、61歳～65歳が3名（16.7%）、66歳以上が0名（0.0%）となっており、30歳代から60歳代までバランスが取れているが、30歳以下が0%となっている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

・教員の採用・昇任の方針に基づく規程を定めて、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任に関する事項については、「鎌倉女子大学短期大学部教員資格審査規程」に定め、適切に運用している。採用・昇任は、理事長が召集する「短期大学部教員資格審査委員会」の諮問を経て、理事長が「理事会」に推薦し、最終的に「理事会」で審議の上、任用を決定する。審議については、本学の建学の精神を遵守していること、本規程に定める教授・准教授・講師・助教・助手の各資格基準を満たしていることを確認し、更に人格・健康・教育上の能力・研究上の業績・学会並びに社会における活動等を総合的に勘案し、任用の有無を決定している。採用にあたっては、学科等の意見を踏まえつつ、教育課程に即した科目担当者を募集し、採用試験として複数回の面接を実施している。公募制を原則とし、「ホームページ」上における採用情報の掲載、独立行政法人科学技術振興機構の求人情報サイトの活用などにより、広く人材を募っている。また、昇任にあたっては、専任教員が毎年度作成する「教育活動報告書」及び「研究活動報告書」等を活用し、教育・研究業績等の総合的な審査を行っている。同報告書は教員評価にも用いられ、初等教育学科長、短期大学部学部長、教務部長が順に人事評価を実施し、学長・理事長が最終の評価を決定している。教員評価は、教育活動・研究活動・校務の3領域を基本とし、教員の教育研究活動を活性化するためのシステムとして構築されている。

・FD活動が組織的に行われ、授業アンケート結果の公表が行われ、活用されているか。教員研修が行われているか。

FD活動については、「キャリア教育・FD委員会」が中心となり、「授業改善アンケート」、「ピアレビュー」、「オープンクラス」、「FD講演会」、「新任教員研修」等の実

施、「ニュースレター」の発刊を行い、教員の資質・能力の向上に努めている。学生への「授業改善アンケート」について、平成25(2013)年度においては、専任教員が秋semesterの担当科目から1科目を選択し、授業の中盤(6~7週目)及び終盤(14~15週目)に計2回実施した。1回目のアンケート結果は、各教員に即時にフィードバックされ、教員は学生の意見をもとにsemester後半における授業方法の見直し等を行うことになっている。2回目のアンケート結果についても各教員にフィードバックされ、教員は、1回目のアンケート結果と比較し自身の授業改善が有効であったか検証するとともに、次年度に向けた更なる授業改善を検討し、「自己評価シート」として、「キャリア教育・FD委員会」に提出することとしている。各教員から提出された「自己評価シート」については、「キャリア教育・FD委員会」が取りまとめ、「授業改善アンケート結果報告書」として発行している。この報告書はキャリア・FD室でいつでも閲覧できるようになっており、教員相互による点検も可能である。平成26(2014)年度は、アンケートを実施する授業を秋semesterのみならず春semesterの担当科目からも選択できるようにし、また専任教員に加え兼任教員についても実施するなど、対象とする科目、教員の拡大を図った。「ピアレビュー」については、2、3名の専任教員を1グループとして、授業参観と意見交換を行い、授業方法の相互改善へとつなげている。「オープンクラス」については、初等教育学科及び専攻科から選出された教員が学園祭において授業公開を行い、学外からの参観者によるアンケートや授業評価を得て、授業改善の参考にしている。他の教員もこれを自由に見学でき、自らの教授法の手がかりを得る機会となっている。「FD講演会」については、平成26(2014)年1月、学術研究所との共催で、学外の講師を招聘し、「大人数講義法のコツ ~アクティブラーニングの手法を盛り込むには~」と題した講演会を開催した。「新任教員研修」については、4月のオリエンテーション期間に、新任教員に対して、本学の学生理解につながる資料を用いてより良い授業作りに向けたワークショップを実施した。また、「ニュースレター」を発行し、FDに関する啓蒙活動を行っている。

「キャリア教育・FD委員会」以外の取り組みとして、新年度開始前の3月に教務部主催の「教務研修会」を実施している。参加者は学部長、学科長、学生センター長、クラスアドバイザーの教員である。研修内容は、新年度に向けてのカリキュラムなど全学的な変更点や運営方法を中心に教務部長などが説明し、より充実した学生指導や教育活動ができることを目的とし研修活動を行っている。また、平成25(2013)年度は平成26(2014)年度より赴任する教員を対象に新任向けの教務研修会も実施し、初年度の教員の教育活動をより円滑にするための支援を行った。全体での研修後に学科別の研修も実施し、それぞれの学科特有の履修指導上の留意点を中心に周知も行っている。さらに、総務部主催の「教育・研究に関する研修会」も行われている。これは学校法人全体の研修会であり、大学・短期大学部教員、併設校教員、事務職員を対象にFD活動・SD活動として実施されている。平成24(2012)年度には、「①ディプロマポリシー／カリキュラムポリシー／アドミッションポリシー」、「②教養教育科目・総合教育科目の見直し」、「③キャリア教育の枠組み検討」、「④学位審査手続きの明定及び単位認定等成績評価の公平性の確保」、「⑤CAPの検討、GPAの有効活用及び免許・資格取得に関する適正要件の策定」の5つのテーマについて、発表を行った。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

・教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。

本学では、平成25(2013)年度においては、「教養教育科目」及び「総合教育科目」という科目区分において、教養教育を実施してきた。平成26(2014)年度より、学士課程教育全般を通して教養を備えた専門的な人材を育成するという観点から教養教育についての見直しを行い、特定の科目区分に「教養」という語を用いるのは適さないと判断し、上記の「教養教育科目」と「総合教育科目」を統合し「総合教育科目」とし、教養教育は全授業科目（「総合教育科目」と「専門教育科目」）を通して行うこととした。シラバスには全授業科目に、学士力として身に付けられる力（「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」）を示している。

全授業科目を通して行われている教養教育の運営上の責任については、学科長・専攻科長及び教務担当教員2名以上と教務部職員で編成される「短期大学部教務委員会」が負っている。授業科目及び担当教員の配置等の計画は、「総合教育科目」については、鎌倉女子大学と同じ科目もあるため、学科の委員と大学の委員と連携しながら検討され、「専門教育科目」については、学科の委員によって検討されている。これらの検討事項を「短期大学部教務委員会」で諮り、「短期大学部学部長会議」及び「短期大学部教授会」の審議を経て、カリキュラムを決定している。

以上のとおり、教養教育についての見直しを行い、「短期大学部教務委員会」が本学の教養教育の運営上の責任体制として適切に機能している。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

今後も本学の教育目的・教育課程に即した専任教員の確保と配置を継続するため、中期的な計画の策定とそれに沿った教員組織づくりを行っていく。

専任教員の年齢のバランスについては、本学の教育課程は、免許・資格の取得及び専門性を有する人材の養成等を柱に、深く専門の学問を教授・研究する内容となっており、高度で多様な能力を持つ経験豊富な教員の確保が不可欠であるため、20歳代の年齢層の教員の確保がなかなか進まないことは否めない。今後の教員確保の方針としても、引き続き教員個々の能力、経験を最重要視していくが、全体の年齢バランスを念頭に置き、若年層の有能な人材の確保を積極的に行っていく。

教員の採用・昇任については、「鎌倉女子大学短期大学部教員資格審査規程」において、採用、昇任についての資格基準、任用が決定されるまでの手続きを規定し、実際の運用についてもこれに則って適切に行っており、今後もこの方針を継続していく。また、「教育活動報告書」及び「研究活動報告書」の改善に向けた取組みの一つとして、教員業績管理システムを構築し、運用を開始する。

教員の研修やFDについては、様々な取り組みが行われている。今後は、教務部とキャリア教育・FD室が連携を図りながら、その活動の運営及び周知を行っていく。また、「授業改善アンケート結果報告書」については、キャリア教育・FD室において、常時、閲覧できるようにしているが、今後、公表の方法や範囲の妥当性について「キャリア教育・FD委員会」で検討を行っていく。

教養教育を行うための責任体制は適切に確立されている。今後も本学独自の短期大学士課程教育の構築との関連において、教養教育についての検討を「短期大学部教務委員

会」を中心に行っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

・教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は、神奈川県鎌倉市大船に位置し、JR大船駅から徒歩8分の地にある。平成15(2003)年に大船キャンパスが新設された。校地面積は66,365㎡（大学・短期大学部共用）であり、大学設置基準上必要な校地面積20,400㎡と短期大学設置基準上必要な校地面積4,000㎡を合算した数より上回っている。運動場としては、大船キャンパスから徒歩15分ほどの岩瀬キャンパスに、9,226㎡のグラウンドを備えている。大船キャンパスの校舎は、事務管理棟、教室棟、実習棟、音楽棟、アリーナ棟、食堂棟、図書館棟及び学術研究棟の8棟で構成されている。校舎面積は35,970㎡（大学・短期大学部共用）であり、大学設置基準上必要な校舎面積13,552㎡と短期大学設置基準上必要な校舎面積3,350㎡を合算した数より上回っている。現在、大船キャンパスは大学及び短期大学部において共用しているが、短期大学設置基準のほか、各免許・資格取得に必要な施設等の条件を十分に満たしている。平成24(2012)年7月に竣工した学術研究棟には81室（大学・短期大学部共用）の個室研究室が整備された。体育施設に関しては、大船キャンパスに767.5㎡のアリーナを整備しているほか、多目的ホール、表現スタジオといった多様な目的に使用できる施設を備えている。多目的ホールは壁が可動式のステージになっており、ステージを収納すれば、室内運動もできるため、クラブ活動や空き時間の学生の利用等、有効に活用されている。

・教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。

大船キャンパスは、8棟の校舎を囲むように東山、東山庭園、グリーンスクエア、樅の木、菩提樹の道等が配置されており、緑豊かな自然に恵まれた環境のもと、充実した大学生活が送れるようになっている。東山の自然には数多くの野生動物が生息し、そのふもとのビオトープとともに教育研究活動に有効活用されている。教室棟2階から5階、実習棟2階、音楽棟1階、アリーナ棟1階にはラウンジが設置されており、学生の自習、休憩等

に活用されている。また、平成24(2012)年度に新設された学術研究棟2階には、学生・教員ラウンジが配置され、学生と教員のコミュニケーションを促進する場として機能している。教室棟1階のコミュニティモールは、1階から5階までが吹き抜けとなっており、天井から自然光が注ぎ込む開放的な空間となっている。毎週木曜日には、クラブ（文化部・体育部・同好会）によるコンサート等が開かれ、学生に有効活用されている。食堂棟1階のカンティーン、2階のカフェテリアには、それぞれ258席、104席が用意されており、東山の自然を眺めながらゆっくりと食事を楽しむことのできるスペースとなっている。

施設全般の維持、運用、管理については、施設管理部が中心となり、必要に応じ専門業者へ業務委託を行いながら、適切に実施している。特に設備管理については、業務委託先の担当者が本学に常駐し、施設管理部との連携のもと、建築基準法、消防法等の関係法令に基づく年次点検・月次点検・日常点検、及び中央監視システムによる機械保守を行っている。清掃や警備等についても、総務部総務課及び施設管理部が、委託業者と協議のうえで適宜指示を出すことにより、計画的な管理を行っており、快適な教育研究環境を維持している。

本学では、建学の精神の一つである教育の姿勢「人・物・時を大切に」を具現化するために、経年劣化した備品の再生に積極的に取り組んでいる。平成25(2013)年度には、天板に痛みのある学生用木製机約60台について、天板を削剥・再塗装し、平成26(2014)年度から再び使用を開始している。

・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

図書館は、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館規程」に基づき、教育研究及び学修上必要な図書、雑誌その他の資料を収集、整理及び保存し、学生及び教職員が十分に利用できる環境を整えている。

図書館の施設は、地上3階建てで、延べ床面積が1,986㎡であり、適切な規模を有している。書庫スペースについては、1階の閉架書庫に約60,000冊、2、3階の開架書庫に約112,000冊の計約172,000冊収容可能であり、閲覧スペースについては、閲覧室の総座席数が244席であり、ともに十分な広さを確保している。平日の開館時間は、通常9時から20時までとしており、学生は最終の授業が終了する19時10分以降も図書館を利用できるようになっている。土曜日に関しては、授業が行われなため、通常は休館日としているが、定期試験期間前は開館している。蔵書数は、約174,000冊である。大きく教育学、児童学、心理学を中心とする社会科学系図書、家政学、栄養学を中心とする自然科学系図書から成り、体系的かつ総合的に蓄積、整備を行っている。「図書館運営委員会」の学科の選定委員会を中心に開設授業科目関連図書のほか、教育・研究に必要と思われる資料を選定し、選定委員会（年間5～6回開催）で協議・決定することで、学科の目的や教育課程に沿った図書資料の購入を行っている。また、図書館カウンターでは学生からの図書購入希望の受付も行っている。平成25(2013)年度からは、電子書籍の購入を開始し、また電子ジャーナルの契約数も増やすことで、これまで冊子体で購入していた資料の電子化を図っている。平成25(2013)年10月には、電子資料（電子書籍や電子ジャーナル）の閲覧や学修のために必要なパソコンの貸し出しサービスを開始するとともに、作成した文書等を印刷するための学生用プリンタを設置した。利用状況については、図書を教材や資料として使用する授業

が増えてきたこともあり、入館者数、貸出冊数ともに前年に比べ増加している。鎌倉市中央図書館との相互利用や、図書館間相互貸借システム（NACSIS-ILL）を介して他大学との文献複写の提供・依頼及び図書貸借を行っており、学外からの利用も定着してきている。本学図書館は、「2014年度版大学ランキング（朝日新聞出版）」の大学図書館部門（蔵書冊数、受け入れ図書冊数、貸出数、図書館費の総合）において全国23位にランキングされるなど、外部からの評価も高い。

・教育目的の達成のため、コンピュータ等のIT施設を適切に整備しているか。

コンピュータ等のIT施設としては、3つの情報処理演習室とマルチメディアラウンジを設置している。情報処理演習室は、それぞれ60台のパソコンを有し、情報教育や語学教育において活用され、授業のない時間には学生が自由に使用できるようになっている。マルチメディアラウンジは、32台のパソコン及び25個の情報コンセントを有し、学生が自由に利用できるスペースとなっており、情報検索や資料検索、レポート作成等に使用されている。平成25(2013)年度には全情報処理演習室とマルチメディアラウンジのパソコンを最新のハードウェア、OS、アプリケーションソフトウェアに更新した。ネットワーク環境としては、1Gbit/秒の高速基幹LANを大船、岩瀬両キャンパスに設置し、全体はWAN構成となっている。

アクティブラーニングの実践、教員養成課程における学生のICT活用能力育成、FDを目的として、情報端末を活用した授業支援システムや、映像による双方向授業支援システムの導入、無線LANを用いた実習室での小規模なパソコン演習など、ICTを活用した授業環境を整備している。また、普通教室向け情報機器の活用拡大のため、教室棟全教室にプロジェクターを設置し、教職員向けに、ノートパソコン、授業電子黒板、書画カメラ、iPad、ビデオカメラなどの情報機器を用意している。平成26(2014)年度には、講義室をプロジェクターの使用に適したものにすべく、教室棟2階から4階の普通教室に遮光カーテンを整備した。

「学校法人鎌倉女子大学 情報教育推進委員会規程」に基づき、「大船キャンパス情報教育推進委員会」において、情報環境に関する事項を審議し、コンピュータ等のICT施設の整備を行っている。

・施設・設備の安全性（耐震等）を確保しているか。

施設・設備の安全性（耐震等）については、大船キャンパスのすべての建物が平成15(2003)年1月以降の竣工であり、建築基準法の新耐震基準に適合している。また、その他の安全性についても、消防設備、変電設備、空気環境測定、水質等に係る各種法定点検を適切に行っており、衛生面を含め、十分確保している。

また、安全性を確保するため、教室棟、実習棟、アリーナ棟、音楽棟、図書館棟には、大規模地震が発生した際の対応や避難時の行動についての掲示をするとともに、実際に、学生及び教職員対象の避難訓練を年1回、行っている。

・施設・設備の利便性（バリアフリー等）に配慮しているか。

施設・設備の利便性については、平成15(2003)年竣工の建物は「福祉の街づくり条例」、平成24(2012)年竣工の建物は「みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、各棟へのエレベータ、身障者用トイレの設置及びスロープの整備等を行ったため、バリアフリーに配慮したものとなっている。また、各棟1階出入口付近に事務系諸室が配置されて

いるため、各部署間の人的連携による誘導が可能となっている。

- ・施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みとしては、「学生生活実態調査」を活用している。調査結果の施設・設備に関する部分について、施設・設備等の関係部署にフィードバックされ、改善等に生かしている。「学生生活実態調査」で把握した要望をもとに、平成25(2013)年4月に、トイレ用擬音装置の設置、アリーナの電波時計設置、アリーナ棟1階の冷水機設置、シャワールーム使用方法の簡易化等、設備等の改善を行った。また、図書館については、平成25(2013)年度に実施した「図書館利用者アンケート」に寄せられた要望について改善措置等を検討している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

- ・授業を行う学生数（クラスサイズ等）は教育効果を十分に上げられるような人数となっているか。

授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分に挙げられるよう、それぞれの授業科目の特性に応じて、あらかじめ人数の上限を設定している。講義科目では100名以内、演習・実験等科目では50名程度を基本としている。学科において授業ユニットである「クラス」を設定し、1クラスを40名～50名程度にすることで、クラスサイズを適切に管理し、教育の質を十分担保している。外国語科目の授業については、20名程度の少人数での授業の実施がより教育効果を挙げられるとの判断から、授業ユニットである「クラス」をあらかじめ2分割し、適切な人数のクラスサイズを保っている。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

大船キャンパスは開設から12年が経ち、各施設・設備の維持管理の面で、補修・更新を進めることとなる。日常の細かな修繕のほか、中央監視システムの更新、冷温水機のオーバーホール、各所のシールをはじめとする防水工事等、大きな補修・更新を予定しているが、教育研究活動に支障をきたさないよう中長期の計画に基づき計画的に実施していく。

図書館については、十分な学術情報資料を揃えており、今後も教育・研究に必要な最新の資料を受け入れていく。そのため、電子資料（電子書籍や電子ジャーナル）の購入比率の増加、古い図書資料の廃棄、また必要があれば書架等のレイアウトの再考等を進めていく予定である。

ICT環境については、学生向けシステムの利用を促進し、学生が使いやすく過ごしやすくなるよう整備していく。ネットワーク及び音響機器・情報機器については、必要に応じて改善を図っていく。また、実習棟における各実習室のICT化を推進していく。さらに、様々な授業形態に対応可能な授業支援システムの導入と利用の活性化を図る。

施設・設備の安全性については、今後も各種定期点検を実施していく。吊り天井等の非構造部材の耐震性については、専門家による点検の実施等を検討し、更に安全性を高めていく。校舎建設時のバリアフリーの基準としては前述のとおり十分対応していたが、竣工から10年以上が経ち、社会的な基準等にも変化が見られるため、本学の実情に即した整備を適宜行っていく。

施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、今後も「学生生活実態調査」等を利用していく。「学生生活実態調査」については、平成26(2014)年度より

「学修行動・環境調査」に変更し、従来の設問項目の精査を行い、施設・設備の改善に必要な意見等を有効に把握できるものにする。

今後も教育効果に配慮したクラスサイズを保てるよう、授業科目の特性に応じた、クラス数の設定、時間割の配置を行っていく。履修者が多い講義科目については、クラス数を増やすよう設定していくが、クラス数を増やすことが困難な科目に関しては、教育効果が落ちないように、TA等を配置することで対応していく。

【基準2の自己評価】

本学は、使命・目的、教育目的を実現するために、3つの方針を定め、学内外に示し、組織的、総合的に学修と教授を進めている。

学生の受入れにおいては、アドミッションポリシーを踏まえた入試を行っている。特に、初等教育学科の「AO入試（自己推薦型）」では、アドミッションポリシーを具現化し、この入試で求める人材を「幼稚園教諭または保育士として活躍しようとする強い意志を持ち、真にその適性があると認められる人」と明示し、幼稚園教諭や保育士の基礎的スキルである音楽・図画工作・体育の能力を有していることを条件として入試を行っている。

教育課程及び教授方法においては、カリキュラムポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実践的な能力を高める授業方法を取り入れ、教育活動を行っている。

学修及び授業の支援においては、教職員協働による全学的な支援体制、オフィスアワー制度、クラスアドバイザー、教務担当教員によるきめ細かい支援体制、「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」の活用による支援改善の体制を整えている。

単位認定、卒業・修了認定においては、「短期大学部学則」に定めるとともに、ディプロマポリシーに基づいた学位授与の要件を定め、厳正に適用に努めている。

キャリアガイダンスにおいては、教育課程内に多彩な免許・資格を複数取得することを可能にする「免許・資格プログラム」と一般企業で役立つ知識やビジネスで求められる社会人基礎力を修得することを可能にする「企業学習プログラム」を置き、学生一人ひとりが主体的に自己の将来像を描き、それに合わせた科目履修を行うことが可能となっている。教育課程外においても、保育・教育の現場を早い段階で経験させる指導を行うとともに、就職センター、教職センターが学科・専攻科との連携のもと様々な取り組みを行っている。教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整えている。また、就職・進学に対する相談・助言体制としては、学科・専攻科のクラスアドバイザーと就職センター、教職センターとが連携をとり、きめ細かい支援を行っている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックにおいては、「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」、ポートフォリオ、クラスアドバイザーによる個別面談、「短期大学部教授会」等での卒業判定対象者の免許・資格取得状況確認、就職センターによる進路状況報告、教職センターによる教員採用試験の結果報告を通して、学生の学修状況を把握し、教育目的の達成状況を点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

学生サービスにおいては、学生センター、「学生生活委員会」が中心になり、クラスアドバイザー、学生相談室、保健センターとの連携を図りながら組織的な学生支援を行う

ことができている。奨学金など経済的な支援、クラブ活動及びボランティア活動などの課外活動への支援、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を行い、「学生生活実態調査」等により、学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げている。「学生生活実態調査」では、学生生活全般に関する学生の満足度は高い結果となっている。

教員の配置・職能開発においては、専任教員数及び教授の数は短期大学設置基準上の必要人数を上回っている。教員の採用・昇任に関する事項については、「鎌倉女子大学短期大学部教員資格審査規程」に定め、適切に運用している。FD活動については、「授業改善アンケート」、「ピアレビュー」、「オープンクラス」、「FD講演会」、「新任教員研修」等の実施、「ニュースレター」の発刊を行い、教員の資質・能力の向上に努めている。

教育環境の整備においては、校地・校舎ともに大学・短期大学部の共用であるが、大学設置基準上必要な面積と短期大学設置基準上必要な面積を合算した数より上回っている。快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分に挙げられるよう、それぞれの授業科目の特性に応じて、あらかじめ人数の上限を設定しクラスサイズを適切に管理し、教育の質を十分担保している。

以上のことから、基準2「学修と教授」の基準を満たしていると評価する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。

「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」及び「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」により本学の組織を定め、その組織における職務権限についても「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」において定めている。また、「学校法人鎌倉女子大学 就業規則」において一般的な倫理規範を定め、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 研究倫理規程」において研究面での倫理規範を定めている。「学校法人鎌倉女子大学 個人情報保護に関する規程」及び「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」を定めることにより、教職員に高い倫理性を有した責任ある行動を促している。本学は、これらの規程を遵守することにより、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく、経営の規律と誠実性を維持している。以上により、組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

本学は、「中期計画（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）」を策定している。この中期計画は、「評議員会」に諮問し、その後、本学の最高意思決定機関である「理事会」において審議され承認されたものである。中期計画をもとに、各部門が取り組むべき年度目標を明らかにし、その目標を達成すべく着実に計画を遂行している。また、各部門において計画遂行状況を確認し、来年度に向けての改善点等を話し合いながら新たな年度目標を立てるというように、継続的な努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- ・質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。

「短期大学部学則」については、学校教育法、短期大学設置基準等に則って制定されている。「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」については、私立学校法等に則って制定さ

れており、私立学校法の学校法人の運営に関する規程（役員、理事会、利益相反、評議員会等）を適切に規定している。諸規程についても、関連法令等に則って制定されており、短期大学部の運営は法令遵守のもとに円滑に行われている。

自己点検・評価活動においても、認証評価機関が定める評価基準に沿った自己点検・評価を実施することで、各法令を遵守した適正な点検・評価が行われるよう努めている。

「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」に基づき、監事による適切な業務監査が行われ、監査法人による監査も定期的に行っている。また、平成26(2014)年度、新たに内部監査を担当する内部監査室を設置したことにより、学校法人に係る三様の監査体制が整備された。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

学内外に対する危機管理の体制としては、あらゆる危機に対応するため「学校法人鎌倉女子大学 危機管理規程」を定め「危機管理委員」を設置し、地震災害を含む防災対策として「学校法人鎌倉女子大学 防火・防災管理規程」を定め「大船キャンパス防火・防災管理委員会」を設置している。また、「鎌倉女子大学大船キャンパス消防計画」に基づき、教職員で構成する自衛消防組織によって日常の火災予防や災害時の対応にあたることとなっている。防災訓練としては、年1回、学生及び教職員対象の避難訓練を行っている。また、大規模地震が発生した際の対応や避難時の行動についての掲示物を、教室棟、実習棟、アリーナ棟、音楽棟、図書館棟に掲示し、学生、教職員に注意を喚起している。感染症予防対策としては、掲示物での周知を行うとともに、手指消毒用エタノールを設置している。

安全管理においては、24時間常駐の警備員による巡回警備を行うとともに、防犯カメラを15台設置し、人的常駐警備と機械的警備を使用した効率的な防犯体制を整えている。日常から警察や消防との連携を図っており、緊急時のホットライン等の整備がなされている。学内の連絡体制としては、役職者の緊急連絡網を作成・配付、各部署において役職者以下の連絡網を作成し、緊急時の連絡体制を周知・徹底している。また、AEDはキャンパス内に2か所設置し、教職員対象に消防署による普通救命講習会を2年に1回開催している。

・環境や人権について配慮しているか。

本学では、建学の精神の一つである教育の姿勢「人・物・時を大切に」を具現化するために、環境保全に取り組んでいる。一例として、全学を挙げて節電に取り組んでいる。照明は人感センサー式照明を多数採用し、教室未使用時の消灯に努めている。また、節電対策としては、エアコンの運転基準を設けている。冷房運転は外気温28℃以上の場合のみ26℃設定で使用し、暖房運転は外気温17℃以上の場合のみ22℃設定で使用している。これらの取り組みについては、教職員全員に配付する「大船キャンパス校舎使用について」等での周知徹底に努めている。また、経年劣化した備品の再生にも積極的に取り組んでいる。平成25(2013)年度には、天板に痛みのある学生用木製机約60台について、天板を削剥・再塗装し、平成26(2014)年度から再び使用を開始している。

人権については「学校法人鎌倉女子大学 個人情報保護に関する規程」、「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」、「学校法人鎌倉女子大学 公益通報に関する規程」を制定し、教職員一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

・教育情報及び財務等の経営情報を公表しているか。

学校教育法施行規則第172条の2に定められている教育研究活動等の情報の公表については、「ホームページ」、「大学案内」、「シラバス」、「学生生活の手引」、「履修の手引」等で適切に公表している。

また、私立学校法第47条に定められている財務情報の公表については、「学校法人鎌倉女子大学 財務情報開示規程」を制定しており、「ホームページ」及び本学広報誌「学園だより」（7月発行号）において適切に公表しているほか、開示対象文書を法人事務局に備え置き、対象者の閲覧請求に対応している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人としての社会的責務を果たすべく、各種規程を遵守することにより、経営の規律と誠実性を維持している。今後も教職員一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促し、適切な学校法人運営を行っていく。

本学では中期計画を策定し、着実に計画を実行している。今後も中期計画に沿いながら、継続的にその使命・目的を実現すべく努力していく。

また、学内の諸規程については、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等に基づき点検・評価を行い、必要に応じて規程の制定や改定を行っていく。ガバナンス強化に努め円滑に短期大学部の設置、運営を行っているが、管理運営面における自己点検機能をより強化するため、新たに設置した内部監査室を中心に内部監査機能を充実させ、学校法人に係る三様の監査体制を確立していく。

危機管理の在り方については、社会情勢の変化により多様化している。様々な状況に迅速に対応できるよう、安全管理に対する日ごろの意識を高め、短期大学部全体の危機管理能力を向上させていく。

環境保全に関しては、本学の建学の精神の一つである教育の姿勢「人・物・時を大切に」を念頭に置き、更なる節電等、省エネルギー対策に取り組んでいく。

教育研究活動の情報・財務情報については、適切に公表されているが、今後も「ホームページ」や本学広報誌「学園だより」への掲載方法等を随時見直し、社会の要請に応え得る公表方法を検討していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
- ・理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。
- ・理事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・理事の出席状況は適切か。

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」、「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」に則り、本学の最高意思決定機関である「理事会」を開催している。「理事会」は、年3回（5月、1月、3月）の定例開催及び必要に応じて開催しており、法人全体の予算、決算、財務の管理・運営、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」や規程の制定及び改定、設置している各学校の学則変更、入学定員変更、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。また「理事会」には監事も出席している。

理事定数は「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第5条により、5名以上8名以内と定められており、理事の選任については、第6条により、第1号理事「学長を含む学校長から選出する理事1名以上2名以内」、第2号理事「評議員から選出する理事2名以上3名以内」、第3号理事「学識経験者から選出する理事2名以上3名以内」となっている。理事の任期は第9条により、1号理事を除き4年と定めている。理事長は、「理事会」出席理事の過半数の議決により選任されている。

平成25(2013)年度から平成26(2014)年5月1日までに3回開催された理事会への理事の出席状況は良好であり、適切な意思決定が行われている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

近年、私立大学を取り巻く環境が大きく変化するなかで、「理事会」の役割は、法人全体にわたる重要案件を審議する等、戦略性を持つ極めて重要なものとなっている。今後高い出席率のもとに「理事会」を開催し、適切な意思決定を行っていく。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

- 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・教育に関わる学内意思決定機関の組織を適切に整備し、適切に機能しているか。

短期大学部の教育に関わる意思決定機関は「短期大学部教授会」であり、「短期大学

部学則」第42条に則り、「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」に基づいて行われている。構成員は、学長、教授、准教授、専任講師、助教である。審議事項は、教員の教育研究業績審査に関する事項、教育課程及び講義、演習、実験、実習又は実技の担当に関する事項、学則等、規程の制定改廃に関する事項、学生の入学・再入学・退学・転学・留学・休学・復学・除籍について、短期大学士課程修了及び卒業・修了並びに学位授与の認定について、学生の補導・懲戒について、短期大学部の行事について、その他、学長が必要と認める事項についてであり、教育に関する重要な事項が審議されている。また、「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」に則り、毎回総務部長・秘書室長・教育調査企画室長も参加し、教育全般の事項について検討が可能となっている。この議事録は教務部において作成されている。

・教学に関する重要な意思決定機関または審議機関の組織上の位置づけが明確になっているか。

短期大学部の教学に関する重要な意思決定機関及び審議機関としては、「短期大学部教授会」、「短期大学部学部長会議」と、「短期大学部教務委員会」、「学生生活委員会」、「短期大学部入試委員会」、「就職委員会」等の各種委員会がある。「短期大学部教授会」の準備機関として、「短期大学部学部長会議」が招集されている。「短期大学部学部長会議」は、「鎌倉女子大学短期大学部 学部長会議規程」に基づいて行われている。構成員は、学長、短期大学部学部長及び教務部長である。審議事項は、本学学部及び学科の設置・改廃に関する事項、本学における教育研究及び入学者選抜に関する重要事項、短期大学士課程修了及び卒業・修了並びに学位授与の認定に関する事項、その他本学教員の人事及び組織・運営に関する重要事項である。また、「短期大学部教務委員会」をはじめとする各種委員会における審議事項は、「短期大学部学部長会議」を経て「短期大学部教授会」で報告若しくは審議される。

・教育に関わる学内意思決定機関の組織が短期大学の使命・目的及び学修者の要求に対応できるよう適切に機能しているか。

「短期大学部教務委員会」、「学生生活委員会」、「短期大学部入試委員会」、「就職委員会」、「教職委員会」等の教学に関わる各種委員会の構成員は、学科の教員とそれぞれの専門性の高い教員及び、各関連部署（教務部、学生センター、入試広報センター、就職センター、教職センター）所属職員であり、短期大学部の使命・目的や学修者の要求を理解している。これらの委員会から提案された事項は、「短期大学部学部長会議」、「短期大学部教授会」において報告・審議されるため、十分に機能している。

また、本学における特徴は、教務部長が、「短期大学部教務委員会」の委員長と「短期大学部学部長会議」及び「短期大学部教授会」の司会の3つの役を兼務しているため、短期大学部の使命・目的及び学修者の要求への対応に関して、首尾一貫性のある審議がなされていることである。

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

・短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備しているか。

本学では、各種委員会での審議事項を「短期大学部学部長会議」、「短期大学部教授会」と審議をしていくが、学長は、この両会議に議長として参加し、十分検討を行っており、適切にリーダーシップを発揮している。

また、学長は、理事長を兼務しているため、最高の意思決定組織である「理事会」の審議において、議長として方針を決定する責任者にもなっている。このために、「短期大学部教授会」の審議承認事項で必要な場合は速やかに「理事会」においても審議され、学長は経営及び教学の両面において秀でたリーダーシップを発揮している。

さらに、学園全体の幹部教職員によって構成されている「全学連絡協議会」においても、理事長・学長がリーダーシップを発揮して、学園全体の運営に関する重要事項と各部署の運営に関する事項が連絡・協議されている。

また、学長のリーダーシップを補完するために学事顧問を置いている。学事顧問は、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」にしたがって、学長及び学園長の諮問に応じ、総合的・専門的立場から意見を述べている。

また、教育・研究に係る調査・企画を担当する部署として教育調査企画室を置いている。教育調査企画室は、学長の方針を反映した中期計画の策定にもかかわっている。

以上のように、短期大学部の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップは適切かつ重層的に発揮されている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今後、教育に関わる意思決定機関として「短期大学部教授会」を機能させ、更に重要な事項に関わる機関として「短期大学部学部長会議」を機能させていく。

また、中期計画に基づき、将来的な短期大学部の業務執行について学長が最終判断し、適切なリーダーシップを発揮していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。

理事長及び各部署の長が定期的に連絡・協議を行うため、「全学連絡協議会」が毎月1

回（8月及び3月を除く）開催されている。本協議会において、「理事会」及び「評議員会」での意思決定の通達、各部署の意見の聴取、各部署間の連絡等を行い、各部署の連携を図っている。管理部門と教学部門の連携は特に留意しているところであるが、本学では理事長が学長を兼務していることにより、管理部門と教学部門の齟齬を無くすよう努めている。また、「短期大学部教授会」においては、総務部長及び教育調査企画室長が毎回出席し、「短期大学部教授会」における審議の過程で管理部門に関係する案件や質問についての把握に努め、部門間の調整を行っている。

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・法人と短期大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

各部署の業務及び会計を監査する内部監査室を平成26(2014)年に設置した。内部監査室は「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規則」に則り、平成26(2014)年度の監査実施計画を立案している。また、監事の「理事会」及び「評議員会」への出席状況並びに、評議員の「評議員会」への出席状況も良好であり、相互チェック体制は適切に機能している。

- ・監事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。

監事の選任については、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第7条に、「監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・教員・その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する」と定め、「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」に監事の監査機能について規定している。平成26(2014)年5月現在、2人の監事が就任しており、任期は4年となっている。

監事は、「理事会」及び「評議員会」に出席しているほか、監事の「監査計画書」に基づき、法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。具体的には監事監査スケジュールに従い監事監査定例会を開催し、関連部署の所属長より業務の進捗状況についてのヒアリング、「教育・研究に関する研修会」への出席、学園祭等行事の視察等を通じて、日ごろの本学の教育・研究活動の把握に努めている。

- ・評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。
- ・評議員の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・評議員の評議員会への出席状況は適切か。

「評議員会」は、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第22条に、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞く諮問事項を定め、第23条には、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる」と定められている。

評議員の定数は、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」第20条第2項に、12名以上19名以内と定め、選任区分は、第24条に第1号評議員「この法人の職員で理事会において選任した者5名以上7名以内」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者5名以上7名以内」、第3号評議員「学識経験者（職員及び法人の設置する学校を卒業した者を除く）のうちから理事会において選任した者2名以上5名以内」と規定している。平成26(2014)年5月現在の現員は、第1

号評議員5人、第2号評議員5人、第3号評議員2人の合計12名であり、任期は4年である。

平成25(2013)年度～平成26(2014)年5月1日までに2回開催された「評議員会」への評議員の出席状況は、良好であり、適切に会の運営がなされている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

・トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。

理事長は、本学の最高意思決定機関である「理事会」、各部署の長が集まる「全学連絡協議会」に議長として出席し、本学の経営に適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長は、毎年4月1日に開催される「全学教職員の集い」において、全教職員に向け本学の進むべき指針を示している。理事長の経営方針や本学の重要な意思決定については、「全学連絡協議会」、「全学教職員の集い」で周知し、広く教職員に浸透させている。

・教職員の提案等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、運営の改善に反映しているか。

本学に設置されている各種委員会は、教職員からの提案等をくみ上げる役割を担っている。各種委員会には、管理部門及び教学部門双方の教職員が、委員及び事務担当として参加しており、協働して審議された提案等は、その後、「短期大学部学部長会議」、「短期大学部教授会」、「学科会」、「全学連絡協議会」、「理事会」等の場で再度審議され、学校法人の運営に適切に反映されている。

また、各部署からの提案事項においては、「学校法人鎌倉女子大学 稟議規程」に定められている稟議書を各部署において起案し、理事長の決裁を受け、学校法人の運営に適切に反映されている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部の適正な運営を図る上では、管理部門と教学部門の連携が不可欠であり、現在設置している「全学連絡協議会」のコミュニケーション機能を更に活性化させていく。

監事の「理事会」への出席状況は適切であり、「評議員会」も「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」に基づき適切に運営されている。また、平成26(2014)年度に新たに内部監査室を設置し、「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規則」を制定したことにより、よりいっそう充実した相互チェック体制を整備できたが、今後も適切な法人運営のため、適切な相互チェック体制を維持していく。

リーダーシップを発揮できる体制及び教職員の提案等をくみ上げる仕組みを適切に整備しているが、今後は各種委員会活動を更に活性化し、教職員からの提案等を広くくみ上げ、学校法人の運営に反映させていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

・使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。

本学の業務執行については、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」及び「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」に基づき、適切に管理・運営されている。「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」には、学校法人鎌倉女子大学の管理組織、その他運営に必要な事項を定めている。「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」には、事務組織及び事務分掌について定めており、各事務部門が果たす役割を明確にし、事務職員が教育目的達成のために円滑に事務処理を行うことができるようにしている。

本学の事務組織を図に示すと、【図3-5-1】のとおりである（56ページ）。組織図に示すとおり、本学の事務部門は短期大学部のみの事務を取り扱う体制とはなっていない。それは、大学、大学院、そして短期大学部を含めて事務に共通点が多いためであり、各事務部門が横断的に業務に携わることにより、事務運営の効率化を図っているからである。

・事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。

事務職員数は、専任職員70名（短期大学部所属13名、大学所属57名）、嘱託職員10名、臨時職員11名（短期大学部所属3名、大学所属8名）、派遣職員8名で必要な人員を確保しており、【表3-5-1】（57ページ）のとおり各事務部門への適切な配置を行っている。

職員の任用に関する事項は、「学校法人鎌倉女子大学 職員任用規程」において、募集方法、採用試験、採用内定後の手続き等を定めている。

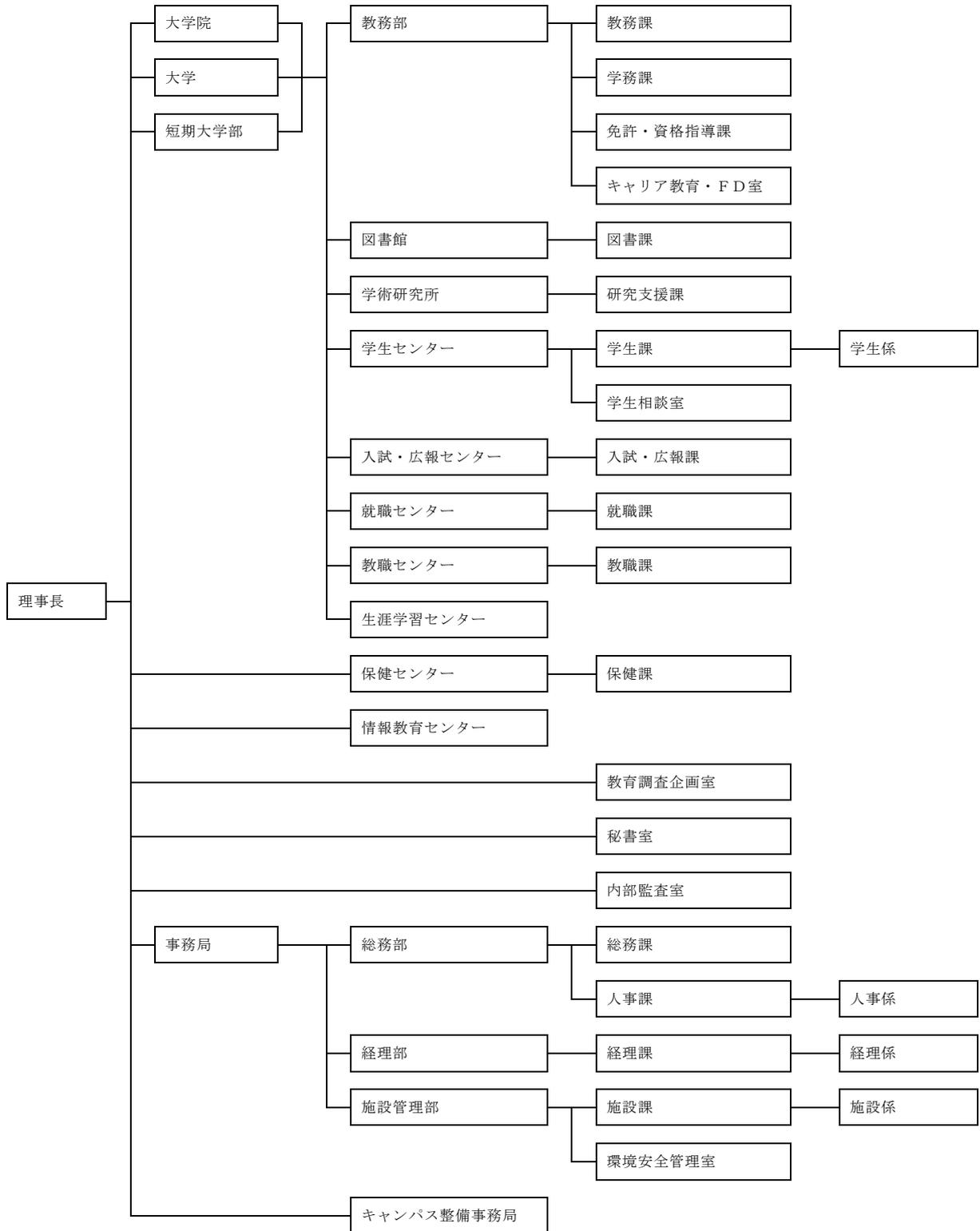
なお、平成25(2013)年度より就職センターにキャリアカウンセラーを配置した。専門的な知識と指導力を備えたキャリアカウンセラーによる継続的な指導が可能となる体制を整え、履歴書、エントリーシート、自己PR文の作成、あるいは模擬面接など、実質的な就職相談を希望する学生の積極的かつ反復・継続的な利用につながっている。

なお、事務組織とは別に、教員と事務職員で構成する各種委員会を設けており、教員と事務職員が目標を共有しつつ協働することにより、業務の効果的な執行を図っている。例えば、学生の就職指導、企業の調査・研究及び開拓に関する事項等を審議する「就職委員会」、学生生活における諸問題に関する事項等を審議する「学生生活委員会」、入学試験制度、入学試験実施に関する事項等を審議する「短期大学部入試委員会」、授業及び試験運営に関する事項、学生の学籍管理に関する事項、免許・資格課程に関する事項等を審議する「短期大学部教務委員会」等がある。

また、「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」に基づき、理事長及び所属長が集まる「全学連絡協議会」を定期的で開催し、各部署における業務執行状況の報告及び意見交換を行うことで、管理部門と教学部門との協働が確保でき、機動的かつ効果的な業務執行を可能としている。

さらに、「教育・研究に関する研修会」を行っている。この研修会では、教員と事務

職員が協働で、各部の課題についての現状分析・評価・今後の対応計画を発表し、意見交換を行っている。



【図3-5-1】事務組織図

【表3-5-1】事務職員数

	専任職員	嘱託職員	臨時職員	派遣職員	計
教務部					
教務課	6 (1)			1	7 (1)
学務課	4				4
免許・資格指導課	6				6
キャリア教育・FD室	1 (2)				1 (2)
学習・実習指導員	1				1
図書館					
図書課	3	3			6
学術研究所					
研究支援課	2	1			3
学生センター					
学生課	8				8
学生相談室			2		2
入試・広報センター	1				1
入試・広報課	5			1	6
就職センター					
就職課	3	1		3	7
教職センター					
教職課	4		5		9
生涯学習センター	1	1			2
保健センター					
保健課	1				1
情報教育センター	2			1	3
教育調査企画室	5				5
秘書室	3				3
内部監査室	(3)				(3)
総務部	1				1
総務課	2			2	4
人事課	3				3
経理部	1				1
経理課	3				3
施設管理部		1			1
施設課	4	2			6
環境安全管理室	(2)	(2)			(4)
キャンパス整備事務局		1 (1)			1 (1)
その他（国家試験対策、授業補助等）			4		4
計	70 (8)	10 (3)	11	8	99 (11)

※（ ）は兼務職員の人数

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

・業務執行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。

職員には目標管理制度を導入している。目標管理制度は、職員個々人が年度初めに所属課長・所属長と話し合い、職務上の達成目標及び行動計画を定め、年末にその達成状況、今後の課題の確認を行うという流れで運用され、また、その他に特に申告したい職務上の事柄がある場合は申請できるようにしている。その際に用いられるのが「職務目標報告

書」であり、これには「今年度の職務上の達成目標」、「目標達成のための行動計画」、「目標の達成度」、「今後の課題」及び「特に申告したい職務上の事柄」の記述項目が設けられている。目標管理制度は人事考課の査定にも用いられ、その結果は所属長が職員と面談の上フィードバックを行っている。人事考課は昇格・昇級へ反映され、また、翌年度の適切な人員配置の参考となり、業務の効果的な執行にも資している。

また、平成26(2014)年度より新たに内部監査室を設置し、業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する監査を行う。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

・職員の資質・能力向上のための研修（SD）などの組織的な取組みを実施しているか。

職員の資質・能力向上のための研修としては、部課長による指導や自主的な部内勉強会等が行われている。平成25(2013)年度について一例を挙げると、学生センターにおいてはセンター内の研修を2回開催した。また、新規採用職員に対する採用時の新任研修としては、所属部署におけるOJTのほか、建学の精神及び学園に関する資料研究・レポート作成を課して、本学の職員として求められる基礎的な知識を習得させている。

また、総務部主催の「教育・研究に関する研修会」も行われている。これは学校法人全体の研修会であり、大学・短期大学部教員、併設校教員、事務職員を対象にFD活動・SD活動として実施されている。この研修会の目的は、各部の取り組み課題についての現状分析・評価を実施し、今後の対応計画・新課題の設定を行うこと、また、新たなチャレンジによる教育・研究活動の活性化と所属する教職員一人ひとりの意識向上を図ることである。

そのほか、学外研修としては、職員に、文部科学省、日本私立短期大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する事務担当者研修会及び管理職研修会に参加させているほか、その他の外部研修への参加も推奨している。

一方、本学では目標管理制度を活用し、年度末における目標達成状況などから人事考課を行っている。人事考課は職員の昇任・異動等の決定に利用されることから、目標管理制度は職員の就業意欲の向上、さらには資質・能力の向上につながり、組織の活性化にも寄与している。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を達成するための事務体制について、現状は適切に機能しているが、内部監査室の新設が例として挙げられるように、その機能向上に取り組む。

事務の遂行に必要な職員については、平成25(2013)年度は、短期大学部及び大学所属の事務職員（臨時職員、派遣職員を除く）について、退職者数が2名、産休・育休取得者数が1名であったが、平成26(2014)年4月1日付で新規に5名の採用を行った。今後も欠員等が生じた場合は人員の確保を迅速に行い、円滑な事務処理に支障を来すことがないように対応する。

また、欠員補充のための人員確保だけでなく、キャリアカウンセラーの配置のように、各事務部門の目的、果たすべき役割の達成、充実に資する人材の登用、配置を行っていく。

業務執行管理を適切に行っているが、今後も適宜状況に合わせて見直しを図りながら、より機能的な業務執行管理体制を構築していく。

職員の資質・能力向上のための研修として、平成24(2012)年度には、総務部主催により、大学・短期大学部教員、併設校教員、事務職員が出席して「教育・研究に関する研修会」を実施したが、平成25(2013)年度については実施できなかった。この研修会は、各部の取り組み課題についての現状分析・評価を実施し、今後の対応計画・新課題の設定を行うこと、又、新たなチャレンジによる教育・研究活動の活性化と所属する教職員一人ひとりの意識向上を図る有意義なものであるため、定期的開催に向けた計画の立案及び実行に取り組む。

また、現在行っている新任職員研修に加えて、5年目研修、新任係長研修、新任課長研修、人事考課者研修を企画するなど、階層別・年代別に応じた多様な研修制度の構築、充実を図っていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。

当年度予算を含む今後5年間の資金収支及び消費収支の計画を作成し、中長期の財務の動向を見据えている。年度予算を作成する際には、「中長期財務計画」に沿った予算であるかを検証している。年度予算の編成方針は、資金収支では「運用資産（現金預金と第3号基本金引当資産の合計金額）の対前年度比増加」、消費収支では「帰属収支の収入超過」である。収入面では、主要な収入である学生生徒等納付金収入について、学生生徒等数を予測して算出している。支出面では年度ごとに重要な事業となる施設整備について「施設整備事業計画」を作成し、事業費を算出している。その際主要な財務比率の全国平均を指標としている。過去5年間では、平成21(2009)年度、平成22(2010)年度、平成23(2011)年度及び平成25(2013)年度は、運用資産は対前年度比増加になり、帰属収支は収入超過になった。平成24(2012)年度は学術研究棟新築工事にかかわる支出が高額であったために、運用資産は対前年度比減少し、帰属収支は支出超過になった。今後5年間の中長期財務計画では、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度の間は、運用資産は対前年度比増加になり、帰属収支は収入超過になる。

学術研究棟新築工事及び第3号基本金引当資金への繰入支出については、支出が高額であるため平成21(2009)年度～平成24(2012)年度の間基本金組入計画表に基づいて財務運営を行った。基本金組入計画を反映した法人全体の中長期財務計画に沿って年度予算を編成

し、執行した。中長期的な計画に基づく適切な財務運営が行われている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・安定した財務基盤を確立しているか。
- ・使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

現預金を多額に保有し、なお増額しており財務基盤は十分確立されている。資産構成のバランスは適切であり、借入金がないため、将来の財務に負担を残すこともない。

平成21(2009)年度、平成22(2010)年度、平成23(2011)年度及び平成25(2013)年度は、運用資産は対前年度比増加になり、帰属収支は収入超過になった。平成24(2012)年度は、学術研究棟新築工事にかかわる支出が高額であったために、運用資産は対前年度比減少し、帰属収支は支出超過になった。一時的な高額支出を要した学術研究棟新築工事等が終了し、帰属収支は今後も収入超過を持続していく見込みである。

大学、大学院及び短期大学部の一般入試における成績優秀者から奨学生を選考し、奨学金を給付することにより学生にかかわる経済負担の軽減を図るために総額150億円の「鎌倉女子大学スカラシップ入試奨学基金」を設定した。これは、平成21(2009)年度から平成24(2012)年度の4年間の年次計画で積み立てたものである。また、平成24(2012)年度には、教員の研究環境の充実のために学術研究棟を新築した。教育研究事業の充実・向上のために必要な安定した財務基盤が確立されており、収入と支出のバランスを考慮した運営が行われている。

- ・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入としては、科学研究費助成事業(科研費)、受託研究、奨学寄附金、私立大学教育研究活性化設備整備費等補助金の獲得が継続して行われている。科学研究費補助金等公的研究費及び、受託研究費等学外からの研究費については、資金獲得に向け組織的に支援する部署として、学術研究所に研究支援課を置いている。研究支援課では、研究費の管理や諸手続きを行うとともに、学外からの研究資金獲得支援のための情報収集、整理、提供等を行っている。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

中長期財務計画、施設整備事業計画、予算及び決算の整合性・妥当性を点検し、精度を高める。運用資産及び帰属収支の状況に応じて、年度途中においても迅速に支出削減が図れる体制を構築する。

既に増加している電気料のほか、学術研究棟関連費用、消費税の増加など支出の増加が予想される。現状の収支バランスが悪化しないように支出削減を図る。

引き続き、科学研究費助成事業(科研費)への申請数及び採択数を増やすための支援を行うとともに、民間研究助成団体等の研究助成金への応募情報を教員に発信する体制を整備していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

・学校法人会計基準や経理規程等の基づく会計処理を適正に実施しているか。

会計処理は、学校法人会計基準、文部科学省通知、日本公認会計士協会学校法人委員会報告、日本公認会計士協会学校法人会計問答集、学校法人財務基準調査研究会報告、法人税法、消費税法、及び「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」、「学校法人鎌倉女子大学 経理規程」、「学校法人鎌倉女子大学 資金運用に関する規程」の定めに従っている。

会計処理全般を対象とした監査法人による監査の結果報告では、計算書類が学校法人会計基準に準拠して、適正に表示しているとされた。

会計処理は、学校法人会計基準等の定めに従い適切に行われている。事業活動の増加により会計処理件数が年々増加しているが、会計システムを活用して省力化を図り、精度を維持している。

・予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

予算変更については、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」の定めに基づき、あらかじめ「評議員会」の意見を聞き、「理事会」の承認を得て行っている。予算額と著しくかい離がある決算額の科目については、補正予算を編成している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

・会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、監査法人により、私立学校振興助成法第14条第3項の規程に基づく監査証明を行うにあたって、計算書類を対象として行われている。平成25(2013)年度の監査実施者の構成は、業務執行社員2名、監査補助者6名で、監査実績日数は延べ58日間であった。実施された主要な監査手続きは内部統制運用評価手続き、実証手続きとして現預金実査及び残高確認、後発事象の監査等である。監査の過程において、監査計画の説明、監査の状況報告、監査結果の報告を監事に行っている。監査法人による会計監査の結果、指摘事項はなく計算書類が学校法人会計基準に準拠して適正であると認められた。

監事監査については、「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」に監査の目的等が定められている。監事は、毎年度「監査計画書」を作成し、「理事会」、「評議員会」への出席、経理部、総務部からの予算・決算・事業計画の説明及び質疑応答並びに関係書類の確認、監査法人による監査計画の説明、期中監査の状況報告及び期末監査後の監査結果報告を受けての質疑応答、施設設備の現況確認などを行い、私立学校法第37条第3項で定められた監事の職務を果たしている。

監査法人による会計監査、監事監査については、法令や規程に準拠して、両者の連携も含め毎年度計画的に適正に運営がされている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準等の定めに従い適切に会計処理を行うためには、経理部員の基準等の理解習得を必要とする。経理部員の幅広く高度な専門知識習得・問題発見能力・問題解決能力を向上させる。

監査法人による会計監査の対応に際しては、幅広い高度な専門知識が要求される。経理部員の会計処理にかかわる専門知識習得・問題発見能力・問題解決能力を向上させる。

[基準3の自己評価]

経営の規律と誠実性においては、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」及び学内の諸規程に基づき、また、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等の関係法令を遵守し、高等教育機関としての社会的責務を果たしている。さらに、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、中期計画を策定している。計画に沿って各部門が取り組むべき年度目標を明らかにし、その目標を達成すべく計画を遂行し、計画遂行状況を点検・評価し、改善等を検討し、継続的な努力を行っている。

理事会の機能においては、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」に基づき、本学の最高意思決定機関である「理事会」と、諮問機関である「評議員会」を開催し、運営している。

短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップにおいては、短期大学部の意思決定機関は「短期大学部教授会」であり、学長は議長として参加し、適切にリーダーシップを発揮している。また、学長は、理事長を兼務しており、「短期大学部教授会」の審議承認事項で必要な場合は速やかに「理事会」においても審議され、学長は経営及び教学の両面において秀でたリーダーシップを発揮している。

コミュニケーションとガバナンスにおいては、「全学連絡協議会」が、「理事会」及び「評議員会」での意思決定の通達、各部署の意見の聴取、各部署間の連絡等を行う場となっており、各部署の連携を図っている。理事長は、本学の最高意思決定機関である「理事会」、各部署の所属長が集まる「全学連絡協議会」に議長として出席し、本学の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

業務執行体制の機能性においては、「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」及び「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」に基づき、業務執行体制が適切に整備されている。教員と事務職員が目標を共有し、教職協働による業務執行の体制となっている。目標管理制度を活用し、年度末における目標達成状況などから人事考課を行い、職員の就業意欲の向上、更には資質・能力の向上を図っている。

財務基盤と収支においては、当年度予算を含む今後5年間の資金収支及び消費収支の「中長期財務計画」を作成し、財務の動向を見据えている。教育研究事業の充実・向上のために必要な安定した財務基盤が確立されており、収入と支出のバランスを考慮した運営が行われている。

会計においては、学校法人会計基準等の関係法令及び学内の諸規定等に従い、会計処理や会計監査が適正に行われている。

以上のことから、基準3「経営・管理と財務」の基準を満たしていると評価する。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

・短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

短期大学部の使命・目的は、「短期大学部学則」第1条に定められ、この使命・目的を達成するため、「短期大学部学則」第1条の2に「前条の目的を達成し、教育活動の向上を促進するために教育活動の状況について、自ら自己点検及び評価を行なうものとする」と定められている。平成11(1999)年に「鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部自己点検・評価規程」（平成19(2007)年から「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」に改称）を制定し、以降毎年、自主的な自己点検・評価を行っている。平成16(2004)年度までは本学独自の項目（教育、研究、入学・卒業、学生生活、教育環境、管理運営、社会貢献、自己点検・評価体制等）を設定し点検・評価を行い、平成17(2005)年度より認証評価機関の評価項目を参考にし、教育研究、組織運営、施設設備の状況について点検・評価を行っている。これらの自己点検・評価については、学校教育法109条に適合している。

「自己点検・評価委員会」による自己点検・評価以外には、「授業改善アンケート」や「学生生活実態調査」を通して自己点検・評価を行い、教育改善、学修環境改善を自律的に実施している。

以上のとおり、本学は短期大学部の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っているとして自己評価する。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

・教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。

自己点検・評価については、「短期大学部学則」第1条の2において規定されており、この規定に基づき「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」が定められている。同規程第1条によって「自己点検・評価委員会」の設置の目的が「自らが教育研究活動等その所管事項について点検を行い、現状を正確に把握・認識し、これを踏まえ改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等に関し自己評価を行うこと」と定められている。

委員会の構成員は、理事長・学長・学園長、各学部長、大学院研究科長、各学科長、

専攻科長、図書館長、学術研究所長、学術研究所副所長、各部長、各センター長、教育調査企画室長、内部監査室長、教務課長及び学務課長である。本委員会では、自己点検の実施及び点検結果の検討に関する事項、自己点検・評価報告書の作成に関する事項、その他自己点検・評価に関する重要事項について審議している。「自己点検・評価委員会」の委員を中心に自己点検・評価を実施し、報告書の作成を行い、事務は教育調査企画室が担当している。

また、「キャリア教育・FD委員会」では「授業改善アンケート」を行い、「学生生活委員会」では「学生生活実態調査」を行い、自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

自己点検・評価については組織的に実施され、「短期大学部学部長会議」、「全学連絡協議会」において、点検・評価活動状況を報告し、全教職員の共通理解を図っている。

以上のことから、教育研究活動の改善向上を図るために、自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整え、適切に実施していると判断している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

・自己点検・評価を定期的に実施しているか。

平成11(1999)年以降、教育研究活動の改善、水準の向上のため、毎年継続的に、自己点検・評価活動が実施されている。認証評価については、平成19(2007)年度に短期大学基準協会において受審した。第2回目の受審は平成26(2014)年度に予定しており、受審の周期は適切である。

また、毎年、「授業改善アンケート」と「学生生活実態調査」を全学的に実施し、点検・評価、改善を行っている。

以上のことから、本学の自己点検・評価は適切に行われている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

平成26(2014)年度に短期大学機関別認証評価を受審するため、日本高等教育評価機構による評価基準項目に従い、自己点検・評価を実施していく。今後は、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施するために、中期計画に基づき、基準項目の見直しを行うとともに、中期計画に対する自己点検・評価を毎年、実施していく。あわせて、「授業改善アンケート」と「学生生活実態調査」を継続していく。

今後も、教育研究活動が更に改善向上されるよう自己点検・評価活動の充実を図り、その有効性を高めていく。そのためにも、「自己点検・評価委員会」では、点検・評価の体制や方法を検討し、教職員全員の点検・評価活動に対する意識を高め、よりきめ細かな点検・評価が行える実施体制を整えていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

・エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。

自己点検・評価を行う際、データの集計と資料、規程類、議事録等の収集を行い、その後、これらのエビデンスに基づいて基準項目ごとに報告書の作成を行っている。データや資料等については、自己点検・評価のエビデンスとして利用できるよう、各関連部署で日常的に収集・整理している。

また、「授業改善アンケート」、「学生生活実態調査」についても、学生の評価や意見を把握・分析し、そのエビデンスに基づき、点検・評価を行っている。

以上のことから、本学における自己点検・評価は客観性の高いエビデンスに基づいた、透明性の高い自己点検・評価を実施している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

自己点検・評価の現状把握のために必要な調査・データの収集及びその分析は、各業務を担当する部署、又は必要に応じて部署間の連携により実施している。これらの調査・データについては、「自己点検・評価委員会」の事務担当である教育調査企画室においても分析を行っている。

以上のことから、部署ごとに、又は必要に応じて部署間の連携により、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析が行われている。

また平成26(2014)年度より、IR及びIRに伴う情報環境整備に関する業務を情報教育センターが担当することとなり、データの収集と分析を専門的に行うことができる体制を整えた。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「自己点検・評価委員会」が中心となり、平成11(1999)年度（平成10(1998)年度版）以降、毎年度、「自己点検・評価報告書」を作成し、発行している。また、大学の図書館において自由に閲覧できるようになっている。平成18(2006)年度版報告書からは、「ホームページ」上で公開している。

平成19(2007)年度に短期大学基準協会において実施した認証評価についても、認証結果と合わせて「平成19(2007)年度自己点検・評価報告書」を作成し、学内に配付するとともに、学外には「ホームページ」上で公開している。

以上のとおり、本学においては、自己点検・評価の結果について、学内共有と社会への公表は適切に実施されていると判断している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も、各関連部署においてデータや資料等の収集・蓄積・分析を行い、これらのエ

ビデンスを自己点検・評価に有効に活用できるよう、学内で情報共有できる体制を整えていく。情報教育センターにおいて、各部署が集計しているデータや収集している資料等の情報についての整理・分類を行い、その中から現状把握のために必要となるデータを一元化し利用できるようにしていく。さらに、それらの情報を情報教育センターと教育調査企画室において分析を行っていく。

また、冊子の作成、「ホームページ」への掲載により、自己点検・評価の結果を公表していく。平成26(2014)年度に認証評価機関による評価を受けた際は、その評価結果についても、自己点検・評価結果とともに、学内外へ広く公表していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

- ・自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ短期大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。

「自己点検・評価報告書」に記載された課題や、認証評価の指摘事項については、学科、関係部署ごとに、委員会等において年度の計画や改善案の検討を行っている。それらをもとに、教育研究活動等が行われ、実施された教育研究活動等については、学科、関係部署ごとに、委員会等において点検・評価を行い、「自己点検・評価委員会」に報告され、「自己点検・評価報告書」に記載している。自己点検・評価活動は、評価結果が次年度の活動に生かされ、本学の将来の発展のために、有効かつ適切な役割を担っている。また、平成25(2013)年度には自己点検・評価の結果をもとに、「中期計画（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）」を作成した。

以上、本学では、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルを有効に機能させ、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

今後は、中期計画に基づいて教育研究活動等が実施され、それらの活動を自己点検・評価し、その結果を翌年度の年度計画に反映することで、PDCAサイクルの確立を図っていく。平成26(2014)年度に受審する認証評価についても、その結果を中期計画に反映し、PDCAサイクルに基づき、短期大学運営の改善・向上につなげていく。

【基準4の自己評価】

自己点検・評価の適切性においては、「短期大学部学則」及び「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」に基づき、毎年、自主的な自己点検・評価を行っている。平成16(2004)年度までは本学独自の項目を設定し点検・評価を行い、平成17(2005)年度より認証評価機関の評価項目を参考にし、教育研究、組織運営、施設設備の状況について、「自己点検・評価委員会」において、点検・評価を行っている。

自己点検・評価の誠実性においては、データ、資料、規程類、議事録等のエビデンスに基づき自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成し、自己点検・評価の結果について、学内共有と社会への公表を適切に行っている。

自己点検・評価の有効性においては、自己点検・評価活動は、評価結果が次年度の活動に生かされ、本学の将来の発展のために、有効かつ適切な役割を担っている。PDCAサイクルを有効に機能させ、教育研究はじめ大学運営の改善・向上につなげている。

以上のことから、基準4「自己点検・評価」の基準を満たしていると評価する。

IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 女子短期大学としての『女子教育』

A-1 女子短期大学における教育

《A-1の視点》

A-1-① 女子短期大学の特色を生かした教育プログラムの開発

A-1-② 女性のキャリア形成に関するサポート体制の構築

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 女子短期大学の特色を生かした教育プログラムの開発

本学は、創設以来、実学の伝統に基づいた女子教育を先駆的に実践し、これにふさわしい教育プログラムを開発・実施してきた。その具現化として、現在、カリキュラムの中に、「建学の精神実践講座」、「女性と文化」、「女性と健康」等、共学大学では開設がなかなか難しい、女子大学ならではの授業科目を設置している。これらの科目は、必修科目であり、女子の社会人基礎力を培っている。

「建学の精神実践講座」は、1年次、2年次開講科目であり、女性のライフデザイン、OG講演、女性としてのマナー等の講座を通して、現代の女性の生き方について主体的に考え、修得する機会を提供している。また、芸術鑑賞等の機会を設けることによって、東西の伝統的ないし現代的な本物の芸術・文化に触れ、女性の中にある豊かな情感を育むよう努めている。

「女性と文化」は、1年次開講科目であり、日本文化の基底に認められる女性性を踏まえ、日本の歴史・文化・思想の中で女性はどのように語られてきたのかを振り返るとともに、諸外国との比較を交え、今日のグローバル化した時代の課題を意識しながら、文化創造の主体としての女性の可能性を探っていこうとする科目である。具体的には、「日本文化と女性」、「女性と生死」、「女性と家族」、「女性と仕事」、「女性と教育（国際比較）」等を取り上げる。

「女性と健康」は、2年次開講科目（平成27(2015)年度より開講）であり、女性の身体的及び精神的発達経過や女性を取り巻く社会的環境の変化への理解を踏まえ、現代社会に生きる女性と健康に焦点を当てながら、女性のウェル・ビーングを考える科目である。具体的には女性特有の健康問題について、「女性特有の疾患」、「こころの問題」、「アンチエイジング」、「職場における健康問題」等を取り上げる。

「女性と文化」、「女性と健康」双方の科目共にオムニバスの形式をとり、できるだけ多様な視点で、多様な事柄を取り上げ、深さと広がりをもった女性論を展開するものとなっている。

また、新入学生全員を対象にした「女子大学生のための危機管理対策講座」を設けている。自分自身を守り、逞しく生きるための防犯指導や、一人暮らしの防犯対策を徹底し、

具体的なノウハウの修得も含めた防犯意識の向上に心がけている。

学校教育法第108条に「職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と謳われているように、そもそも短期大学部は、短期大学固有の役割と機能を有している。それ故、その自覚のもと、特に本学の初等教育学科では、乳幼児期から児童期までの、子どもの初等段階の教育や保育に必要な専門知識と技術、またこれらの教育に携わる者が身に付けておかななくてはならない心豊かな人間性と高い倫理観を職業又は實際生活に結びつけながら、単なる理論の修得に止まらず、さまざまな職域並びに生活の場面において、これを実践化できるよう、4年制大学の教育とは異なる教育内容及び方法に配慮している。知識や技術を身体化させるところにこそ、短期大学教育の主たる課題があり、それは、本学の建学の精神の一つである「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」という言葉に象徴されるとおり、生活と学問、体験と知識、実践と理論を統合させる、創設以来、実学を旨とする本学固有の問題意識がある。

そのため、学生自身が子どもの学びや遊びを体験し、教育・保育活動に具体的に参加できるよう、実習を重んじ、実感をもって課程を学修できるよう心がけている。併設校の幼稚部をはじめ、実際の教育・保育現場を参観する機会を設けている。1年次には、学修の動機付けを目的とする「幼稚部見学」を実施し、「保育原理」の受講への導入プログラムとしている。また、夏季休業には、正課外のプログラムとして、「夏休み社会体験プログラム」を実施し、実習とは異なる形で教育・保育現場を体験している。2年次では、「保育・教職実践演習（幼・小）」の授業において、保育現場の見学、その振り返りを行い、教員・保育者としての自覚や使命を自覚させている。

さらに、短期大学部では、女子短期大学の特色を生かした教育プログラムとして、併設校高等部において、幼稚園教諭・保育士等、子どもに関わる職に関心のある生徒を対象に、特別講習「保育入門講座」を実施している。この講座を受講することにより、保育に関心のある生徒が、本学短期大学部初等教育学科若しくは大学児童学部へ入学する前の高等部の時点で、将来の職業選択に向けて目標意識を持ち、保育に関する意欲を高めることができ、キャリア教育の一環となっている。

A-1-② 女性のキャリア形成に関するサポート体制の構築

本学では、初等教育、保育・児童福祉といった分野で活躍する専門職を目指す学生のために、女性のキャリア形成に関するサポート体制を次のとおり構築している。

女子の職能に合った免許・資格を生かし、豊かな感性としなやかな知性をもった保育士や幼稚園教諭等、専門職の就職支援に注力し、学科、就職センター、教職センターが連携し、女子短期大学部としての特色を生かした就職支援を行っている。平成25(2013)年度の卒業生の就職率は98.5%であり、就職者のうち保育士が49.2%、幼稚園教諭が46.1%となっている。

現在、一方、保育教諭問題が国家的な課題となり、他方、5歳児の教育が重視されているところから、一方、保育所と幼稚園、また他方、幼稚園と小学校前期に対応できる複数免許状の取得が求められている。これを受け、本学でも複数免許・資格を取得するための履修モデルをつくっている。この複合的な教職指導は、複雑化する今日の教育・保育状況に対応するばかりでなく、別な角度から異なる学齢期並びに指導方法を見返してみるという複眼的な視点を自ずと養い、自分が主題とする当該分野の教育・保育活動を対象化並び

に相対化できる効果をもたらすことになる。

また、学生の可能性を最大限に生かすため、短期大学課程修了後の進路として、保育士・幼稚園教諭としての就職以外にも、保育士・幼稚園教諭に求められる専門性と実践力を学ぶ本学専攻科（1年課程）への進学、さらに高度なスキルを身につける大学3年次への編入学等、いくつかの選択肢も用意し、サポートしている。

課外活動においても女子のキャリア形成に関するサポート体制を構築している。

学友会活動（クラブ活動、委員会活動等）は、女性だけの団体生活を通じての協働・訓練による女性の能力開発に寄与するものとなっている。こうした課外活動は、女性の可能性を手繰り寄せながら、それに見合ったリーダーシップをとれるような女子教育の実際的な場となっている。また、学生の自立的活動を推奨し、集団行動の規律の遵守や自己管理、安全管理を維持するため、各団体の学生代表者（主将、副将等）を集め、「リーダーズミーティング」開催を通じて、女性集団を維持発展させるためにふさわしいリーダーシップ、コミュニケーション能力、課題・解決力、自己管理能力、社会的責任能力などを総合的に育てている。その意味において、女子短期大学は、男女によって構成された実際の現実社会と、女性集団による、女性に特化した、やや仮構された社会との複合的な体験をすることを可能とさせている。このことは、女子短期大学は、複合的な文化経験に資する活動を推進していると言い換えてもよい。女子短期大学の役割は、単にリーダーシップを取れる女性を養成するという議論に止まるべきではなく、女性らしいリーダーシップの取り方を養成する議論に向かう必要がある。

また、学友会の表現系クラブ活動（沖縄舞踊愛好会、合唱団、吹奏楽団、シルフィードアンサンブル、ダンス部、マンドリン部、演劇部、フラダンスサークル等）においては、女性の中にある審美的な感受性と創造性を生かした芸術的表現能力を涵養している。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、女子短期大学の特色を生かした教育プログラムの開発に関して前述のとおりの実践と実績がある。今後も以下のとおりそれぞれの観点から推進、充実させていきたい。

女子短期大学の特色を生かした教育プログラムとして、「女性と文化」、「女性と健康」等、女性の特性を理解し、女性の可能性を手繰り寄せるような授業を開講し、女性ならではの独創性や行動力を発揮できるような、より特徴ある女子教育を目指していく。また、生活マナー、ビジネスマナー、女性のマナーにおいて、実践化できる授業科目の設定も検討していく。そして、本学では創設以来、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に「一礼の姿勢」をとり、また、朝・昼・夕べ、日に3度鳴り響く「修養の鐘」の音に合わせて黙想する慣わしになっているが、「一礼の姿勢」や「修養の鐘」の励行指導者として率先励行できる模範的な女子大生を育成していく。

また、初等教育、保育・児童福祉にかかわる専門家・実践家として活躍できる力を身につけることができるよう、「理論」、「実技・技能」、「演習」をバランスよく往還的に学びとることができる、体験学習や社会体験を吸収したプログラムを充実させていく。

さらに、初等教育学科は、幼稚園教諭、小学校教諭、保育士等といった、女子の職能にフィットした免許・資格の課程認定を受けている。こうした将来像への興味・関心は、高校時代から醸成されるものであり、高大連携の接続教育を単なる大学教育への一般的なな

導入教育に止めるだけでなく、明確な免許・資格の取得を意識させながらの、例えば高校2ヵ年と短期大学2ヵ年の2+2の接続教育プログラムを検討する余地と可能性は十分にある。現在行っている併設高等部生徒のための特別講習「保育入門講座」の実施は、その準備段階に当たるものであり、既に高等部側責任者との検討段階に入っている。

女性のキャリア形成に関しては、卒業生や社会で活躍する女性との交流の機会を増やすことで、学生に持続ある目標設定をもつことができるような長期的なキャリア支援を充実させる。さらに、女性の可能性を手繰り寄せながら、それに見合った社会的リーダーシップをとれるような女性教育を実施する。課外活動においては、クラブ活動等、団体生活を通じての協働・訓練による女性の能力開発に注力していく。

先述したように、短期大学部では、4年制大学の教育とは異なる教育内容及び方法に配慮して教育活動を行っている。この全ての教育活動を担うものは、人であり、それぞれの担当者の性格・姿勢・力量等々が、その教育を成功させるか、失敗するか、の分水嶺となる。そのため、短期大学部教員には、短期大学固有の教育評価と研究評価が求められるべきであり、特に採用時や昇任時に際しては、その点に配慮した審査が行われなくてはならない。こうした評価内容に関して、学内的な共通理解を形成していく必要があり、その努力は、教育を根本的に支えるものとなる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	短期大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表F-3】	学科構成（学科・専攻課程、専攻科）	
【表F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表2-4】	学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数(最高、最低、平均授業時間数)	
【表2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-6】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）（過去5年間）	
【表3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料F-1】	寄附行為	
	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	
【資料F-2】	短期大学案内（最新のもの）	
	鎌倉女子大学 2015 大学案内	
【資料F-3】	短期大学学則	
	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成26年度 学生募集要項 鎌倉女子大学短期大学部	
	平成26年度 短期大学部専攻科 学生募集要項	
【資料F-5】	学生便覧、履修要項	
	2014年版 履修の手引 鎌倉女子大学短期大学部	
	2014年版 学生生活の手引 鎌倉女子大学短期大学部	
【資料F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成26年度 事業計画	
【資料F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成26年度 事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料F-2】と同じ
	鎌倉女子大学 2015 大学案内（Access & Map）	
	KAMAKURA WOMEN' S UNIVERSITY CAMPUS MAP	
【資料F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	平成26年度 規程集目次	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	平成26年度 役員及び評議員一覧	
	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	

基準1. 使命・目的等

コード	基準項目	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
1-1-① 意味・内容の具体性と明確性		
1-1-② 簡潔な文章化		
・使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。		
【資料1-1-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条（目的）／第51条（専攻科の目的）	【資料F-3】と同じ
・使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。		
【資料1-1-2】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条（目的）／第51条（専攻科の目的）	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-3】	大学案内（13ページ【建学の精神】）	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-4】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞建学の精神	

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
1-2-① 個性・特色の明示		
・使命・目的及び教育目的に短期大学の個性・特色を反映し、明示しているか。		
【資料1-2-1】	大学案内（16～19ページ【鎌倉女子大学の学びの特色】）	【資料F-2】と同じ
1-2-② 法令への適合		
・学校教育法第108条に照らして、短期大学として適切な目的を掲げているか。		
【資料1-2-2】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条（目的）／第51条（専攻科の目的）	【資料F-3】と同じ
1-2-③ 変化への対応		
・社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っているか。		
【資料1-2-3】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条の2（自己点検及び評価）	【資料F-3】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
1-3-① 役員、教職員の理解と支持		
・使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。		
【資料1-3-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」 第8条（審議事項）	【資料3-3-2】と同じ
【資料1-3-2】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」 第5条（審議事項）	【資料3-2-2】と同じ
1-3-② 学内外への周知		
・使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。		
【資料1-3-3】	大学案内（13ページ【建学の精神】）	【資料F-2】と同じ
【資料1-3-4】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞建学の精神	【資料1-1-4】と同じ
【資料1-3-5】	履修の手引（206ページ【鎌倉女子大学短期大学部 学則】）	【資料F-5】と同じ
【資料1-3-6】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞情報公開＞学則＞鎌倉女子大学短期大学部学則	
【資料1-3-7】	シラバス「建学の精神」	
【資料1-3-8】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 法人＞学校法人鎌倉女子大学＞「学園だより」巻頭言	
【資料1-3-9】	機関誌「緑苑」	
【資料1-3-10】	「求人のためのご案内—磨きあう知と心—」（就職センター発行）	
【資料1-3-11】	「求人のためのご案内—人間力あふれる教育・保育者を求める皆さまへ—」（教職センター発行）	
【資料1-3-12】	『知と心の教育 —鎌倉女子大学「建学の精神」の話』	
1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映		
・使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。		
【資料1-3-13】	中期計画（平成25年度～平成29年度）	
・使命・目的及び教育目的をディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映しているか。		
【資料1-3-14】	3つのポリシー	
1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性		
・使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。		
【資料1-3-15】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第4条（学科名）／第49条（専攻科名）	【資料F-3】と同じ
【資料1-3-16】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」 第2条（組織）／別表	【資料3-1-2】と同じ
【資料1-3-17】	学生生活の手引（12ページ【鎌倉女子大学組織図】）	【資料F-5】と同じ

基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知		
・アドミッションポリシーを明示しているか。		
【資料2-1-1】	ポリシー策定（平成25年度第2, 3, 9回教授会資料）	
【資料2-1-2】	平成27年度 学生募集要項[A0入試（プレゼンテーション型）・A0入試（自己推薦型）・公募推薦入試]	後日発送
【資料2-1-3】	平成27年度 学生募集要項 [一般入試・センター試験利用入試・社会人特別選抜入試]	後日発送
【資料2-1-4】	2015 入試ガイド（1ページ）	
【資料2-1-5】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要>教育方針（3つのポリシー）>アドミッションポリシー	
【資料2-1-6】	平成25年度A0・推薦入試説明会（3～5ページ）	
【資料2-1-7】	平成27年度 短期大学部専攻科 学生募集要項	後日発送
2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫		
・アドミッションポリシーに沿って、公正かつ妥当な独自の入学者選抜方法により、適切な体制のもとに運用しているか。		
【資料2-1-8】	大学案内（118～122ページ【入試インフォメーション】【出身高校一覧】【入試についてのQ&A】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-1-9】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 受験生のみなさま>入試情報/入試結果	
【資料2-1-10】	2015 入試ガイド	【資料2-1-4】と同じ
【資料2-1-11】	平成26年度「併設校推薦入試」について/平成27年度「併設校推薦入試」について（併設校高等部への依頼状）	
【資料2-1-12】	平成26年度指定校推薦入試学生募集要項/平成27年度指定校推薦入試学生募集について（依頼状）	
【資料2-1-13】	平成26年度 学生募集要項 [A0入試（プレゼンテーション型）・A0入試（自己推薦型）・公募推薦入試]	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-14】	平成26年度 学生募集要項 [一般入試・センター試験利用入試・社会人特別選抜入試]	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-15】	「鎌倉女子大学短期大学部 入試委員会規程」	
【資料2-1-16】	「鎌倉女子大学短期大学部 入学者選抜規則」	
【資料2-1-17】	短期大学部入試委員会（入試判定会議）議事録	
【資料2-1-18】	「鎌倉女子大学短期大学部 大学入試センター試験実施委員会規程」	
【資料2-1-19】	入試情報掲載の雑誌・サイト例	
【資料2-1-20】	平成26年度入学試験問題	
【資料2-1-21】	平成26年度 短期大学部専攻科 学生募集要項	【資料F-4】と同じ
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持		
・教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。		
【資料2-1-22】	エビデンス集（データ編） 【表F-4】学科の学生定員及び在籍学生数	
【資料2-1-23】	エビデンス集（データ編）	

	【表F-5】専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【資料2-1-24】	エビデンス集（データ編） 【表2-1】学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移	
【資料2-1-25】	エビデンス集（データ編）【表2-2】学科別の在籍者数	
【資料2-1-26】	エビデンス集（データ編）【表2-3】専攻科の入学者数の内訳	
【資料2-1-27】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要>情報公開>学生数・教員数	
【資料2-1-28】	大学案内（123ページ【学生数】）	【資料F-2】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化		
・教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しているか。		
【資料2-2-1】	ポリシー策定（平成25年度第2, 3, 9回教授会資料）	【資料2-1-1】と同じ
【資料2-2-2】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要>教育方針（3つのポリシー）>カリキュラムポリシー	
【資料2-2-3】	履修の手引（154～155, 158, 174ページ【カリキュラムポリシー】）	【資料F-5】と同じ
2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発		
・教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。		
【資料2-2-4】	エビデンス集（データ編）【表2-5】授業科目の概要	
【資料2-2-5】	ポリシー策定に伴うカリキュラム区分の変更、シラバス形式及び内容の変更（平成25年度第2回教授会議事録）	
【資料2-2-6】	平成26年度カリキュラム改定（平成25年度第2, 3, 4, 7回教務委員会）	
【資料2-2-7】	学士力のシラバスへの表記について（平成25年度第5回教務委員会資料）	
【資料2-2-8】	シラバス作成の手引（2, 5ページ【建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献】）	
【資料2-2-9】	履修の手引（24, 29ページ【免許・資格プログラム】【企業学習プログラム】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-10】	履修の手引（160～162, 176ページ【カリキュラム一覧】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-11】	大学案内（73～74, 81ページ【学びの特色】【カリキュラム一覧】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-2-12】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要>情報公開>シラバス（平成26年度）	
・授業内容・方法等に工夫をしているか。		
【資料2-2-13】	大学案内（76～77ページ【初等教育学科授業紹介】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-2-14】	シラバス「保育内容演習表現」	
【資料2-2-15】	シラバス「幼児指導」	
【資料2-2-16】	平成25年度カリキュラムマップ	
【資料2-2-17】	初等教育学科フレッシュマンセミナー（幼稚部見学）	
【資料2-2-18】	平成25年度 夏休み社会体験プログラム	
【資料2-2-19】	シラバス「保育・教職実践演習（幼・小）」	
【資料2-2-20】	シラバス作成の手引（6ページ【授業方法の表記例】）	
【資料2-2-21】	ICT活用ツール一覧	
【資料2-2-22】	シラバス「インターンシップ（幼稚園）」「インターンシップ（保育所）」「インターンシップ（児童厚生施設）」	
【資料2-2-23】	平成25年度放課後児童健全育成事業指導員研修会	

・教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。		
【資料2-2-24】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 キャリア教育・FD委員会規程」	
・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。		
【資料2-2-25】	エビデンス集（データ編）【表2-7】 修得単位状況	
【資料2-2-26】	エビデンス集（データ編） 【表2-8】 年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【資料2-2-27】	履修の手引（17ページ【1単位の学修量】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-28】	シラバス作成の手引（3,5ページ【準備学習・発展学習】）	
2-3. 学修及び授業の支援		
2-3-① 教員と職員の協働並びにTA等の活用による学修支援及び授業支援の充実		
・教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。		
【資料2-3-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」	
【資料2-3-2】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 免許・資格指導委員会規程」	
【資料2-3-3】	各種委員会一覧	
【資料2-3-4】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第14条（教務課）／第15条（学務課）／第16条（免許・資格指導課）／第24条（教職課）	【資料3-5-2】と同じ
・オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。		
【資料2-3-5】	学生生活の手引（50ページ【オフィスアワー制度】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-3-6】	平成26年度春semester 研究日・オフィスアワー一覧	
【資料2-3-7】	教員基本情報・担当状況記入票提出およびメールアドレス公開について（お願い）	
・教員の教育活動を支援するために、TA等を適切に活用しているか。		
【資料2-3-8】	「学校法人鎌倉女子大学 ティーチング・アシスタント規程」	
【資料2-3-9】	シラバス「女性と文化」	
【資料2-3-10】	平成26年度春semester 助手配置	
【資料2-3-11】	平成26年度春semester 大学・短大 情報科学関連講義時間割	
【資料2-3-12】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」 第4条（職務）第6号	【資料3-1-2】と同じ
・中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。		
【資料2-3-13】	エビデンス集（データ編）【表2-4】 学科別の退学者数の推移	
【資料2-3-14】	退学願	
【資料2-3-15】	退学に関する経過報告	
【資料2-3-16】	休学に関する経過報告	
【資料2-3-17】	継続履修届	
・学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。		
【資料2-3-18】	平成25年度授業改善アンケート結果報告書	
【資料2-3-19】	平成24年度学生生活実態調査報告書	
【資料2-3-20】	平成25年度学生生活実態調査報告書	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用		
・単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているか。		
【資料2-4-1】	エビデンス集（データ編）【表2-6】 成績評価基準	

【資料2-4-2】	エビデンス集（データ編）【表2-7】修得単位状況	
【資料2-4-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-8】年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【資料2-4-4】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 26条（単位の認定）／28条（授業科目の成績評価）／29条（成績評価要件）	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 履修規程」第10条（成績評価）	
【資料2-4-6】	シラバス作成の手引（3～5ページ【成績評価】）	
【資料2-4-7】	履修の手引（20～21ページ【成績評価】【GPA】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-8】	成績評価についての依頼文（平成25年度第4回教授会資料）	
【資料2-4-9】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 スカラシップ入試奨学金規程」第3条（資格）	【資料2-7-5】と同じ
【資料2-4-10】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」第13条（単位の互換）	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-11】	「鎌倉女子大学、鎌倉女子大学短期大学部間の単位互換に係わる協定書」	
【資料2-4-12】	「鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部による鎌倉女子大学高等部からの単位互換履修生受入れに関する覚書」	
【資料2-4-13】	履修の手引（22～24ページ【既修得単位認定】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-14】	単位互換協定に基づく単位認定の状況及び単位互換協定以外で短期大学独自に行っている単位認定の状況（平成25年度実績）	
【資料2-4-15】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」第9条（履修単位）	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-16】	履修の手引（160ページ【初等教育学科卒業要件単位】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-17】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学位規程」 第13条（学位授与の審議・判定）	
【資料2-4-18】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」第54条	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-19】	履修の手引（176ページ【専攻科卒業要件単位】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-20】	ポリシー策定（平成25年度第2,3,9回教授会資料）	【資料2-1-1】と同じ
【資料2-4-21】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞教育方針（3つのポリシー）＞ディプロマポリシー	
【資料2-4-22】	履修の手引（154,158,174ページ【ディプロマポリシー】）	【資料F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備		
・インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。		
【資料2-5-1】	履修の手引（24,29ページ【免許・資格プログラム】【企業学習プログラム】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-2】	建学の精神実践講座 開設講座（平成25年度第12回教授会資料）	
【資料2-5-3】	シラバス「建学の精神実践講座①」	
【資料2-5-4】	シラバス「保育実習Ⅰ（保育所）」	
【資料2-5-5】	平成25年度 夏休み社会体験プログラム	【資料2-2-18】と同じ
【資料2-5-6】	鎌倉女子大学キャリアサポートガイド	
【資料2-5-7】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第23条（就職課）／第24条（教職課）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-5-8】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 就職＞オリエンテーション・支援講座	
【資料2-5-9】	学生生活の手引（68～73ページ【就職支援】）	【資料F-5】と同じ

【資料2-5-10】	「就職総合ガイダンス」実施のお知らせ	
【資料2-5-11】	就職ガイドブック	
【資料2-5-12】	学生生活の手引（64～67ページ【就職への支援】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-13】	私立幼稚園・保育所就職活動直前ガイダンス	
【資料2-5-14】	「私立幼稚園特別ガイダンス」実施のお知らせ	
【資料2-5-15】	平成25年度初等教育学科私立幼稚園・保育所採用内定者報告会実施要項	
【資料2-5-16】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 就職>教員採用試験対策講座	
【資料2-5-17】	教員採用試験対策講座	
【資料2-5-18】	平成25年度教員採用候補者選考試験説明会（掲示物）	
【資料2-5-19】	平成25年度教員・保育士採用選考試験合格者報告会実施要項	
【資料2-5-20】	シラバス「インターンシップ（幼稚園）」「インターンシップ（保育所）」「インターンシップ（児童厚生施設）」	【資料2-2-22】と同じ
【資料2-5-21】	平成25年度放課後児童健全育成事業指導員研修会 資料	【資料2-2-23】と同じ
・就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。		
【資料2-5-22】	エビデンス集（データ編）【表2-9】就職相談室等の利用状況	
【資料2-5-23】	エビデンス集（データ編）【表2-10】就職の状況	
【資料2-5-24】	エビデンス集（データ編）【表2-11】卒業後の進路先の状況	
【資料2-5-25】	大学案内（92～93ページ【就職支援】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-5-26】	鎌倉女子大学キャリアサポートガイド	【資料2-5-6】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発		
・学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。		
【資料2-6-1】	平成25年度授業改善アンケート結果報告書	【資料2-3-18】と同じ
【資料2-6-2】	平成24年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-19】と同じ
【資料2-6-3】	平成25年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-20】と同じ
【資料2-6-4】	Myポートフォリオ（平成25年度）	
【資料2-6-5】	免許・資格取得状況（過去3年間）	
【資料2-6-6】	進路・就職に関するアンケート	
【資料2-6-7】	平成25年度卒業生 進路就職報告（平成26年度第2回教授会資料）	
【資料2-6-8】	平成25年度教員採用試験2次試験状況（自治体別）（平成25年度9月教授会資料）	
2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック		
・点検・評価の結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。		
【資料2-6-9】	平成26年度シラバス様式改訂（平成25年度第2,3回教務委員会）	
【資料2-6-10】	履修シート	
【資料2-6-11】	大学案内（78ページ【初等教育学科の就職状況】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-6-12】	エビデンス集（データ編）【表2-10】就職の状況	
【資料2-6-13】	エビデンス集（データ編）【表2-11】卒業後の進路先の状況	
2-7. 学生サービス		
2-7-① 学生生活の安定のための支援		

鎌倉女子大学短期大学部

・学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。		
【資料2-7-1】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第20条（学生課）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-7-2】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学生生活委員会規程」	
・奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。		
【資料2-7-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-13】短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）	
【資料2-7-4】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学奨学金規程」	
【資料2-7-5】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 スカラシップ入試奨学金規程」	
【資料2-7-6】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置規程」	
【資料2-7-7】	学生生活の手引（42～45ページ【奨学金】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-8】	平成26年度鎌倉女子大学奨学金 募集要項	
・学生の課外活動への支援を適切に行っているか。		
【資料2-7-9】	エビデンス集（データ編） 【表2-14】学生の課外活動への支援状況	
【資料2-7-10】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学友会に関する規程」	
【資料2-7-11】	学生生活の手引（53～61ページ【クラブ・同好会】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-12】	大学案内（112～113ページ【クラブ活動】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-7-13】	Club Information	
【資料2-7-14】	平成25年度 学友会WEEK実施要領	
【資料2-7-15】	平成25年度 リーダーズミーティング 実施要領	
【資料2-7-16】	平成25年度 コミュニティモールコンサート開催一覧	
【資料2-7-17】	学生生活の手引（62～63ページ【ボランティア】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-18】	平成26年度 ボランティア活動説明会資料	
【資料2-7-19】	平成25年度 ボランティア連携先一覧	
【資料2-7-20】	平成24年度 東日本大震災復興支援ボランティア実施要領	
【資料2-7-21】	平成25年度 クリーンアップ隊 活動状況	
【資料2-7-22】	学生支援プログラム「グリーンプロジェクト」	
・学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているか。		
【資料2-7-23】	エビデンス集（データ編）【表2-12】学生相談室、医務室等の利用状況	
【資料2-7-24】	大学案内（98ページ【バックアップ体制】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-7-25】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第11条（保健課）／第20条（学生課）／第21条（学生相談室）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-7-26】	「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」 第6条（相談窓口）	【資料3-1-6】と同じ
【資料2-7-27】	学生生活の手引（48～49ページ【健康支援】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-28】	平成25年度健康診断受診状況・保健センター利用状況	
【資料2-7-29】	保健だより（平成25年4, 5, 6, 10月号）	
【資料2-7-30】	感染症予防について（掲示物）	
【資料2-7-31】	MR接種勧奨の通知	
【資料2-7-32】	学生生活の手引（50～52ページ【学生相談】）	【資料F-5】と同じ

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用		
・学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。		
【資料2-7-33】	平成24年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-19】と同じ
【資料2-7-34】	平成25年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-20】と同じ
【資料2-7-35】	各種行事実施後のアンケート	
【資料2-7-36】	平成25年度 クラブ・同好会主将面談実施要領	
【資料2-7-37】	学生生活の手引（22ページ【鎌倉女子大学ポータルサイト】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-38】	鎌倉女子大学ポータルサイト (https://portal.kamakura-u.ac.jp/campusweb/top.do)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置		
・学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。		
【資料2-8-1】	エビデンス集（データ編） 【表F-6】全学の教員組織（学科等）、全学の教員組織（専攻科等）	
【資料2-8-2】	エビデンス集（データ編） 【表2-16】学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【資料2-8-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-17】学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
・専任教員の年齢のバランスがとれているか。		
【資料2-8-4】	エビデンス集（データ編） 【表2-15】専任教員の学科、専攻科ごとの年齢別の構成	
2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取組み		
・教員の採用・昇任の方針に基づく規程を定めて、かつ適切に運用しているか。		
【資料2-8-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 教員資格審査規程」	
【資料2-8-6】	教育活動報告書	
【資料2-8-7】	研究活動報告書	
・FD活動が組織的に行われ、授業アンケート結果の公表が行われ、活用されているか。教員研修が行われているか。		
【資料2-8-8】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 キャリア教育・FD委員会規程」	【資料2-2-24】と同じ
【資料2-8-9】	平成25年度FDスケジュール（平成25年度第1回キャリア教育・FD委員会資料）	
【資料2-8-10】	平成25年度授業改善アンケート実施方法（平成25年度第1回キャリア教育・FD委員会資料）	
【資料2-8-11】	平成25年度授業改善アンケート結果報告書	【資料2-3-18】と同じ
【資料2-8-12】	平成26年度授業改善アンケート（平成25年度第6回キャリア教育・FD委員会資料）	
【資料2-8-13】	平成26年度授業公開（ピアレビュー）及び意見交換	
【資料2-8-14】	平成25年度みどり祭オープンクラス実施科目	
【資料2-8-15】	FD講演会	
【資料2-8-16】	平成26年度新任教員研修FDワークショップ	
【資料2-8-17】	CEFDニュースレター第11号	

【資料2-8-18】	平成26年度教務研修会	
【資料2-8-19】	平成26年度教務研修会（新任研修）案内状	
【資料2-8-20】	平成24年度「教育・研究に関する研修会」	
2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備		
・教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。		
【資料2-8-21】	ポリシー策定に伴うカリキュラム区分の変更、シラバス形式及び内容の変更（平成25年度第2回教授会議事録）	【資料2-2-5】と同じ
【資料2-8-22】	シラバス作成の手引（2,5ページ【建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献】）	【資料2-2-8】と同じ
【資料2-8-23】	「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」	【資料2-3-1】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理		
・教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。		
【資料2-9-1】	エビデンス集（データ編）【表2-18】校地、校舎等の面積	
【資料2-9-2】	エビデンス集（データ編）【表2-19】教員研究室の概要	
【資料2-9-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-20】講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【資料2-9-4】	エビデンス集（データ編）【表2-22】その他の施設の概要	
【資料2-9-5】	校舎図面	
【資料2-9-6】	KAMAKURA WOMEN' S UNIVERSITY CAMPUS MAP	【資料F-8】と同じ
【資料2-9-7】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞環境・施設＞大船キャンパス	
【資料2-9-8】	大学案内（100～103ページ【キャンパスマップ】，104～109ページ【施設・設備】，114～115ページ【周辺環境】，116ページ【関連キャンパス】，125ページ【Access&Map】）	【資料F-2】 【資料F-8】と同じ
【資料2-9-9】	学生生活の手引（97～106ページ【大船キャンパス】 【岩瀬キャンパス】 【教育研修施設】 【キャンパス周辺MAP】）	【資料F-5】と同じ
・教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。		
【資料2-9-10】	KAMAKURA WOMEN' S UNIVERSITY CAMPUS MAP	【資料F-8】と同じ
【資料2-9-11】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞環境・施設＞大船キャンパス	【資料2-9-7】と同じ
【資料2-9-12】	大学案内（100～103ページ【キャンパスマップ】，104～109ページ【施設・設備】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-9-13】	学生生活の手引（93ページ【東山ビオトープ】，96ページ【カンティーン・カフェテリア・ショップ】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-14】	施設管理部 中・長期保全計画書	
【資料2-9-15】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第3条（総務課）／第6条（施設課）	【資料3-5-2】と同じ
・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。		
【資料2-9-16】	エビデンス集（データ編）【表2-23】図書、資料の所蔵数	
【資料2-9-17】	エビデンス集（データ編）【表2-24】学生閲覧室等	
【資料2-9-18】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館規程」	
【資料2-9-19】	鎌倉女子大学図書館ホームページ （ http://www.kamakura-u.ac.jp/library/ ）	
【資料2-9-20】	学生生活の手引（86～92ページ【図書館】）	【資料F-5】と同じ

【資料2-9-21】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館運営委員会規程」	
【資料2-9-22】	図書館入館者数・貸し出し冊数	
・教育目的の達成のため、コンピュータ等のIT施設を適切に整備しているか。		
【資料2-9-23】	エビデンス集（データ編）【表2-25】情報センター等の状況	
【資料2-9-24】	学生生活の手引（94～95ページ【情報処理演習室等】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-25】	ICT活用ツール一覧	【資料2-2-21】と同じ
【資料2-9-26】	「学校法人鎌倉女子大学 情報教育推進委員会規程」	
・施設・設備の安全性（耐震等）を確保しているか。		
【資料2-9-27】	大地震が発生した時（揭示物）	
【資料2-9-28】	防災訓練実施について	
・施設・設備の利便性（バリアフリー等）に配慮しているか。		
【資料2-9-29】	バリアフリー整備状況	
・施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。		
【資料2-9-30】	平成25年度 学生生活実態調査報告書	【資料2-3-20】と同じ
【資料2-9-31】	鎌倉女子大学図書館利用者アンケート調査について	
2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理		
・授業を行う学生数（クラスサイズ等）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。		
【資料2-9-32】	平成26年度春 Semester 科目別履修人数一覧	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明		
・組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。		
【資料3-1-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	【資料F-1】と同じ
【資料3-1-2】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」	
【資料3-1-3】	「学校法人鎌倉女子大学 就業規則」	
【資料3-1-4】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 研究倫理規程」	
【資料3-1-5】	「学校法人鎌倉女子大学 個人情報の保護に関する規程」	
【資料3-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」	
3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力		
・使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。		
【資料3-1-7】	中期計画（平成25年度～平成29年度）	【資料1-3-13】と同じ
3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守		
・質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。		
【資料3-1-8】	エビデンス集（データ編） 【表3-2】短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮		
・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。		
【資料3-1-9】	「学校法人鎌倉女子大学 危機管理規程」	

【資料3-1-10】	「学校法人鎌倉女子大学 防火・防災管理規程」	
【資料3-1-11】	防災訓練実施について	【資料2-9-28】と同じ
【資料3-1-12】	大地震が発生した時（掲示物）	【資料2-9-27】と同じ
【資料3-1-13】	感染症予防について（掲示物）	【資料2-7-30】と同じ
【資料3-1-14】	事故対応マニュアル（AEDの設置場所）	
・環境や人権について配慮しているか。		
【資料3-1-15】	大船キャンパス校舎使用について	
【資料3-1-16】	「学校法人鎌倉女子大学 個人情報の保護に関する規程」	【資料3-1-5】と同じ
【資料3-1-17】	「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」	【資料3-1-6】と同じ
【資料3-1-18】	「学校法人鎌倉女子大学 公益通報に関する規程」	
3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表		
・教育情報及び財務等の経営情報を公表しているか。		
【資料3-1-19】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 大学概要＞情報公開	
【資料3-1-20】	エビデンス集（データ編） 【表3-3】教育研究活動等の情報の公表状況について	
【資料3-1-21】	「学校法人鎌倉女子大学 財務情報開示規程」	
【資料3-1-22】	学園だより第167号（7ページ） 「学校法人鎌倉女子大学 平成24年度 事業の概要」	
【資料3-1-23】	エビデンス集（データ編）【表3-4】財務情報の公表	
3-2. 理事会の機能		
3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性		
・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。		
・理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。		
【資料3-2-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第17条（理事会）	【資料F-1】と同じ
【資料3-2-2】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」	
【資料3-2-3】	平成26年度 役員及び評議員一覧	【資料F-10】と同じ
・理事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。		
【資料3-2-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第5条（役員）／第6条（理事の選任）／第9条（役員の任期）	【資料F-1】と同じ
・理事の出席状況は適切か。		
【資料3-2-5】	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性		
・教育に関わる学内意思決定機関の組織を適切に整備し、適切に機能しているか。		
【資料3-3-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第42条（教授会）	【資料F-3】と同じ
【資料3-3-2】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」	
・教学に関する重要な意思決定機関または審議機関の組織上の位置づけが明確になっているか。		
【資料3-3-3】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」	【資料3-3-2】と同じ
【資料3-3-4】	「鎌倉女子大学短期大学部 学部長会議規程」	

【資料3-3-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」	【資料2-3-1】と同じと同じ
【資料3-3-6】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学生生活委員会規程」	【資料2-7-2】と同じ
【資料3-3-7】	「鎌倉女子大学短期大学部 入試委員会規程」	【資料2-1-15】と同じ
【資料3-3-8】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 就職委員会規程」	
【資料3-3-9】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 教職委員会規程」	
・教育に関わる学内意思決定機関の組織が短期大学の使命・目的及び学修者の要求に対応できるよう適切に機能しているか。		
【資料3-3-10】	各種委員会一覧	【資料2-3-3】と同じ
3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮		
・短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備しているか。		
【資料3-3-11】	「鎌倉女子大学短期大学部 学部長会議規程」 第3条（議長）	【資料3-3-4】と同じ
【資料3-3-12】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」 第7条（議長）	【資料3-3-2】と同じ
【資料3-3-13】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」 第2条（議長）	【資料3-2-2】と同じ
【資料3-3-14】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」 第3条（議長）	【資料3-4-1】と同じ
【資料3-3-15】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」 第3条（職員）第3項／第4条（職務）第10号	【資料3-1-2】と同じ
【資料3-3-16】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第10条（教育調査企画室）	【資料3-5-2】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化		
・意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。		
【資料3-4-1】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」	
3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性		
・法人と短期大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。		
【資料3-4-2】	「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規則」	
【資料3-4-3】	内部監査計画書	
・監事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。		
【資料3-4-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第7条（監事の選任）	【資料F-1】と同じ
・監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。		
【資料3-4-5】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	
【資料3-4-6】	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10】と同じ
【資料3-4-7】	平成26年度 監事の監査計画書	
【資料3-4-8】	平成26年度 監事の監査実施計画（別表Ⅰ）	
【資料3-4-9】	監事の年間スケジュール（月間予定）及び定例会のテーマ・監査の項目等（別表Ⅱ）	

・評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。		
【資料3-4-10】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第22条（諮問事項）／第23条（評議員会の意見具申等）	【資料F-1】と同じ
・評議員の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。		
【資料3-4-11】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第20条（評議員会）／第24条（評議員の選任）	【資料F-1】と同じ
・評議員の評議員会への出席状況は適切か。		
【資料3-4-12】	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10】と同じ
3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営		
・トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。		
【資料3-4-13】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」 第2条（議長）	【資料3-2-2】と同じ
【資料3-4-14】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」 第3条（議長）	【資料3-4-1】と同じ
・教職員の提案等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、運営の改善に反映しているか。		
【資料3-4-15】	各種委員会一覧	【資料2-3-3】と同じ
【資料3-4-16】	「学校法人鎌倉女子大学 稟議規程」	
3-5. 業務執行体制の機能性		
3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保		
・使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。		
【資料3-5-1】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」	【資料3-1-2】と同じ
【資料3-5-2】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」	
・事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。		
【資料3-5-3】	エビデンス集（データ編） 【表3-1】職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【資料3-5-4】	「学校法人鎌倉女子大学 職員任用規程」	
【資料3-5-5】	各種委員会一覧	【資料2-3-3】と同じ
【資料3-5-6】	平成24年度「教育・研究に関する研修会」	【資料2-8-20】と同じ
3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性		
・業務執行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。		
【資料3-5-7】	「職務目標報告書」実施について	
【資料3-5-8】	職務目標報告書	
【資料3-5-9】	「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規則」	【資料3-4-2】と同じ
3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意		
・職員の資質・能力向上のための研修（SD）などの組織的な取組みを実施しているか。		
【資料3-5-10】	平成24年度「教育・研究に関する研修会」	【資料2-8-20】と同じ
【資料3-5-11】	平成25年度 教職員研修等参加状況	
【資料3-5-12】	「職務目標報告書」実施について	【資料3-5-7】と同じ

【資料3-5-13】	職務目標報告書	【資料3-5-8】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立		
・財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。		
【資料3-6-1】	中長期財務計画	
【資料3-6-2】	施設整備事業計画	
3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保		
・安定した財務基盤を確立しているか。		
・使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。		
【資料3-6-3】	エビデンス集（データ編） 【表3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【資料3-6-4】	エビデンス集（データ編） 【表3-6】消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【資料3-6-5】	エビデンス集（データ編） 【表3-7】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【資料3-6-6】	計算書類（平成21年度～平成25年度）	
【資料3-6-7】	平成26年度収支予算書	
【資料3-6-8】	平成25年度補正収支予算書	
【資料3-6-9】	平成25年度財産目録	
【資料3-6-10】	資金運用状況（平成21年度～平成25年度）	
【資料3-6-11】	エビデンス集（データ編） 【表3-8】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）	
・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。		
【資料3-6-12】	外部資金導入状況（平成21年度～平成25年度）	
【資料3-6-13】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第19条（研究支援課）	【資料3-5-2】と同じ
3-7. 会計		
3-7-① 会計処理の適正な実施		
・学校法人会計基準や経理規程等の基づく会計処理を適正に実施しているか。		
【資料3-7-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	【資料F-1】と同じ
【資料3-7-2】	「学校法人鎌倉女子大学 経理規程」	
【資料3-7-3】	「学校法人鎌倉女子大学 資金運用に関する規程」	
・予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。		
【資料3-7-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第22条（諮問事項）第4号	【資料F-1】と同じ
【資料3-7-5】	平成25年度補正収支予算書	【資料3-6-8】と同じ
3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施		
・会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施しているか。		
【資料3-7-6】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	【資料3-4-5】と同じ
【資料3-7-7】	平成26年度 監事の監査計画書	【資料3-4-7】と同じ
【資料3-7-8】	監査報告書	

基準4. 自己点検・評価

コード	基準項目	備考
	該当する資料名及び該当ページ	

4-1. 自己点検・評価の適切性		
4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価		
・短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。		
【資料4-1-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条の2（自己点検及び評価）	【資料F-3】と同じ
【資料4-1-2】	「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」	
【資料4-1-3】	自己点検・評価報告書項目一覧（平成10年度～平成24年度）	
【資料4-1-4】	自己点検・評価報告書（平成24年4月1日～平成25年5月1日）	
4-1-② 自己点検・評価体制の適切性		
・教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。		
【資料4-1-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条の2（自己点検及び評価）	【資料F-3】と同じ
【資料4-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」	【資料4-1-2】と同じ
4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性		
・自己点検・評価を定期的に実施しているか。		
【資料4-1-7】	自己点検・評価報告書項目一覧（平成10年度～平成24年度）	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価		
・エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。		
【資料4-2-1】	自己点検・評価報告書 作成要領	
4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析		
・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。		
【資料4-2-2】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第12条（情報教育センター）	【資料3-5-2】と同じ
4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表		
【資料4-2-3】	平成19年度自己点検・評価報告書	
【資料4-2-4】	自己点検・評価報告書（平成24年4月1日～平成25年5月1日）	【資料4-1-4】と同じ
【資料4-2-5】	鎌倉女子大学ホームページ（ http://www.kamakura-u.ac.jp/ ） 情報公開＞自己点検・評価	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性		
・自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ短期大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。		
【資料4-3-1】	「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」	【資料4-1-2】と同じ
【資料4-3-2】	中期計画（平成25年度～平成29年度）	【資料1-3-13】と同じ
【資料4-3-3】	認証評価結果（向上・充実のための課題）の改善状況	

基準A. 女子短期大学としての『女子教育』

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 女子短期大学における教育研究		
A-1-① 女子短期大学の特色を活かした教育プログラムの開発		
【資料A-1-1】	建学の精神実践講座 開設講座（平成25年度第12回教授会資料）	【資料2-5-2】と同

		じ
【資料A-1-2】	シラバス「女性と文化」	【資料2-3-9】と同じ
【資料A-1-3】	「危機管理対策」実施要領	
【資料A-1-4】	平成25年度カリキュラマップ	【資料2-2-16】と同じ
【資料A-1-5】	「保育入門講座」資料	
A-1-② 女性のキャリア形成に関するサポート体制の構築		
【資料A-1-6】	鎌倉女子大学キャリアサポートガイド	【資料2-5-6】と同じ
【資料A-1-7】	平成25年度 リーダーズミーティング 実施要領	【資料2-7-15】と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。